



接続約款変更認可申請書

東相制第 12-0108 号
平成 25 年 1 月 22 日

総務大臣
新藤 義孝 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにししんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目 19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

登録年月日及び登録番号

平成 16 年 4 月 1 日 第 233 号

電気通信事業法第 33 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新	
(用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。		(用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。	
用語	意味	用語	意味
1～12 (略)	(略)	1～12 (略)	(略)
13 携帯・自動車電話事業者	電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)第9条第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者	13 携帯・自動車電話事業者	電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者
14 (略)	(略)	14 (略)	(略)
15 PHS事業者	電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者	15 PHS事業者	電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者
16～87 (略)	(略)	16～87 (略)	(略)
88 着信課金番号ポータビリティ	電気通信番号規則第10条第3号に規定する電気通信番号を使用する着信課金サービス(以下、当社又は協定事業者の契約約款等に規定する着信課金サービスをいいます。)に係る番号ポータビリティ。	88 着信課金番号ポータビリティ	電気通信番号規則第10条第1項第3号に規定する電気通信番号を使用する着信課金サービス(以下、当社又は協定事業者の契約約款等に規定する着信課金サービスをいいます。)に係る番号ポータビリティ。
89 一般番号ポータビリティ	電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号を使用する電話サービス又は総合デジタル通信サービスから同規則第9条第1号に規定する電気通信番号に係る協定事業者の音声伝送役務への番号ポータビリティ(他社契約者回線の設置場所を契約者回線の設置場所から変更しない場合、又は協定事業者が当社から同一番号移転可否情報(契約者回線番号等を変更することなく他社契約者回線の設置場所を変更できるか否かの情報(その他社契約者回線を契約者回線とみなした場合と同一の情報となります。))をいいます。以下同じとします。この欄において同一番号移転可情報に限り。提供を受けて他社契約者回線の設置場所を変更する場合に限り。)	89 一般番号ポータビリティ	電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を使用する電話サービス又は総合デジタル通信サービスから同規則第9条第1号に規定する電気通信番号に係る協定事業者の音声伝送役務への番号ポータビリティ(他社契約者回線の設置場所を契約者回線の設置場所から変更しない場合、又は協定事業者が当社から同一番号移転可否情報(契約者回線番号等を変更することなく他社契約者回線の設置場所を変更できるか否かの情報(その他社契約者回線を契約者回線とみなした場合と同一の情報となります。))をいいます。以下同じとします。この欄において同一番号移転可情報に限り。提供を受けて他社契約者回線の設置場所を変更する場合に限り。)
89-2 移動体番号ポータビリティ	電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号を使用する携帯・自動車電話サービスに係る番号ポータビリティ	89-2 移動体番号ポータビリティ	電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を使用する携帯・自動車電話サービスに係る番号ポータビリティ
90～98-2 (略)	(略)	90～98-2 (略)	(略)
98-3 特別中継局ルータ	中継局ルータであって、特別収容局ルータと対向するもの	98-3 削除	
99～109 (略)	(略)	99～109 (略)	(略)

(標準的な接続箇所)

第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内容
(1)～(7)-2 (略)	(略)
(7)-3 特別中継局ルータ	特別中継局ルータ(ISP接続用ルータを除きます。)におけるIP通信網間接続装置の他事業者側ポート又は当該IP通信網間接続装置と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(8) (略)	(略)

(標準的な接続箇所)

第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内容
(1)～(7)-2 (略)	(略)
(7)-3 削除	
(8) (略)	(略)

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単位	料金額	備考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)	
		ウ 光信号伝送装置により、1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの(以下、「1 Gbit/s タイプ」といいます。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,685円	2-1の4に係る料金は含みません。
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,685円	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,736円	
ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの 1 回線ごとに 1,185円	——			
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの 1 回線ごとに 1,185円				
	(ウ) (7)(イ)以外のもの 1 回線ごとに 1,221円				
イ 4線式のもの		1 回線ごとに 2,441円			
ウ～エ (略)		(略)	(略)	(略)	

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単位	料金額	備考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)	
		ウ 光信号伝送装置により、1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの(以下、「1 Gbit/s タイプ」といいます。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,483円	2-1の4に係る料金は含みません。
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,483円	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,527円	
ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの 1 回線ごとに 1,250円	——			
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの 1 回線ごとに 1,250円				
	(ウ) (7)(イ)以外のもの 1 回線ごとに 1,288円				
イ 4線式のもの		1 回線ごとに 2,575円			
ウ～エ (略)		(略)	(略)	(略)	

(4) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1－2欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	アイ以外のもの	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	96円	
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	96円	
				(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに
			② 電話重畳する場合	B 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	1,247円	
					C A B以外のもの	1回線ごとに	1,284円
					A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	38円
		イ 第2群の伝送システムを用いるもの（収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限りません。）	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	388円	
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	388円	
				(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに
			② 電話重畳する場合	B 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	1,539円	
					C A B以外のもの	1回線ごとに	1,576円
					A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	330円
B 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	330円					

(4) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1－2欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	アイ以外のもの	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	107円	
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	107円	
				(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに
			② 電話重畳する場合	B 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	1,314円	
					C A B以外のもの	1回線ごとに	1,353円
					A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	40円
		イ 第2群の伝送システムを用いるもの（収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限りません。）	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	433円	
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	433円	
				(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに
			② 電話重畳する場合	B 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	1,640円	
					C A B以外のもの	1回線ごとに	1,679円
					A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	366円
B 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	366円					

(4)-2 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-4欄で接続する場合)	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	852円	—
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	852円	
		ウ アイ以外のもの	1回線ごとに	878円	
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア 端末回線により伝送を行う機能(128kbit/sの符号伝送が可能なものに限りませす。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	200円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	200円	
	イ (略)	(略)	(略)	(略)	
(6)~(9)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-1-1-2 加算料

		月額			
区分	単位	料金額	備考		
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	230円	—	
	イ~ウ (略)	(略)	(略)	(略)	

(4)-2 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-4欄で接続する場合)	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	837円	—
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	837円	
		ウ アイ以外のもの	1回線ごとに	862円	
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア 端末回線により伝送を行う機能(128kbit/sの符号伝送が可能なものに限りませす。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	173円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	173円	
	イ (略)	(略)	(略)	(略)	
(6)~(9)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-1-1-2 加算料

		月額			
区分	単位	料金額	備考		
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	241円	—	
	イ~ウ (略)	(略)	(略)	(略)	

(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	428円	—
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	0.597円	—
(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	373円	—
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	0.743円	—
(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-1-2 加算額

1回線ごとに月額

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) (略)		(略)	(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	(略)	(略)	(略)
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り。）を利用する場合	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	179円	—
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	188円	
		(7)(4)以外のもの	191円	

2-1-2 加算額

1回線ごとに月額

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) (略)		(略)	(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	(略)	(略)	(略)
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り。）を利用する場合	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	174円	—
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	183円	
		(7)(4)以外のもの	186円	

2-1の2 ISM折返し機能

月額

区 分		単 位	料金額	備 考	
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に収容する	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1Bチャンネルごとに	815円	—

2-1の2 ISM折返し機能

月額

区 分		単 位	料金額	備 考	
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に収容する	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1Bチャンネルごとに	831円	—

	特定の端末回線 (専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限り、)を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	23B+D チャンネルごとに	56,222円	—
--	--	--------------------------	-------------------	---------	---

	特定の端末回線 (専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限り、)を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	23B+D チャンネルごとに	57,997円	—
--	--	--------------------------	-------------------	---------	---

2-1の3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備 考
光信号電気信号変換機能	(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/sタイプ」といいます。)	ア 最大16の光信号端末回線を集線して接続するもの(以下「集線型利用」といいます。)	(7) 保守の区別がタイプ1のもの 1,516円
		(イ) 保守の区別がタイプ2のもの 1,516円	—
		(ウ) (7)(イ)以外のもの 1,561円	—
	イ 光信号端末回線を集線せずに接続するもの(以下「非集線型利用」といいます。)	(7) 保守の区別がタイプ1のもの 170円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ2のもの 170円	—
		(ウ) (7)(イ)以外のもの 175円	—
	(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の区別がタイプ1のもの 1,359円	—

2-1の3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備 考
光信号電気信号変換機能	(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/sタイプ」といいます。)	ア 最大16の光信号端末回線を集線して接続するもの(以下「集線型利用」といいます。)	(7) 保守の区別がタイプ1のもの 1,414円
		(イ) 保守の区別がタイプ2のもの 1,414円	—
		(ウ) (7)(イ)以外のもの 1,456円	—
	イ 光信号端末回線を集線せずに接続するもの(以下「非集線型利用」といいます。)	(7) 保守の区別がタイプ1のもの 182円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ2のもの 182円	—
		(ウ) (7)(イ)以外のもの 188円	—
	(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の区別がタイプ1のもの 839円	—

			イ 保守の 区別がタ イプ1- 2のもの	1,359 円	_____
			ウ アイ以 外のもの	1,400 円	

			イ 保守の 区別がタ イプ1- 2のもの	839 円	_____
			ウ アイ以 外のもの	864 円	

2-1の4 光信号多重分離機能

				月額	
		区 分		料金額	備 考
光信号多重 分離機能	光局内スプリッ タにより当社の 光信号伝送装置 及び光信号端末 回線間の光信号 の多重分離を行 う機能	ア 光信号主端 末回線の最大 収容数が4の もの又は光信 号端末回線の 最大収容数が 4のもの	(ア) 保守の区別がタ イプ1-1のもの	539 円	_____
			(イ) 保守の区別がタ イプ1-2のもの	539 円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	555 円	
		イ 光信号端末 回線の最大収 容数が8のもの	(ア) 保守の区別がタ イプ1-1のもの	71 円	_____
			(イ) 保守の区別がタ イプ1-2のもの	71 円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	73 円	

2-1の4 光信号多重分離機能

				月額	
		区 分		料金額	備 考
光信号多重 分離機能	光局内スプリッ タにより当社の 光信号伝送装置 及び光信号端末 回線間の光信号 の多重分離を行 う機能	ア 光信号主端 末回線の最大 収容数が4の もの又は光信 号端末回線の 最大収容数が 4のもの	(ア) 保守の区別がタ イプ1-1のもの	261 円	_____
			(イ) 保守の区別がタ イプ1-2のもの	261 円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	269 円	
		イ 光信号端末 回線の最大収 容数が8のもの	(ア) 保守の区別がタ イプ1-1のもの	152 円	_____
			(イ) 保守の区別がタ イプ1-2のもの	152 円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	157 円	

2-2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考		
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(2) 加入者交換機機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1加入者交換機機能メニュー利用ごとに	0.0634 円	_____		
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1通信ごとに	0.0273 円	_____		
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	8,666,667 円	_____		
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00001334 円	_____	
		イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1案内ごとに	0.00001511 円		
		ウ (略)	(略)	(略)		(略)
		エ 市内通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00001894 円		
		オ リルーティング通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00002148 円		
		カ PHS制御信号機能を利用する場合	活用型PHS事業者の提供する着信転送機能1契約者ごとに月額	0.00001534 円		
(7)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

2-2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考		
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(2) 加入者交換機機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1加入者交換機機能メニュー利用ごとに	0.0556 円	_____		
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1通信ごとに	0.0324 円	_____		
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	9,250,000 円	_____		
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00001544 円	_____	
		イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1案内ごとに	0.00001741 円		
		ウ (略)	(略)	(略)		(略)
		エ 市内通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00002131 円		
		オ リルーティング通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00002455 円		
		カ PHS制御信号機能を利用する場合	活用型PHS事業者の提供する着信転送機能1契約者ごとに月額	0.00001776 円		
(7)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

2-2の2 加入者交換機接続用伝送装置利用機能

区 分		単 位	料金額	備 考
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項表中第3欄で接続する場合において、通信用建物に設置された加入者交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備(50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なもの)に限ります。以下2-2の2及び2-5-2の2において同じとします。)とその加入者交換機との間に設置する伝送装置により信号の調整を実現する機能	(略)	(略)	(略)
	イ 加入者交換機(特定加入者交換機以外のもの)に限ります。)と協定事業者の設置する接続用伝送路設備との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行うもの	672回線(50Mbit/s相当)ごとに月額	22,066円	

2-3~2-4 (略)

2-5 中継伝送機能

2-5-1~2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	0.597円	—
	イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	0.597円	

2-2の2 加入者交換機接続用伝送装置利用機能

区 分		単 位	料金額	備 考
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項表中第3欄で接続する場合において、通信用建物に設置された加入者交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備(50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なもの)に限ります。以下2-2の2及び2-5-2の2において同じとします。)とその加入者交換機との間に設置する伝送装置により信号の調整を実現する機能	(略)	(略)	(略)
	イ 加入者交換機(特定加入者交換機以外のもの)に限ります。)と協定事業者の設置する接続用伝送路設備との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行うもの	672回線(50Mbit/s相当)ごとに月額	20,815円	

2-3~2-4 (略)

2-5 中継伝送機能

2-5-1~2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	0.743円	—
	イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	0.743円	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

区 分		単 位	料 金 額	備 考	月 額
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	428円	—	
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	0.597円		

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

区 分		単 位	料 金 額	備 考	月 額
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	373円	—	
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	0.743円		

2-6 通信路設定伝送機能
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
 2-6-1-1 基本料

区分	1回線ごとに月額		備考		
	料金額	右欄以外の場合			
通信路設定伝送機能 専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	7,281円	6,592円	-	
	専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	5,695円	4,633円		
	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	66,330円	65,641円		
	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	6,893円	6,241円		
	クラスが下記以外のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	7,022円		6,358円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	7,281円		6,592円
	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	72,557円		71,175円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	9,449円		8,145円
	クラスが下記以外のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	9,628円		8,300円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	9,994円		8,612円
	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	78,704円	76,633円		
	256kbit/sの符号伝送が可能なもの	84,906円	82,141円		
	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	97,303円	93,156円		
	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	109,702円	104,172円		
	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	134,498円	126,203円		
	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	171,692円	159,250円		
	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	208,885円		192,296円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	57,569円		41,921円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	58,714円		42,752円
	クラスが下記以外のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	61,003円		44,414円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	326,664円		296,944円
	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	450,638円	407,099円		
	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	568,416円	511,746円		
	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	132,157円		97,389円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	134,792円		99,330円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	140,066円		103,210円
	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	150,515円		146,921円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	137,473円		135,777円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	140,213円		138,485円
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	145,699円		143,902円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	137,473円		135,777円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	140,213円		138,485円
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	145,699円		143,902円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	163,719円		156,975円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	146,518円		143,126円
	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	149,442円		145,981円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	155,286円		151,692円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	146,518円		143,126円
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	149,442円		145,981円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	155,286円		151,692円
保守の区別がタイプ1-2のもの		155,286円	151,692円		
2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	188,228円	175,646円		
	保守の区別がタイプ1-1のもの	162,829円	156,469円		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	166,081円	159,591円		
セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	172,579円	165,835円		
	保守の区別がタイプ1-1のもの	161,693円	155,757円		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	164,917円	158,864円		
エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	171,371円	165,080円		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	171,371円	165,080円		

2-6 通信路設定伝送機能
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
 2-6-1-1 基本料

区分	1回線ごとに月額		備考		
	料金額	右欄以外の場合			
通信路設定伝送機能 専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	7,057円	6,220円	-	
	専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	4,815円	4,138円		
	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	61,624円	60,787円		
	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	6,670円	5,883円		
	クラスが下記以外のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	6,797円		5,995円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	7,057円		6,220円
	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	67,067円		65,399円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	9,086円		7,512円
	クラスが下記以外のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	9,261円		7,657円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	9,616円		7,948円
	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	72,438円	69,933円		
	256kbit/sの符号伝送が可能なもの	77,855円	74,519円		
	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	88,694円	83,690円		
	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	99,534円	92,862円		
	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	121,211円	111,203円		
	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	153,734円	138,717円		
	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	186,252円		166,231円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	57,054円		38,166円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	58,189円		38,825円
	クラスが下記以外のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	60,463円		40,442円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	289,226円		253,356円
	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	397,624円	345,068円		
	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	500,598円	432,193円		
	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	136,725円		99,251円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	139,456円		101,230円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	144,914円		105,190円
	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	152,119円		148,243円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	138,666円		136,838円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	141,434円		139,571円
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	146,972円		145,034円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	138,666円		136,838円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	141,434円		139,571円
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	146,972円		145,034円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	166,114円		158,846円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	148,226円		144,570円
	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	151,188円		147,457円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	157,105円		153,229円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	148,226円		144,570円
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	151,188円		147,457円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	157,105円		153,229円
保守の区別がタイプ1-2のもの		157,105円	153,229円		
2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	192,103円	178,538円		
	保守の区別がタイプ1-1のもの	165,460円	158,605円		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	168,763円	161,772円		
セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	175,374円	168,106円		
	保守の区別がタイプ1-1のもの	164,246円	157,848円		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	167,525円	161,000円		
エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	174,084円	167,304円		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	174,084円	167,304円		

3. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	214,632円	195,754円
		保守の別がタイプ1-1のもの	179,783円	170,455円
		保守の別がタイプ1-2のもの	183,370円	173,856円
	エコノミークラスのもの	保守の別が上記以外のもの	190,550円	180,660円
		保守の別がタイプ1-1のもの	178,647円	169,743円
		保守の別がタイプ1-2のもの	182,212円	173,130円
4. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	237,259円	212,990円
		保守の別がタイプ1-1のもの	194,315円	182,443円
		保守の別がタイプ1-2のもの	198,194円	186,084円
	エコノミークラスのもの	保守の別が上記以外のもの	205,949円	193,367円
		保守の別がタイプ1-1のもの	193,179円	181,731円
		保守の別がタイプ1-2のもの	197,035円	185,357円
5. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	256,116円	227,353円
		保守の別がタイプ1-1のもの	207,561円	193,145円
		保守の別がタイプ1-2のもの	211,702円	197,000円
	エコノミークラスのもの	保守の別が上記以外のもの	219,991円	204,711円
		保守の別がタイプ1-1のもの	205,289円	191,721円
		保守の別がタイプ1-2のもの	209,386円	195,548円
6. 0Mbit/sから49. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 6. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	276,864円	243,153円
		セカンドクラスのもの	222,586円	205,202円
		保守の別がタイプ1-1のもの	227,030円	209,299円
		保守の別がタイプ1-2のもの	235,919円	217,493円
		保守の別が上記以外のもの	219,178円	203,066円
		エコノミークラスのもの	223,555円	207,120円
	(4) 6. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	8,445円	6,431円
		セカンドクラスのもの	6,984円	5,452円
		保守の別がタイプ1-1のもの	7,121円	5,560円
		保守の別がタイプ1-2のもの	7,402円	5,779円
		保守の別が上記以外のもの	5,409円	4,465円
		エコノミークラスのもの	5,515円	4,554円
50. 0Mbit/sから134. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 50. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	648,354円	526,104円
		セカンドクラスのもの	529,881円	445,081円
		保守の別がタイプ1-1のもの	540,471円	453,975円
		保守の別がタイプ1-2のもの	561,652円	471,764円
		保守の別が上記以外のもの	457,177円	399,513円
		エコノミークラスのもの	466,315円	407,496円
	(4) 50. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	1,774円	1,351円
		セカンドクラスのもの	1,942円	1,443円
		保守の別がタイプ1-1のもの	1,980円	1,471円
		保守の別がタイプ1-2のもの	2,057円	1,529円
		保守の別が上記以外のもの	1,138円	940円
		エコノミークラスのもの	1,161円	959円
134. 7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	799,212円	641,007円
		保守の別がタイプ1-1のもの	694,921円	567,721円
		保守の別がタイプ1-2のもの	708,812円	579,068円
	エコノミークラスのもの	保守の別が上記以外のもの	736,594円	601,762円
		保守の別がタイプ1-1のもの	554,057円	479,433円
		保守の別がタイプ1-2のもの	565,132円	489,014円
保守の別が上記以外のもの	587,279円	508,177円		

3. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	218,091円	198,229円
		保守の別がタイプ1-1のもの	182,694円	172,640円
		保守の別がタイプ1-2のもの	186,344円	176,088円
	エコノミークラスのもの	保守の別が上記以外のもの	193,639円	182,983円
		保守の別がタイプ1-1のもの	181,480円	171,883円
		保守の別がタイプ1-2のもの	185,107円	175,316円
4. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	242,082円	216,406円
		保守の別がタイプ1-1のもの	198,042円	185,246円
		保守の別がタイプ1-2のもの	201,997円	188,946円
	エコノミークラスのもの	保守の別が上記以外のもの	209,911円	196,346円
		保守の別がタイプ1-1のもの	196,828円	184,489円
		保守の別がタイプ1-2のもの	200,759円	188,174円
5. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	262,071円	231,553円
		保守の別がタイプ1-1のもの	212,046円	196,508円
		保守の別がタイプ1-2のもの	216,284円	200,434円
	エコノミークラスのもの	保守の別が上記以外のもの	224,752円	208,283円
		保守の別がタイプ1-1のもの	209,618円	194,994円
		保守の別がタイプ1-2のもの	213,808円	198,889円
6. 0Mbit/sから49. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 6. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	222,181円	206,678円
		セカンドクラスのもの	227,936円	209,199円
		保守の別がタイプ1-1のもの	232,489円	213,379円
		保守の別がタイプ1-2のもの	241,598円	221,736円
		保守の別が上記以外のもの	223,080円	206,171円
		エコノミークラスのもの	227,537円	210,290円
	(4) 6. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	8,451円	6,403円
		セカンドクラスのもの	7,036円	5,456円
		保守の別がタイプ1-1のもの	7,175円	5,565円
		保守の別がタイプ1-2のもの	7,458円	5,783円
		保守の別が上記以外のもの	5,405円	4,441円
		エコノミークラスのもの	5,517円	4,530円
50. 0Mbit/sから134. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 50. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	655,904円	529,957円
		セカンドクラスのもの	537,456円	449,255円
		保守の別がタイプ1-1のもの	548,198円	458,235円
		保守の別がタイプ1-2のもの	569,686円	476,195円
		保守の別が上記以外のもの	460,974円	401,564円
		エコノミークラスのもの	470,186円	409,590円
	(4) 50. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	1,719円	1,301円
		セカンドクラスのもの	1,903円	1,405円
		保守の別がタイプ1-1のもの	1,942円	1,434円
		保守の別がタイプ1-2のもの	2,022円	1,490円
		保守の別が上記以外のもの	1,107円	907円
		エコノミークラスのもの	1,129円	925円
134. 7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	801,846円	640,534円
		保守の別がタイプ1-1のもの	699,414円	568,712円
		保守の別がタイプ1-2のもの	713,399円	580,082円
	エコノミークラスのもの	保守の別が上記以外のもの	741,366円	602,820円
		保守の別がタイプ1-1のもの	554,948円	478,629円
		保守の別がタイプ1-2のもの	566,041円	488,197円
保守の別が上記以外のもの	588,230円	507,332円		

区分	1回線ごとに月額		備考	
	料金額	料金額		
通信回路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信回路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	80円 990円	-
	一般専用ノード装置、中継伝送設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信回路の設定並びに伝送を行う機能	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	220円 775円	-
	アイ高速ディジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	80円 990円 80円 934円 80円 953円 80円 990円	-
通信回路設定伝送機能	アイ高速ディジタル伝送に係るもの	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	170円 1,980円 160円 1,868円 160円 1,905円 170円 1,980円	-
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	250円 2,970円	-
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	340円 3,960円	-
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	510円 5,940円	-
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	680円 7,920円	-
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,020円 11,880円	-
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,530円 17,821円	-
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,040円 23,761円	-
		1.920Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,920円 22,416円	-
		2.304Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,960円 22,864円	-
		2.688Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,040円 23,761円	-
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	3,650円 42,572円	-
		4.456Mbit/sの符号伝送が可能なもの	5,340円 62,373円	-
		6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	6,950円 81,183円	-
		7.832Mbit/sの符号伝送が可能なもの	4,100円 58,384円 4,180円 59,552円 4,350円 61,887円	-
通信回路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	420円 6,038円 200円 2,848円 200円 2,905円 210円 3,019円 200円 2,848円 200円 2,905円 210円 3,019円	-
		1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	800円 11,321円 400円 5,696円 410円 5,810円 420円 6,038円 400円 5,696円 410円 5,810円 420円 6,038円	-
		2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,480円 21,132円 750円 10,680円 770円 10,894円 800円 11,321円 700円 9,988円 710円 10,167円 740円 10,566円	-
		3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,230円 31,698円 1,100円 15,664円 1,120円 15,977円 1,170円 16,604円 1,050円 14,952円 1,070円 15,251円 1,110円 15,849円	-

区分	1回線ごとに月額		備考	
	料金額	料金額		
通信回路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信回路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	100円 820円	-
	一般専用ノード装置、中継伝送設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信回路の設定並びに伝送を行う機能	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	190円 669円	-
	アイ高速ディジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	100円 820円 90円 774円 90円 789円 100円 820円	-
通信回路設定伝送機能	アイ高速ディジタル伝送に係るもの	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	190円 1,641円 180円 1,548円 180円 1,579円 190円 1,641円	-
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	290円 2,461円	-
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	380円 3,282円	-
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	570円 4,923円	-
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	760円 6,564円	-
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,140円 9,845円	-
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,720円 14,768円	-
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,290円 19,691円	-
		1.920Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,160円 18,576円	-
		2.304Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,200円 18,948円	-
		2.688Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,290円 19,691円	-
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	4,100円 35,279円	-
		4.456Mbit/sの符号伝送が可能なもの	6,010円 51,688円	-
		6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	7,820円 67,276円	-
		7.832Mbit/sの符号伝送が可能なもの	3,280円 62,074円 3,350円 63,315円 3,480円 65,798円	-
通信回路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	340円 6,419円 160円 3,028円 160円 3,089円 170円 3,210円 160円 3,028円 160円 3,089円 170円 3,210円	-
		1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	640円 12,036円 320円 6,056円 330円 6,177円 340円 6,419円 320円 6,056円 330円 6,177円 340円 6,419円	-
		2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,190円 22,468円 600円 11,355円 610円 11,582円 640円 12,036円 560円 10,598円 570円 10,810円 590円 11,234円	-
		3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,740円 32,899円 880円 16,654円 900円 16,987円 930円 17,653円 840円 15,897円 860円 16,215円 890円 16,851円	-

	4. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,860円	40,755円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,400円	19,936円		
			保守の区別が上記以外のもの	1,430円	20,335円		
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,480円	21,132円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,350円	19,224円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,380円	19,608円		
	5. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,430円	20,377円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	3,390円	48,302円		
			保守の区別が上記以外のもの	1,700円	24,208円		
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,730円	24,692円		
			保守の区別がタイプ1-1のもの	1,800円	25,660円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,600円	22,784円		
	6. 0Mbit/sから49. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7)	6. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	3,980円	56,604円	
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,050円	29,192円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	2,090円	29,776円	
		(4)	6. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,170円	30,944円
					保守の区別がタイプ1-1のもの	1,900円	27,056円
					保守の区別がタイプ1-2のもの	1,940円	27,597円
	50. 0Mbit/sから134. 7Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7)	50. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	2,010円	28,679円	
				セカンドクラスのもの	14,420円	205,284円	
				保守の区別がタイプ1-1のもの	10,000円	142,400円	
(4)		50. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	10,200円	145,248円	
				保守の区別が上記以外のもの	10,600円	150,944円	
				保守の区別がタイプ1-1のもの	6,800円	96,832円	
134. 7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(7)	50. 0Mbit/sのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	6,940円	98,769円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	7,210円	102,642円		
			保守の区別が上記以外のもの	50円	710円		
	(4)	50. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	60円	838円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	60円	854円	
				保守の区別が上記以外のもの	60円	888円	
エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	(略)	335円				
	保守の区別がタイプ1-2のもの	(略)	342円				
	保守の区別が上記以外のもの	(略)	355円				

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

		区分	1回線ごとに月額	料金額	備考
専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア一般専用に係るもの	通常0. 3kHzから3. 4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		6,339円	-
		専ら音声を伝送するため、通常0. 3kHzから3. 4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		4,380円	
		50bit/s以下の符号伝送が可能なもの		65,388円	
		イ高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	70,668円	
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	75,873円		
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	81,128円		
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	91,636円		
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	102,145円		
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	123,163円		
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	154,690円		
		1. 152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	186,216円		
1. 536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	286,050円				
3. 072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	391,139円				
4. 608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	490,972円				
6. 144Mbit/sの符号伝送が可能なもの					

	4. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,250円	42,528円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,120円	21,196円		
			保守の区別が上記以外のもの	1,140円	21,620円		
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,190円	22,468円		
			保守の区別がタイプ1-1のもの	1,080円	20,438円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,100円	20,848円		
	5. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,670円	50,552円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,360円	25,738円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,390円	26,253円		
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,440円	27,282円		
			保守の区別がタイプ1-1のもの	1,280円	24,224円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,310円	24,708円		
	6. 0Mbit/sから49. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7)	6. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	3,140円	59,379円	
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,640円	31,037円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	1,670円	31,658円	
		(4)	6. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,740円	32,899円
					保守の区別がタイプ1-1のもの	1,480円	28,009円
					保守の区別がタイプ1-2のもの	1,510円	28,569円
	50. 0Mbit/sから134. 7Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7)	50. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	1,570円	29,690円	
				セカンドクラスのもの	180円	3,392円	
				保守の区別がタイプ1-1のもの	140円	2,615円	
(4)		50. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	140円	2,667円	
				保守の区別が上記以外のもの	150円	2,772円	
				保守の区別がタイプ1-1のもの	80円	1,600円	
134. 7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(7)	50. 0Mbit/sのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	90円	1,632円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	90円	1,696円		
			保守の区別が上記以外のもの	11,020円	208,629円		
	(4)	50. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	7,720円	146,101円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	7,870円	149,023円	
				保守の区別が上記以外のもの	8,180円	154,867円	
134. 7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(7)	50. 0Mbit/sのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	5,200円	98,410円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	5,300円	100,378円		
			保守の区別が上記以外のもの	5,510円	104,315円		
	(4)	50. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	40円	688円	
				保守の区別がタイプ1-1のもの	40円	828円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	40円	845円	
エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	50円	878円				
	保守の区別がタイプ1-1のもの	(略)	330円				
	保守の区別がタイプ1-2のもの	(略)	336円				
保守の区別が上記以外のもの	(略)	349円					

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

		区分	1回線ごとに月額	料金額	備考
専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア一般専用に係るもの	通常0. 3kHzから3. 4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		5,972円	-
		専ら音声を伝送するため、通常0. 3kHzから3. 4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		3,890円	
		50bit/s以下の符号伝送が可能なもの		60,539円	
		イ高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	64,903円	
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	69,189円		
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	73,527円		
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	82,202円		
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	90,878円		
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	108,227円		
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	134,252円		
		1. 152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	160,278円		
1. 536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	242,690円				
3. 072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	329,441円				
4. 608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	411,854円				
6. 144Mbit/sの符号伝送が可能なもの					

2-6の2 データ伝送機能

2-6の2-1 基本料

区分			1回線ごとに月額			
			料金額	備考		
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	クラ ス 1 の も の	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	3,024円		
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	5,784円		
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	8,544円		
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	11,304円		
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	16,824円		
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	22,344円		
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	41,664円		
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	77,544円		
			クラ ス 2 の も の	上限伝送速度が 500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	6,474円
					最低伝送速度が300Kbit/sのもの	14,422円
	上限伝送速度が1 Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの		8,517円		
		最低伝送速度が500Kbit/sのもの		24,607円		
	上限伝送速度が2 Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの		16,245円		
		最低伝送速度が1Mbit/sのもの		45,887円		
	上限伝送速度が3 Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの		24,166円		
		最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの		65,648円		
	上限伝送速度が4 Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの		31,783円		
		最低伝送速度が2Mbit/sのもの		85,439円		
	上限伝送速度が5 Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの		38,959円		
		最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの		106,718円		
	上限伝送速度が6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの		45,472円		
		最低伝送速度が3Mbit/sのもの		127,997円		
	上限伝送速度が7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの		51,601円		
		最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの		146,268円		
	上限伝送速度が8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	56,678円			
		最低伝送速度が4Mbit/sのもの	164,512円			
上限伝送速度が9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	61,592円				
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	179,719円				
上限伝送速度が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	66,725円				
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	194,927円				

2-6の2 データ伝送機能

2-6の2-1 基本料

区分			1回線ごとに月額			
			料金額	備考		
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	クラ ス 1 の も の	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	3,126円		
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	5,962円		
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	8,798円		
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	11,634円		
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	17,306円		
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	22,978円		
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	39,994円		
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	79,698円		
			クラ ス 2 の も の	上限伝送速度が 500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	6,869円
					最低伝送速度が300Kbit/sのもの	14,925円
	上限伝送速度が1 Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの		8,882円		
		最低伝送速度が500Kbit/sのもの		25,530円		
	上限伝送速度が2 Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの		17,362円		
		最低伝送速度が1Mbit/sのもの		44,446円		
	上限伝送速度が3 Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの		25,701円		
		最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの		66,511円		
	上限伝送速度が4 Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの		33,755円		
		最低伝送速度が2Mbit/sのもの		88,603円		
	上限伝送速度が5 Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの		41,412円		
		最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの		109,079円		
	上限伝送速度が6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの		47,793円		
		最低伝送速度が3Mbit/sのもの		129,582円		
	上限伝送速度が7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの		53,663円		
		最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの		148,499円		
	上限伝送速度が8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	58,230円			
		最低伝送速度が4Mbit/sのもの	167,443円			
上限伝送速度が9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	62,795円				
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	183,212円				
上限伝送速度が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	67,617円				
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	198,981円				

2-6の2-2 加算料

		1回線ごとに月額	
区分		料金額	備考
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	クラス1 の もの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの 616円
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの 1,232円
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの 1,848円
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの 2,464円
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの 3,696円
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの 4,928円
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの 9,240円
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの 17,248円
			クラス2 の もの
			最低伝送速度が300Kbit/sのもの 3,160円
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの 最低伝送速度が100Kbit/sのもの 1,842円
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの 5,433円
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの 最低伝送速度が200Kbit/sのもの 3,567円
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの 10,182円
			上限伝送速度が3Mbit/sのもの 最低伝送速度が300Kbit/sのもの 5,335円
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの 14,593円
			上限伝送速度が4Mbit/sのもの 最低伝送速度が400Kbit/sのもの 7,035円
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの 19,010円
			上限伝送速度が5Mbit/sのもの 最低伝送速度が500Kbit/sのもの 8,636円
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの 23,759円
			上限伝送速度が6Mbit/sのもの 最低伝送速度が600Kbit/sのもの 10,090円
			最低伝送速度が3Mbit/sのもの 28,508円
			上限伝送速度が7Mbit/sのもの 最低伝送速度が700Kbit/sのもの 11,458円
			最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの 32,586円
			上限伝送速度が8Mbit/sのもの 最低伝送速度が800Kbit/sのもの 12,591円
			最低伝送速度が4Mbit/sのもの 36,658円
			上限伝送速度が9Mbit/sのもの 最低伝送速度が900Kbit/sのもの 13,688円
		最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの 40,052円	
		上限伝送速度が10Mbit/sのもの 最低伝送速度が1Mbit/sのもの 14,833円	
		最低伝送速度が5Mbit/sのもの 43,446円	

2-6の2-2 加算料

		1回線ごとに月額	
区分		料金額	備考
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	クラス1 の もの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの 612円
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの 1,224円
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの 1,836円
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの 2,448円
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの 3,672円
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの 4,896円
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの 8,568円
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの 17,136円
			クラス2 の もの
			最低伝送速度が300Kbit/sのもの 3,158円
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの 最低伝送速度が100Kbit/sのもの 1,854円
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの 5,447円
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの 最低伝送速度が200Kbit/sのもの 3,684円
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの 9,529円
			上限伝送速度が3Mbit/sのもの 最低伝送速度が300Kbit/sのもの 5,484円
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの 14,290円
			上限伝送速度が4Mbit/sのもの 最低伝送速度が400Kbit/sのもの 7,222円
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの 19,058円
			上限伝送速度が5Mbit/sのもの 最低伝送速度が500Kbit/sのもの 8,874円
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの 23,476円
			上限伝送速度が6Mbit/sのもの 最低伝送速度が600Kbit/sのもの 10,251円
			最低伝送速度が3Mbit/sのもの 27,901円
			上限伝送速度が7Mbit/sのもの 最低伝送速度が700Kbit/sのもの 11,518円
			最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの 31,983円
			上限伝送速度が8Mbit/sのもの 最低伝送速度が800Kbit/sのもの 12,503円
			最低伝送速度が4Mbit/sのもの 36,071円
			上限伝送速度が9Mbit/sのもの 最低伝送速度が900Kbit/sのもの 13,488円
		最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの 39,474円	
		上限伝送速度が10Mbit/sのもの 最低伝送速度が1Mbit/sのもの 14,529円	
		最低伝送速度が5Mbit/sのもの 42,877円	

2-6の3~2-7 (略)

2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内サービス接続機能(中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	86円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	アイ以外の場合 1案内ごとに	89円	活用型PHS事業者又は第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
	イ 音声利用IP通信網サービスの契約者と同一の接続形態により接続する場合	1案内ごとに	89円	
(3) 番号データベース接続機能	ア (略)	(略)	(略)	(略)
	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	6.45円	特定端末系事業者に適用します。

2-6の3~2-7 (略)

2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内サービス接続機能(中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	95円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	アイ以外の場合 1案内ごとに	98円	活用型PHS事業者又は第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
	イ 音声利用IP通信網サービスの契約者と同一の接続形態により接続する場合	1案内ごとに	97円	
(3) 番号データベース接続機能	ア (略)	(略)	(略)	(略)
	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	7.44円	特定端末系事業者に適用します。

	ウ～エ (略)	(略)	(略)	(略)
(4) 番号案内先への通信実現機能	番号案内台及びその附帯設備を利用し、番号案内に係る通信を切断することなく、その案内先への通信を実現するための機能	1 通信ごとに	88 円	

2-9 手動交換機能

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 手動交換サービス接続機能	手動接続台（オペレータを含みます。以下同じとします。）及びその附帯設備（特定協定事業者の伝送路設備を含みます。以下2-9において同じとします。）と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信又は特定中継事業者から発信（その特定中継事業者の契約約款等に規定するものに限り、以下2-9において同じとします。）する通信の手動交換を行う機能	1 通信ごとに	535 円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。
(2) 手動コネクタサービス取扱機能	手動接続台及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信又は特定中継事業者から発信する通信について、着信課金の取扱いを行う機能	1 通信ごとに	(略)	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。
(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	ウ～エ (略)	(略)	(略)	(略)
(4) 番号案内先への通信実現機能	番号案内台及びその附帯設備を利用し、番号案内に係る通信を切断することなく、その案内先への通信を実現するための機能	1 通信ごとに	121 円	

2-9 手動交換機能

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 手動交換サービス接続機能	手動接続台（オペレータを含みます。以下同じとします。）及びその附帯設備（特定協定事業者の伝送路設備を含みます。以下2-9において同じとします。）と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信又は特定中継事業者から発信（その特定中継事業者の契約約款等に規定するものに限り、以下2-9において同じとします。）する通信の手動交換を行う機能	1 通信ごとに	614 円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。
(2) 手動コネクタサービス取扱機能	手動接続台及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信又は特定中継事業者から発信する通信について、着信課金の取扱いを行う機能	1 通信ごとに	(略)	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。
(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-10 公衆電話機能

2-10-1 基本料

区 分		単位	料金額	備 考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	0.8996円	_____
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	0.5647円	_____

2-10-2 (略)

2-11 その他の機能

区 分		単位	料金額	備 考
(1)~(10) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(11) 自動コレクトサービス接続機能	中継交換機及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信する通信について、着信課金による交換を行う機能	1通信ごとに	228円	特定中継事業者に適用します。
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	アイ以外のもの 1回線ごとに月額	50円	_____
		イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄(イ)①欄に係るもの	51円	_____
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	32円	_____
(14) PHS基地局回線管理機能	協定事業者の基地局回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	51円	PHS事業者に適用します。
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	51円	_____

2-10 公衆電話機能

2-10-1 基本料

区 分		単位	料金額	備 考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1.2657円	_____
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	0.7748円	_____

2-10-2 (略)

2-11 その他の機能

区 分		単位	料金額	備 考
(1)~(10) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(11) 自動コレクトサービス接続機能	中継交換機及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信する通信について、着信課金による交換を行う機能	1通信ごとに	174円	特定中継事業者に適用します。
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	アイ以外のもの 1回線ごとに月額	57円	_____
		イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(イ)①欄及びイ(イ)①欄に係るもの	57円	_____
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	28円	_____
(14) PHS基地局回線管理機能	協定事業者の基地局回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	57円	PHS事業者に適用します。
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	57円	_____

(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	51円	_____	
(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。）の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	51円	_____	
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	51円	_____	
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	51円	_____	
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	428円	_____
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	0.597円	_____
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	51円	_____	
(21) ~ (22) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	57円	_____	
(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。）の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	57円	_____	
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	57円	_____	
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	57円	_____	
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	373円	_____
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	0.743円	_____
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	57円	_____	
(21) ~ (22) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考	
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(3) 特別 收容局ル ータ接続 ルーティ ング伝送 機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち特別收容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	ア LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	729,167円	_____
		イ LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	188,081円	_____
		ウ LANインタフェースにより100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	83,233円	_____
		エ ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	95,367円	_____
		オ ISDN一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	4,767円	_____
(4) 特別 中継局ル ータ接続 ルーティ ング伝送 機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-3欄で接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能(LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限りません。)	1ポートごとに月額	188,081円	_____	
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考	
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(3) 特別 收容局ル ータ接続 ルーティ ング伝送 機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち特別收容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	ア 削除	_____	_____	_____
		イ 削除	_____	_____	_____
		ウ 削除	_____	_____	_____
		エ ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	140,382円	_____
		オ ISDN一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	4,724円	_____
(4) 削除	_____	_____	_____	_____	
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区 分		料金額	備 考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	15,452円	

2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区 分		料金額	備 考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	15,571円	

第2 網改造料

1 適用

1-1 網改造料の対象となる機能

区分		備考
(1)～(36) (略)	(略)	(略)
(37) テレロングサービスに係る付加機能	特定中継事業者の契約約款等に規定する呼数累計機能（以下「テレロングサービス」といいます。）を行うために加入者交換機及び中継交換機に付加する機能	特定中継事業者に適用します。
(38)～(67) (略)	(略)	(略)

第2 網改造料

2 料金額

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区分		内容
取付費比率	交換機械設備	0.264
	電力設備	0.901
	伝送機械設備	0.163
	無線機械設備	0.278
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.087
	土地及び通信用建物以外	0.006
共通割掛費比率		0.085

2-3 年額料金の算定に係る比率

区分		内容	
設備管理運営費比率	(1) (2)以外の場合	端末回線伝送機能	0.047
		端末系交換機能	(略)
		中継系交換機能	0.063
		中継伝送機能	0.037
		通信料対応設備合計	(略)
		データ系設備合計	0.096
	(2) 除却費を個別に支払う場合（個別管理対象設備に限ります。）	端末回線伝送機能	0.044
		端末系交換機能	0.045
		中継系交換機能	0.060
		中継伝送機能	(略)
		通信料対応設備合計	0.043
		データ系設備合計	0.092
		線延資産比率	0.0139
		投資等比率	0.0028
貯蔵品比率	0.0088		
他人資本比率	0.319		
自己資本比率	0.681		

第2 網改造料

1 適用

1-1 網改造料の対象となる機能

区分		備考
(1)～(36) (略)	(略)	(略)
(37) 削除		
(38)～(67) (略)	(略)	(略)

第2 網改造料

2 料金額

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区分		内容
取付費比率	交換機械設備	0.261
	電力設備	0.855
	伝送機械設備	0.159
	無線機械設備	0.174
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.105
	土地及び通信用建物以外	0.005
共通割掛費比率		0.052

2-3 年額料金の算定に係る比率

区分		内容	
設備管理運営費比率	(1) (2)以外の場合	端末回線伝送機能	0.043
		端末系交換機能	(略)
		中継系交換機能	0.058
		中継伝送機能	0.036
		通信料対応設備合計	(略)
		データ系設備合計	0.099
	(2) 除却費を個別に支払う場合（個別管理対象設備に限ります。）	端末回線伝送機能	0.041
		端末系交換機能	0.046
		中継系交換機能	0.056
		中継伝送機能	(略)
		通信料対応設備合計	0.044
		データ系設備合計	0.096
		線延資産比率	0.0197
		投資等比率	0.0021
貯蔵品比率	0.0106		
他人資本比率	0.311		
自己資本比率	0.689		

他人資本利率	0.0134
自己資本利益率	0.0134
有利子負債以外の負債の比率	(略)
有利子負債以外の負債の利子相当率	0.0149
利益対応税率	(略)
貸倒率	(略)

他人資本利率	0.0123
自己資本利益率	0.0121
有利子負債以外の負債の比率	(略)
有利子負債以外の負債の利子相当率	0.0135
利益対応税率	(略)
貸倒率	(略)

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費
2 工事費の額
2-1 工事費

区 分		単 位	工事費の額	備 考	
(1) PHS登録工事費	活成型PHS事業者の契約者回線番号等を当社のPHS網制御局及びPHS接続装置へ登録する工事に要する費用	1磁気媒体ごとに	33,565円	ア 活成型PHS事業者に適用します。 イ 登録する契約者回線番号は1磁気媒体あたり1,000番号までとします。	
		PHS網制御局のみに登録する工事の場合	30,777円		
(2) PHS契約者回線番号削除工事費	当社のPHS網制御局及びPHS接続装置に登録された活成型PHS事業者の契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	1番号ごとに	520円	活成型PHS事業者に適用します。	
(3) PHS利用停止工事費	活成型PHS事業者の契約者に対して、利用停止を行う工事に要する費用	PHS網制御局及びPHS接続装置に工事を行う場合	(7) 1磁気媒体ごとに	3,705円	ア 活成型PHS事業者に適用します。 イ 活成型PHS事業者は(7)又は(イ)のいずれかを選択して工事を申込みを要します。 ウ 登録する契約者回線番号は1磁気媒体あたり100番号までとします。
			(イ) 1番号ごとに	471円	
		PHS網制御局のみに工事を行う場合	(7) 1磁気媒体ごとに	3,333円	

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費
2 工事費の額
2-1 工事費

区 分		単 位	工事費の額	備 考	
(1) PHS登録工事費	活成型PHS事業者の契約者回線番号等を当社のPHS網制御局及びPHS接続装置へ登録する工事に要する費用	PHS網制御局及びPHS接続装置に登録する工事の場合	1磁気媒体ごとに	33,429円	ア 活成型PHS事業者に適用します。 イ 登録する契約者回線番号は1磁気媒体あたり1,000番号までとします。
		PHS網制御局のみに登録する工事の場合	1磁気媒体ごとに	30,653円	
(2) PHS契約者回線番号削除工事費	当社のPHS網制御局及びPHS接続装置に登録された活成型PHS事業者の契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	1番号ごとに	518円	活成型PHS事業者に適用します。	
(3) PHS利用停止工事費	活成型PHS事業者の契約者に対して、利用停止を行う工事に要する費用	PHS網制御局及びPHS接続装置に工事を行う場合	(7) 1磁気媒体ごとに	3,690円	ア 活成型PHS事業者に適用します。 イ 活成型PHS事業者は(7)又は(イ)のいずれかを選択して工事を申込みを要します。 ウ 登録する契約者回線番号は1磁気媒体あたり100番号までとします。
			(イ) 1番号ごとに	469円	
			PHS網制御局のみに工事を行う場合	(7) 1磁気媒体ごとに	

			(イ) 1 番号ご とに	396円	事業者は、(7)又 は(イ)のいずれか を選択して工事 を申込みことを 要します。 ウ 登録する契約 者回線番号は1 磁気媒体あたり 100番号までと します。
(4) PHS利用 停止解除工事 費	活用例PHS 事業者の契約 者に対して、 利用停止の解 除を行う工事 に要する費用	PHS網制御 局及びPHS 接続装置に工 事する場合	1番号ご とに	471円	活用例PHS事業 者に適用します。
			PHS網制御 局のみに工事 する場合	1番号ご とに	396円
(5) PHS着信 転送登録工事 費	活用例PHS事業者の着信転 送機能契約者に係る契約者回 線番号等をPHS網制御局及 びPHS接続装置に登録する 工事に要する費用		(7) 1 磁気媒 体100番 号まで	2,143円	ア 活用例PHS事 業者に適用しま す。 イ 活用例PHS 事業者は、(7)か ら(イ)のいずれか を選択して工事 を申込みことを 要します。 ウ 登録する契約 者回線番号は1 磁気媒体あたり 100番号までと します。
			(イ) 1 磁気媒 体50番 号まで	1,326円	
			(ウ) 1 磁気媒 体10番 号まで	688円	
			(エ) 1 番号ご とに	514円	
(6) PHS着信 転送解除工事 費	活用例PHS事業者の着信転 送機能契約者に係る契約者回 線番号等の登録を解除する工 事に要する費用		1番号ご とに	359円	活用例PHS事業 者に適用します。
(7) PHS認証 情報変更工事 費	当社のPHS接続装置に登録 された活用例PHS事業者の 契約者回線番号等に係る認証 情報を変更する工事に要する 費用		(7) 1 磁気媒 体10番 号まで	1,512円	ア 活用例PHS事 業者に適用します。 イ 活用例PHS 事業者は、(7)又は (イ)のいずれか を選択して工事 を申込みことを要 します。

			(イ) 1 番号ご とに	395円	事業者は、(7)又 は(イ)のいずれか を選択して工事 を申込みことを 要します。 ウ 登録する契約 者回線番号は1 磁気媒体あたり 100番号までと します。
(4) PHS利用 停止解除工事 費	活用例PHS 事業者の契約 者に対して、 利用停止の解 除を行う工事 に要する費用	PHS網制御局 及びPHS接続 装置に工事する 場合	1番号ご とに	469円	活用例PHS事業 者に適用します。
			PHS網制御局 のみに工事する 場合	1番号ご とに	395円
(5) PHS着信 転送登録工事 費	活用例PHS事業者の着信転送 機能契約者に係る契約者回線番 号等をPHS網制御局及びPH S接続装置に登録する工事に要 する費用		(7) 1 磁気媒 体100番 号まで	2,135円	ア 活用例PHS 事業者に適用し ます。 イ 活用例PHS 事業者は、(7)か ら(イ)のいずれか を選択して工事 を申込みことを 要します。 ウ 登録する契約 者回線番号は1 磁気媒体あたり 100番号までと します。
			(イ) 1 磁気媒 体50番 号まで	1,320円	
			(ウ) 1 磁気媒 体10番 号まで	685円	
			(エ) 1 番号ご とに	512円	
(6) PHS着信 転送解除工事 費	活用例PHS事業者の着信転送 機能契約者に係る契約者回線番 号等の登録を解除する工事に要 する費用		1番号ご とに	358円	活用例PHS事業 者に適用します。
(7) PHS認証 情報変更工事 費	当社のPHS接続装置に登録さ れた活用例PHS事業者の契約 者回線番号等に係る認証情報 を変更する工事に要する費用		(7) 1 磁気媒 体10番 号まで	1,505円	ア 活用例PHS事 業者に適用します。 イ 活用例PHS 事業者は、(7)又は (イ)のいずれか を選択して工事 を申込みことを要 します。

			(イ) 1 磁気媒 体1番 号のと き	675 円	ウ 登録する契約 者回線番号は1磁 気媒体あたり10番 号までとします。
(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) PHS着信 転送基本登録 工事費	着信転送機能をPHS接続装 置に登録する工事に要する費 用	(7) 1P HS接続 装置あた り	(略)	(略)	ア 活用型PHS 事業者に適用しま す。 イ (7)の料金につ いては、当該PH S接続装置に着信 転送機能を最初に 登録するときに限 り適用します。
		(イ) 20基 地局回線 ごとに	1,549 円		
(10) VPN工 事費	ア 当社の加入者交換機にV PNサービス機能を登録す る工事に要する費用	1回線ご とに	2,602 円	中継事業者(特定中 継事業者を除きま す。)に適用しま す。	
	イ 当社の加入者交換機に登 録されたVPNサービス機 能を廃止すると同時 に新たな方式による VPNサービス機能を 登録する工事及び VPNサービス機能に 係るデータ設定を 変更する工事に要 する費用	1回線ご とに	3,240 円		
(11)~(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(15) テレド ームサービス登録 工事費	当社の加入者交換機にテレド ームサービスを登録する工 事に要する費用	1回線ご とに	1,772 円	特定中継事業者に適 用します。	
(16) 地域指定 着信課金機 能用迷惑電 話おことわ り機能登録 工事費	当社の加入者交換機に特定中 継事業者の契約約款等に規定 する地域指定着信課金機能用 迷惑電話おことわり機能を登 録する工事に要する費用	1回線ご とに	2,168 円	特定中継事業者に適 用します。	
(17) グループ セキュリティ サービス登録 工事費	当社の加入者交 換機にグループ セキュリティサ ービスを登録す る工事に要する 費用	新設の場合	1回線ご とに	1,505 円	特定中継事業者に適 用します。
		廃止の場合	1回線ご とに	1,369 円	

			(イ) 1 磁気媒 体1番 号のと き	673 円	ウ 登録する契約 者回線番号は1磁 気媒体あたり10番 号までとします。
(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) PHS着信 転送基本登録 工事費	着信転送機能をPHS接続装置 に登録する工事に要する費用	(7) 1P HS接続 装置あた り	(略)	(略)	ア 活用型PHS 事業者に適用しま す。 イ (7)の料金につ いては、当該PH S接続装置に着信 転送機能を最初に 登録するときに限 り適用します。
		(イ) 20基 地局回線 ごとに	1,543 円		
(10) VPN工 事費	ア 当社の加入者交換機にV PNサービス機能を登録する工 事に要する費用	1回線ご とに	2,591 円	中継事業者(特定中 継事業者を除きま す。)に適用しま す。	
	イ 当社の加入者交換機に登 録されたVPNサービス機 能を廃止すると同時 に新たな方式による VPNサービス機能を 登録する工事及び VPNサービス機能に 係るデータ設定を 変更する工事に要 する費用	1回線ご とに	3,227 円		
(11)~(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(15) テレド ームサービス登録 工事費	当社の加入者交換機にテレド ームサービスを登録する工 事に要する費用	1回線ご とに	1,765 円	特定中継事業者に適 用します。	
(16) 地域指定 着信課金機 能用迷惑電 話おことわ り機能登録 工事費	当社の加入者交換機に特定中 継事業者の契約約款等に規定する 地域指定着信課金機能用迷惑電 話おことわり機能を登録する工 事に要する費用	1回線ご とに	2,160 円	特定中継事業者に適 用します。	
(17) グループ セキュリティ サービス登録 工事費	当社の加入者交 換機にグループ セキュリティサ ービスを登録す る工事に要する 費用	新設の場合	1回線ご とに	1,499 円	特定中継事業者に適 用します。
		廃止の場合	1回線ご とに	1,364 円	

(18) メンバーズネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定するメンバーズネット機能（以下「メンバーズネットサービス」といいます。）を登録する工事に要する費用	新設の場合	1 回線ごとに	平日昼間	4,213 円	特定中継事業者に適用します。
				平日夜間	4,879 円	
				平日深夜	5,642 円	
				土日祝日 昼夜間	5,071 円	
				土日祝日深夜	5,834 円	
		廃止の場合	1 回線ごとに	平日昼間	3,327 円	
				平日夜間	3,853 円	
				平日深夜	4,455 円	
				土日祝日 昼夜間	4,004 円	
				土日祝日深夜	4,607 円	
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	762 円	特定中継事業者に適用します。		
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	180 円	特定中継事業者に適用します。		
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用	1工事ごとに	6,969 円	特定端末系事業者に適用します。		
(22)～(24) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

(18) メンバーズネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定するメンバーズネット機能（以下「メンバーズネットサービス」といいます。）を登録する工事に要する費用	新設の場合	1 回線ごとに	平日昼間	4,196 円	特定中継事業者に適用します。
				平日夜間	4,846 円	
				平日深夜	5,587 円	
				土日祝日 昼夜間	5,031 円	
				土日祝日深夜	5,773 円	
		廃止の場合	1 回線ごとに	平日昼間	3,313 円	
				平日夜間	3,827 円	
				平日深夜	4,412 円	
				土日祝日 昼夜間	3,973 円	
				土日祝日深夜	4,559 円	
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	759 円	特定中継事業者に適用します。		
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	179 円	特定中継事業者に適用します。		
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用	1工事ごとに	6,941 円	特定端末系事業者に適用します。		
(22)～(24) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,134 円	移転先業者に適用します。
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日夜間	1,313 円	
平日深夜	1,518 円						
土日祝日昼夜間	1,365 円						
土日祝日深夜	1,570 円						
平日昼間	706 円						
(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日夜間	818 円				
		平日深夜	946 円				
		土日祝日昼夜間	850 円				
		土日祝日深夜	978 円				
		イ (略)	(略)	(略)	(略)		
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルータ番号は約回線番号を削除する工事に要する費用	ア ルーティング番号のみを削除する場合	(7) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,134 円	ルーティング番号を指定した協定業者に適用します。
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日夜間	1,313 円	
					平日深夜	1,518 円	
					土日祝日昼夜間	1,365 円	
					土日祝日深夜	1,570 円	
		平日昼間			620 円		
		(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号等ごとに	平日夜間	718 円		
				平日深夜	830 円		
				土日祝日昼夜間	746 円		
				土日祝日深夜	858 円		
イ (略)	(略)			(略)	(略)		
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルータ番号は約回線番号を削除する工事に要する費用	ア ルーティング番号のみを削除する場合	(7) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号等ごとに	平日昼間	1,270 円	ルーティング番号を指定した協定業者に適用します。
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号等ごとに	平日夜間	1,471 円	
					平日深夜	1,701 円	
					土日祝日昼夜間	1,529 円	
					土日祝日深夜	1,759 円	
		平日昼間			620 円		
		(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号等ごとに	平日夜間	718 円		
				平日深夜	830 円		
				土日祝日昼夜間	746 円		
				土日祝日深夜	858 円		
イ (略)	(略)			(略)	(略)		

(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,129 円	移転先業者に適用します。
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日夜間	1,304 円	
平日深夜	1,504 円						
土日祝日昼夜間	1,354 円						
土日祝日深夜	1,553 円						
平日昼間	703 円						
(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日夜間	812 円				
		平日深夜	937 円				
		土日祝日昼夜間	843 円				
		土日祝日深夜	968 円				
		イ (略)	(略)	(略)	(略)		
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルータ番号は約回線番号を削除する工事に要する費用	ア ルーティング番号のみを削除する場合	(7) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,129 円	ルーティング番号を指定した協定業者に適用します。
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日夜間	1,304 円	
					平日深夜	1,504 円	
					土日祝日昼夜間	1,354 円	
					土日祝日深夜	1,553 円	
		平日昼間			617 円		
		(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号等ごとに	平日夜間	713 円		
				平日深夜	822 円		
				土日祝日昼夜間	740 円		
				土日祝日深夜	849 円		
イ (略)	(略)			(略)	(略)		
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルータ番号は約回線番号を削除する工事に要する費用	ア ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合	(7) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号等ごとに	平日昼間	1,265 円	ルーティング番号を指定した協定業者に適用します。
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号等ごとに	平日夜間	1,461 円	
					平日深夜	1,684 円	
					土日祝日昼夜間	1,517 円	
					土日祝日深夜	1,740 円	
		平日昼間			617 円		
		(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号等ごとに	平日夜間	713 円		
				平日深夜	822 円		
				土日祝日昼夜間	740 円		
				土日祝日深夜	849 円		
イ (略)	(略)			(略)	(略)		

(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ) 以外	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	2,267円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用しません。			
					平日夜間	2,626円				
					平日深夜	3,037円				
					土日祝日	2,729円				
					屋夜間					
					土日祝日深夜	3,140円				
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,158円				
					平日夜間	1,342円				
					平日深夜	1,552円				
					土日祝日	1,394円				
		屋夜間								
		土日祝日深夜	1,604円							
イ (略)	(略)	(略)	(略)							
(27) (略)	(略)	(略)	(略)							
(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、に係る工事に要する費用）	ア	光屋内配線を新たに設置する場合	1工事ごとに	平日昼間	18,395円				
					土日祝日	21,508円				
				イ	協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1工事ごとに		平日昼間	12,186円	
								土日祝日	14,668円	
				ウ	(7) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤（光屋内配線を終端しているものに限り、以下(イ)欄において同じとします。）を利用する場合	① 当社が利用者宅内で開通試験を実施しない場合		1工事ごとに	6,821円	利用者宅内の光屋内配線の開通試験は協定事業者に実施していただきます。

(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ) 以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	2,258円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用しません。			
					平日夜間	2,608円				
					平日深夜	3,007円				
					土日祝日	2,708円				
					屋夜間					
					土日祝日深夜	3,107円				
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,154円				
					平日夜間	1,333円				
					平日深夜	1,536円				
					土日祝日	1,384円				
		屋夜間								
		土日祝日深夜	1,587円							
イ (略)	(略)	(略)	(略)							
(27) (略)	(略)	(略)	(略)							
(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、に係る工事に要する費用）	ア	光屋内配線を新たに設置する場合	1工事ごとに	平日昼間	17,958円				
					土日祝日	20,990円				
				イ	協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1工事ごとに		平日昼間	12,136円	
								土日祝日	14,554円	
				ウ	(7) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤（光屋内配線を終端しているものに限り、以下(イ)欄において同じとします。）を利用する場合	① 当社が利用者宅内で開通試験を実施しない場合		1工事ごとに	6,184円	利用者宅内の光屋内配線の開通試験は協定事業者に実施していただきます。

	屋内配線をそのまま転用する場合		② 当社が利用者宅内で開通試験のみを実施する場合	1 工事ごと	平日 昼間	12,706円	_____	
					土日祝日 昼間	13,905円	_____	
				(イ) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	1 工事ごと	平日 昼間	11,452円	_____
						土日祝日 昼間	12,440円	_____
(28) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限りません。）の場合	(7) 基本額	1 工事ごと	7,019円	_____		
				(イ) 加算額	1 工事ごと	8,258円	_____	
			イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごと	1,443円	_____	
				(イ) 加算額	1 工事ごと	7,948円	_____	
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごと	7,019円	_____		
			(イ) 加算額	1 工事ごと	12,384円	_____		
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごと	1,443円	_____		
			(イ) 加算額	1 工事ごと	10,532円	_____		
(31) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

	屋内配線をそのまま転用する場合		② 当社が利用者宅内で開通試験のみを実施する場合	1 工事ごと	平日 昼間	12,046円	_____	
					土日祝日 昼間	13,213円	_____	
				(イ) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	1 工事ごと	平日 昼間	10,735円	_____
						土日祝日 昼間	11,697円	_____
(28) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限りません。）の場合	(7) 基本額	1 工事ごと	6,991円	_____		
				(イ) 加算額	1 工事ごと	8,225円	_____	
			イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごと	1,438円	_____	
				(イ) 加算額	1 工事ごと	7,916円	_____	
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごと	6,991円	_____		
			(イ) 加算額	1 工事ごと	12,334円	_____		
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごと	1,438円	_____		
			(イ) 加算額	1 工事ごと	10,489円	_____		
(31) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用	1 工事ごとに		<u>8,884円</u>	—
(33) (略)	(略)	(略)		(略)	(略)
(34) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	<u>4,455円</u>	—
			土日祝日昼間	<u>5,241円</u>	
(35) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。)する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	<u>1,699円</u>	—
			土日祝日昼間	<u>1,822円</u>	
(36) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を土日祝日昼間に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに		<u>1,318円</u>	—
(37) 融着接続工事費	光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限りません。)との接続を申込む場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事(光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限りません。)により接続する場合に要する費用	1 回線ごとに	平日昼間	<u>3,376円</u>	—
			土日祝日昼間	<u>4,064円</u>	
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用	1 工事ごとに		<u>8,848円</u>	—
(33) (略)	(略)	(略)		(略)	(略)
(34) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	<u>4,332円</u>	—
			土日祝日昼間	<u>5,106円</u>	
(35) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。)する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	<u>1,577円</u>	—
			土日祝日昼間	<u>1,709円</u>	
(36) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を土日祝日昼間に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに		<u>1,270円</u>	—
(37) 融着接続工事費	光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限りません。)との接続を申込む場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事(光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限りません。)により接続する場合に要する費用	1 回線ごとに	平日昼間	<u>3,363円</u>	—
			土日祝日昼間	<u>4,032円</u>	

2-2~2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,195 円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,175 円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,297 円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,457 円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,579 円

2-2~2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,170 円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,126 円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,216 円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,399 円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,489 円

第2 手続費
2 手続費の額
2-1 手続費

区 分				単位	手続費の額	備 考
(1) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(2) 料金回収手続費	別表2(接続形態)第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であって、同別表第3表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	アイ以外の場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1 内訳項目ごとに	17.22円	特定中継業者に適用します。
			月額	当社が請求する利用者料金額の0.27%に相当する額		
			月額	当社が請求する利用者料金額の3.8%に相当する額	携帯・自動車電話事業者、活用型PHS事業者及び接続型PHS業者に適用します。	
			1 通信ごとに	0.17円		
		(イ) 当社の音声利用IP通信網サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	1 内訳項目ごとに	18.51円	_____	
			月額	当社が請求する利用者料金額の0.27%に相当する額		
			イ (略)	(略)		(略)

第2 手続費
2 手続費の額
2-1 手続費

区 分				単位	手続費の額	備 考
(1) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(2) 料金回収手続費	別表2(接続形態)第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であって、同別表第3表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	アイ以外の場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1 内訳項目ごとに	19.85円	特定中継業者に適用します。
			月額	当社が請求する利用者料金額の0.19%に相当する額		
			月額	当社が請求する利用者料金額の4.4%に相当する額	携帯・自動車電話事業者、活用型PHS事業者及び接続型PHS業者に適用します。	
			1 通信ごとに	0.22円		
		(イ) 当社の音声利用IP通信網サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	1 内訳項目ごとに	22.66円	_____	
			月額	当社が請求する利用者料金額の0.19%に相当する額		
			イ (略)	(略)		(略)

(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用		1発行ごとに1掲載あたり	99円	—	
	イ 職業別電話帳に掲載する場合		1発行ごとに1掲載あたり	203円	—	
(4) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は手続きに要する費用		1件ごとに	229円	中継事業者又は国際系事業者に適用します。	
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手續きに要する費用		1件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用します。	
(7) 債権譲受手続費	ア	イ以外の場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに 月額	17.22円 当社が請求する協定事業者の役務提供区間に 関わる利用者料金額の 0.27%に相当する額	特定中継事業者に適用します。
			(イ) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に 関わる利用者料金額の 3.8%に相当する額	携帯・自動車電話事業者及び無線呼出し事業者に適用します。
	イ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用		1発行ごとに1掲載あたり	115円	—	
	イ 職業別電話帳に掲載する場合		1発行ごとに1掲載あたり	207円	—	
(4) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は手続きに要する費用		1件ごとに	228円	中継事業者又は国際系事業者に適用します。	
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手續きに要する費用		1件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用します。	
(7) 債権譲受手続費	ア	イ以外の場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに 月額	19.85円 当社が請求する協定事業者の役務提供区間に 関わる利用者料金額の 0.19%に相当する額	特定中継事業者に適用します。
			(イ) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に 関わる利用者料金額の 4.4%に相当する額	携帯・自動車電話事業者及び無線呼出し事業者に適用します。
	イ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手数料	第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所等の契約者情報等を磁気媒体により提供する場合は手続きに要する費用			1 平日	8,363円	みなし契約事業者に適用します。	
				照会	10,067円		
				土日 祝日 屋夜間			
	1件ごとに			11.00円			
(9) 料金請求回収代行手数料	第81条(利用者料金の請求回収代行)の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、収納する場合の手續に要する費用	ア 協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係るものである場合	(7) 請求情報の授受等に係るもの	1 内訳項目ごとに	10.19円	_____	
			(イ) 請求・収納・不払い対応に係るもの	1 内訳項目ごとに	14.21円	_____	
		イ (略)		(略)	(略)	(略)	(略)

(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手数料	第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所等の契約者情報等を磁気媒体により提供する場合は手続きに要する費用			1 平日	8,330円	みなし契約事業者に適用します。	
				照会	9,989円		
				土日 祝日 屋夜間			
	1件ごとに			14.49円			
(9) 料金請求回収代行手数料	第81条(利用者料金の請求回収代行)の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、収納する場合の手續に要する費用	ア 協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係るものである場合	(7) 請求情報の授受等に係るもの	1 内訳項目ごとに	10.29円	_____	
			(イ) 請求・収納・不払い対応に係るもの	1 内訳項目ごとに	16.37円	_____	
		イ (略)		(略)	(略)	(略)	(略)

(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)	(略)	(略)	(略)	
	イ 第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を当社の通信用建物において搬出入する場合	1回ごとに	平日昼間	<u>10,922円</u>	—	
			平日夜間	<u>12,650円</u>		
			平日深夜	<u>14,628円</u>		
			土日祝日 昼夜間	<u>13,147円</u>		
			土日祝日 深夜	<u>15,125円</u>		
	ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を当社の通信用建物内において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(7) (イ)以外の場合	1回ごとに	平日昼間	<u>11,938円</u>	—
				平日夜間	<u>13,826円</u>	
				平日深夜	<u>15,988円</u>	
				土日祝日 昼夜間	<u>14,370円</u>	
				土日祝日 深夜	<u>16,532円</u>	
		(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1回ごとに	平日昼間	<u>8,500円</u>	—
				平日夜間	<u>9,844円</u>	
				平日深夜	<u>11,383円</u>	
				土日祝日 昼夜間	<u>10,231円</u>	
土日祝日 深夜				<u>11,770円</u>		
エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	1回ごとに		<u>9,807円</u>	—		

(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)	(略)	(略)	(略)	
	イ 第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を当社の通信用建物において搬出入する場合	1回ごとに	平日昼間	<u>10,878円</u>	—	
			平日夜間	<u>12,563円</u>		
			平日深夜	<u>14,485円</u>		
			土日祝日 昼夜間	<u>13,044円</u>		
			土日祝日 深夜	<u>14,966円</u>		
	ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を当社の通信用建物内において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(7) (イ)以外の場合	1回ごとに	平日昼間	<u>11,890円</u>	—
				平日夜間	<u>13,732円</u>	
				平日深夜	<u>15,832円</u>	
				土日祝日 昼夜間	<u>14,258円</u>	
				土日祝日 深夜	<u>16,358円</u>	
		(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1回ごとに	平日昼間	<u>8,465円</u>	—
				平日夜間	<u>9,777円</u>	
				平日深夜	<u>11,272円</u>	
				土日祝日 昼夜間	<u>10,151円</u>	
土日祝日 深夜				<u>11,647円</u>		
エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	1回ごとに		<u>9,767円</u>	—		

(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第1号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	1,035円	_____
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	650円	_____
(13) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(13)-2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを 確認等するために収容状況を調査等する 費用	1回線ごとに	706円	_____
	イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第 3項の規定に基づき、そのDSL回線が事 後対策対象回線であるかどうかの事実、及 びそのDSL回線を利用する協定事業者 名等の調査に要する費用	1回線ごとに	960円	申告事業者に適用します。
(13)-3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用	1回線ごとに	712円	_____
(14) 優先接続受付手続費	優先接続の受付に要する費用	1変更ごとに	93円	_____

(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第1号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	1,030円	_____
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	648円	_____
(13) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(13)-2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを 確認等するために収容状況を調査等する 費用	1回線ごとに	703円	_____
	イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第 3項の規定に基づき、そのDSL回線が事 後対策対象回線であるかどうかの事実、及 びそのDSL回線を利用する協定事業者 名等の調査に要する費用	1回線ごとに	956円	申告事業者に適用します。
(13)-3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用	1回線ごとに	710円	_____
(14) 優先接続受付手続費	優先接続の受付に要する費用	1変更ごとに	191円	_____

(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)の規定により、当社が光回線設備線路の路件情報提供を行う場合の調査費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	① 利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,294円	—
				② 当社の通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	725円	—
			(イ) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	824円	—
		イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備(光信号分岐端末回線を除きます。)の経過年数の調査に要する費用	1区間ごとに	1,654円	—		
		ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額	1番号ごとの1成功検索ごとに	1.19円	—	
	(イ) 光信号端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、この欄において同じとします。)の調査を行う場合の加算額	① 1の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに	0.17円	—		
		② 同時に複数の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに	0.32円	—		
(16)～(20)(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)

(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)の規定により、当社が光回線設備線路の路件情報提供を行う場合の調査費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	① 利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,269円	—
				② 当社の通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	722円	—
			(イ) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	821円	—
		イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備(光信号分岐端末回線を除きます。)の経過年数の調査に要する費用	1区間ごとに	1,647円	—		
		ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額	1番号ごとの1成功検索ごとに	45円	—	
	(イ) 光信号端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、この欄において同じとします。)の調査を行う場合の加算額	① 1の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに	5円	—		
		② 同時に複数の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに	10円	—		
(16)～(20)(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)

(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック(それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限ります。)を協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,785 円	_____	
		イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	836 円	_____	
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用		1 区間ごとに	2,137 円	_____	
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限ります。)を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	4,349 円	_____
			(イ) 既に設置された当社の光屋内配線に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	12,594 円	_____
		イ 伝送損失の調査に要する費用	1 区間ごとに	2,775 円	_____	_____

(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック(それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限ります。)を協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,749 円	_____	
		イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	833 円	_____	
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用		1 区間ごとに	2,129 円	_____	
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限ります。)を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	4,331 円	_____
			(イ) 既に設置された光当社の屋内配線に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	12,544 円	_____
		イ 伝送損失の調査に要する費用	1 区間ごとに	2,764 円	_____	_____

(24) 自 前工事調 整等作業 費	接続申込者 が接続に必 要な装置等 を設置又は 撤去する場 合におい て、その設 置に付随す る設計工事 調整、接続 に必要な装 置等の設置 又は撤去の 結果の確 認、その撤 去に伴う設 備情報の変 更管理、そ の他の作業 に要する費 用	ア 接続 に必要 な装置 等の設 置に付 随する 設計に 要する 費用	(7) 接続に必要な装置等 を設置するためのキャ ビネットラックを接続 申込者が設置する場合	1 通信用建 物ごとの 1 件ごとに	48,247 円	—
			(4) 接続に必要な装置 等を当社の電力設備、 クロック供給装置又は その他の電気通信設備 のいずれか 2 種類以上 に接続する場合	1 通信用建 物ごとの 1 件ごとに	34,073 円	—
			(7) 接続に必要な装置 等を当社の電力設備、 クロック供給装置又は その他の電気通信設備 のいずれか 1 種類に接 続する場合	1 通信用建 物ごとの 1 件ごとに	22,847 円	—
			(イ) 複数のキャビネッ トラックに設置された 、1 の接続申込者に係 る接続に必要な装置等 相互間を接続する場合	1 通信用建 物ごとの 1 件ごとに	19,186 円	—
		イ 接続 に必要 な装置 等の設 置の結 果の確 認に要 する費 用	(7) 接続に必要な装置 等を設置するための キャビネットラック を接続申込者が設置 する場合	1 通信用建 物ごとの 1 件ごとに	8,859 円	—
			(4) 接続に必要な装置 等を当社の電力設備、 クロック供給装置又は その他の電気通信設備 のいずれか 2 種類以上 に接続する場合	1 通信用建 物ごとの 1 件ごとに	8,146 円	—
			(7) 接続に必要な装置 等を当社の電力設備、 クロック供給装置又は その他の電気通信設備 のいずれか 1 種類に接 続する場合	1 通信用建 物ごとの 1 件ごとに	6,784 円	—
			(イ) 複数のキャビネッ トラックに設置された 、1 の接続申込者に係 る接続に必要な装置等 相互間を接続する場合	1 通信用建 物ごとの 1 件ごとに	6,647 円	—

(24) 自 前工事調 整等作業 費	接続申込者 が接続に必 要な装置等 を設置又は 撤去する場 合におい て、その設 置に付随す る設計工事 調整、接続 に必要な装 置等の設置 又は撤去の 結果の確 認、その撤 去に伴う設 備情報の変 更管理、そ の他の作業 に要する費 用	ア 接続 に必要 な装置 等の設 置に付 随する 設計に 要する 費用	(7) 接続に必要な装置等 を設置するためのキャ ビネットラックを接続 申込者が設置する場合	1 通信用建 物ごとの 1 件ごとに	48,052 円	—
			(4) 接続に必要な装置 等を当社の電力設備、 クロック供給装置又は その他の電気通信設備 のいずれか 2 種類以上 に接続する場合	1 通信用建 物ごとの 1 件ごとに	33,935 円	—
			(7) 接続に必要な装置 等を当社の電力設備、 クロック供給装置又は その他の電気通信設備 のいずれか 1 種類に接 続する場合	1 通信用建 物ごとの 1 件ごとに	22,755 円	—
			(イ) 複数のキャビネッ トラックに設置された 、1 の接続申込者に係 る接続に必要な装置等 相互間を接続する場合	1 通信用建 物ごとの 1 件ごとに	19,108 円	—
		イ 接続 に必要 な装置 等の設 置の結 果の確 認に要 する費 用	(7) 接続に必要な装置 等を設置するための キャビネットラック を接続申込者が設置 する場合	1 通信用建 物ごとの 1 件ごとに	8,823 円	—
			(4) 接続に必要な装置 等を当社の電力設備、 クロック供給装置又は その他の電気通信設備 のいずれか 2 種類以上 に接続する場合	1 通信用建 物ごとの 1 件ごとに	8,114 円	—
			(7) 接続に必要な装置 等を当社の電力設備、 クロック供給装置又は その他の電気通信設備 のいずれか 1 種類に接 続する場合	1 通信用建 物ごとの 1 件ごとに	6,756 円	—
			(イ) 複数のキャビネッ トラックに設置された 、1 の接続申込者に係 る接続に必要な装置等 相互間を接続する場合	1 通信用建 物ごとの 1 件ごとに	6,620 円	—

		ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,709 円	—
		エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	5,681 円	—
(25) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	13,462 円	—
		イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	1,312 円	—
		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	2,128 円	—
(26) ルーティング番号登録工事等受付手数料	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1 件ごとに	33 円	—
		イ ルーティング番号等削除工事(ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。)又はルーティング番号変更工事を行う場合	1 件ごとに	100 円	
(27) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	661 円	—
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	243 円	—
(28) き線点情報調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1 通信用建物ごとに	26,862 円	—
(29) き線点換算線路長調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用		1 電柱ごとに	712 円	—

		ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,682 円	—
		エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	5,658 円	—
(25) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	6,267 円	—
		イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	1,311 円	—
		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	2,121 円	—
(26) ルーティング番号登録工事等受付手数料	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1 件ごとに	27 円	—
		イ ルーティング番号等削除工事(ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。)又はルーティング番号変更工事を行う場合	1 件ごとに	80 円	
(27) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	657 円	—
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	222 円	—
(28) き線点情報調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1 通信用建物ごとに	26,779 円	—
(29) き線点換算線路長調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用		1 電柱ごとに	710 円	—

(30) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1電柱ごとに	1,158円	—
		イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	10,408円	—
(31) 接続工事等時刻指定手数料	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用		1件ごとに	7,917円	—
(32) 端末回線情報提供手数料	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用		月額	2,134,000円	—
(33) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用(協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する調査のみを行った場合を含みます。)		1区間ごとに	2,274円	—
		イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	2,583円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	2,583円	—
		エ 第34条の10第6項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	3,717円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		オ 第34条の10第7項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	3,717円	—
	カ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(30) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1電柱ごとに	1,154円	—
		イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	10,366円	—
(31) 接続工事等時刻指定手数料	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用		1件ごとに	7,885円	—
(32) 端末回線情報提供手数料	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用		月額	1,835,000円	—
(33) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用(協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する調査のみを行った場合を含みます。)		1区間ごとに	2,264円	—
		イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	1,993円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	1,993円	—
		エ 第34条の10第6項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	3,702円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		オ 第34条の10第7項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	3,702円	—
	カ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-2~2-3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)~(5) (略)

(6) (略)

区 分	内 容
一般管理費比率	0.112

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①~③ (略)

④ (略)

区 分	内 容
設備管理運営費比率	0.294
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア~イ (略)

ウ (略)

区 分	内 容	
取付費比率	受電設備	1.279
	発電設備	0.563
	電源設備及び蓄電池設備	0.906
	空気調整設備	1.765
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.053
自己資本利益率		0.0259

(3) (略)

2-2~2-3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)~(5) (略)

(6) (略)

区 分	内 容
一般管理費比率	0.104

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①~③ (略)

④ (略)

区 分	内 容
設備管理運営費比率	0.298
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア~イ (略)

ウ (略)

区 分	内 容	
取付費比率	受電設備	1.362
	発電設備	0.590
	電源設備及び蓄電池設備	0.864
	空気調整設備	1.615
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.051
自己資本利益率		0.0253

(3) (略)

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
 2-1 (略)
 2-2 料金額

		1平方メートル毎に年額	
通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
北海道	札幌西	1,280円	47,048円
	札幌南	(略)	49,061円
	札幌1外	3,213円	48,961円
	大通り2丁目	3,205円	59,493円
	新琴似	759円	28,385円
	篠路	728円	26,827円
	札幌東	899円	101,864円
	丘珠	755円	29,511円
	東苗穂	68円	40,378円
	札幌白石	939円	37,861円
	札幌北郷	533円	34,421円
	札幌豊平	942円	38,448円
	札幌月寒	1,227円	40,912円
	清田	715円	30,218円
	真駒内	1,162円	32,628円
	菟寒	943円	23,469円
	厚別	776円	34,858円
	もみじ台	804円	25,579円
	手稲	530円	20,545円
	函館	368円	34,397円
	函館松陰	845円	41,753円
	函館北	553円	20,504円
	桔梗	161円	24,829円
	函館千歳	597円	39,602円
	小樽2	389円	22,395円
	旭川	319円	43,459円
	旭川東光	356円	31,850円
	春光	339円	(略)
	東鷹栖	272円	27,486円
	永山	289円	23,747円
	東旭川	266円	19,966円
	旭川市外	240円	32,111円
	旭川神楽	314円	22,232円
	室蘭	242円	23,457円
	新室西	552円	85,612円
	釧路	439円	36,982円
	釧路鳥取	313円	27,460円
	釧路南	432円	21,883円
	釧路武佐	308円	36,981円
	釧路	451円	31,803円
	帯広稲田	594円	20,823円
	西帯広	308円	30,318円
	白糠通り	486円	42,073円
	帯広東	315円	36,008円
	北海道北見	356円	21,066円
	岩見沢	232円	29,684円
	網走	220円	21,179円
	留萌	154円	20,593円
	苫小牧	490円	23,867円
	苫小牧東	233円	16,795円
苫小牧西	339円	29,064円	
勇払	213円	48,545円	
稚内	255円	22,087円	
稚内南	222円	46,824円	
美唄	293円	20,433円	
芦別	135円	14,239円	
江別	585円	21,820円	
札幌大麻	245円	20,784円	
紋別	155円	28,367円	
士別	132円	25,533円	
名寄	184円	25,594円	
根室	(略)	30,248円	
千歳	487円	29,957円	

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
 2-1 (略)
 2-2 料金額

		1平方メートル毎に年額	
通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
北海道	札幌西	1,330円	45,492円
	札幌南	(略)	48,659円
	札幌1外	3,709円	63,086円
	大通り2丁目	3,697円	55,175円
	新琴似	762円	32,300円
	篠路	609円	25,368円
	札幌東	711円	126,046円
	丘珠	751円	27,859円
	東苗穂	62円	39,758円
	札幌白石	978円	37,742円
	札幌北郷	526円	33,731円
	札幌豊平	941円	37,338円
	札幌月寒	1,240円	39,162円
	清田	703円	28,151円
	真駒内	1,214円	39,447円
	菟寒	956円	22,078円
	厚別	594円	35,768円
	もみじ台	731円	25,236円
	手稲	513円	19,762円
	函館	363円	37,771円
	函館松陰	824円	49,092円
	函館北	539円	26,508円
	桔梗	156円	23,686円
	函館千歳	589円	47,154円
	小樽2	363円	21,444円
	旭川	313円	47,454円
	旭川東光	362円	30,608円
	春光	335円	(略)
	東鷹栖	239円	26,231円
	永山	301円	22,607円
	東旭川	254円	18,787円
	旭川市外	246円	30,956円
	旭川神楽	249円	20,023円
	室蘭	241円	21,941円
	新室西	370円	82,953円
	釧路	382円	35,007円
	釧路鳥取	279円	26,332円
	釧路南	160円	20,784円
	釧路武佐	189円	29,668円
	釧路	428円	30,721円
	帯広稲田	509円	17,956円
	西帯広	299円	27,536円
	白糠通り	460円	40,373円
	帯広東	263円	34,424円
	北海道北見	353円	20,340円
	岩見沢	244円	28,946円
	網走	234円	22,149円
	留萌	72円	19,675円
	苫小牧	451円	22,490円
	苫小牧東	221円	24,463円
苫小牧西	322円	26,475円	
勇払	200円	37,028円	
稚内	233円	23,894円	
稚内南	212円	39,159円	
美唄	239円	19,336円	
芦別	124円	13,307円	
江別	565円	20,748円	
札幌大麻	229円	19,622円	
紋別	132円	26,764円	
士別	117円	26,664円	
名寄	189円	24,429円	
根室	(略)	28,568円	
千歳	180円	28,389円	

泉沢	443円	46,376円
滝川	178円	20,492円
砂川	272円	19,828円
石狩深川	562円	22,109円
富良野	238円	49,517円
恵庭	316円	27,592円
島松	356円	22,771円
北海道伊達	506円	14,371円
石狩広島	427円	15,841円
輪厚	1,035円	28,663円
石狩	85円	37,808円
当別	153円	19,879円
倶知安	252円	28,427円
岩内	315円	28,439円
余市	224円	23,662円
北海道栗山	(略)	16,857円
門別富川	222円	29,400円
静内	276円	29,334円
浦河	297円	20,032円
木野	444円	30,843円
士幌	59円	22,951円
鹿追	71円	30,015円
新得	142円	29,454円
大樹	155円	24,981円
本別	356円	20,213円
足寄	184円	36,610円
釧路白糠	174円	51,024円
中標津	197円	37,763円
根室標津	119円	40,310円
札幌石山	535円	27,365円
川沿	696円	21,712円
東相の内	254円	23,216円
遠軽	242円	23,454円
幕別	173円	31,467円
南幌	172円	51,131円
簾舞	155円	23,142円
虻田	219円	40,609円
錦岡	701円	39,745円
美幌	246円	18,748円
岩見沢幌向	94円	53,034円
湯の川	574円	23,301円
神楽岡	381円	24,910円
本輪西	401円	20,167円
白鳥台	287円	22,830円
七重浜	556円	20,032円
上磯	388円	68,890円
函館大野	285円	19,074円
森	384円	26,661円
北海道八雲	383円	38,757円
苫小牧萩野	171円	27,300円
知内	410円	80,614円
長万部	205円	26,963円
旭川東川	426円	29,431円
音更	226円	69,933円
蘭越	305円	31,499円
鷹栖	195円	61,112円
桜ヶ岡	182円	17,722円
木古内	253円	22,550円
今金	216円	23,358円
白老	163円	42,699円
赤平	141円	18,218円
東神楽	167円	54,179円
美瑛	224円	24,231円
奈井江	112円	40,685円
上富良野	199円	29,506円
十勝池田	132円	19,440円
大楽毛	183円	27,612円
浦幌	134円	105,166円
西の里	1,518円	22,745円

泉沢	371円	44,272円
滝川	153円	19,363円
砂川	241円	18,721円
石狩深川	515円	28,857円
富良野	239円	37,707円
恵庭	301円	26,189円
島松	288円	22,106円
北海道伊達	496円	14,449円
石狩広島	372円	15,011円
輪厚	1,041円	27,188円
石狩	77円	36,100円
当別	159円	18,412円
倶知安	259円	29,785円
岩内	305円	26,917円
余市	217円	22,646円
北海道栗山	(略)	16,003円
門別富川	195円	28,369円
静内	198円	27,691円
浦河	282円	19,626円
木野	404円	29,883円
士幌	62円	21,456円
鹿追	67円	28,467円
新得	133円	26,391円
大樹	141円	57,899円
本別	307円	18,437円
足寄	172円	34,698円
釧路白糠	159円	49,169円
中標津	244円	34,821円
根室標津	95円	38,977円
札幌石山	534円	25,334円
川沿	689円	20,581円
東相の内	231円	55,485円
遠軽	244円	22,966円
幕別	167円	29,657円
南幌	119円	48,119円
簾舞	146円	51,673円
虻田	213円	38,455円
錦岡	675円	39,160円
美幌	235円	19,326円
岩見沢幌向	85円	43,442円
湯の川	502円	21,941円
神楽岡	357円	22,494円
本輪西	385円	19,542円
白鳥台	268円	21,713円
七重浜	470円	18,999円
上磯	357円	57,277円
函館大野	250円	55,117円
森	303円	25,619円
北海道八雲	297円	36,132円
苫小牧萩野	159円	26,417円
知内	400円	47,530円
長万部	186円	25,760円
旭川東川	390円	27,371円
音更	222円	92,917円
蘭越	282円	28,992円
鷹栖	176円	57,351円
桜ヶ岡	165円	16,684円
木古内	207円	24,646円
今金	203円	22,231円
白老	117円	31,823円
赤平	113円	17,777円
東神楽	133円	51,102円
美瑛	185円	23,485円
奈井江	139円	28,124円
上富良野	160円	50,489円
十勝池田	141円	18,527円
大楽毛	138円	26,627円
浦幌	110円	75,632円
西の里	1,442円	20,497円

石狩高岡	63円	26,733円
江差	453円	35,330円
旭岡	314円	33,519円
銭亀	91円	67,413円
羽幌	183円	24,585円
厚岸	147円	25,341円
北海道松前	926円	26,200円
鶴川	140円	24,769円
十勝清水	138円	23,461円
歌志内	52円	62,554円
花畔	209円	27,272円
松前福島	102円	38,010円
上の国	299円	68,721円
北檜山	198円	53,546円
古平	119円	74,483円
上砂川	128円	63,838円
上川	73円	20,348円
中富良野	262円	34,404円
増毛	138円	40,642円
早来	128円	20,886円
新冠	449円	24,572円
庶路	102円	28,547円
稀府	214円	26,752円
茂辺地	317円	34,297円
上士幌	515円	28,404円
定山溪	217円	21,251円
ニセコ	273円	39,372円
音別	182円	38,594円
空知太	237円	30,065円
喜茂別	197円	66,094円
京極	394円	42,797円
比布	298円	28,812円
伊達豊浦	516円	41,786円
絵鞆	357円	29,363円
登別	287円	32,834円
遠矢	209円	45,346円
女満別	297円	44,957円
熊石	283円	19,194円
瀬棚	212円	33,631円
中湧別	150円	19,697円
興部	(略)	33,004円
えりも	363円	31,120円
西神楽	236円	67,808円
山部	(略)	36,736円
大沼	292円	55,392円
江差乙部	375円	57,746円
久遠	150円	23,095円
仁木	423円	45,089円
妹背牛	288円	70,288円
深川沼田	300円	37,902円
幾寅	152円	56,231円
遠別	252円	33,001円
津別	357円	43,972円
小清水	310円	33,244円
訓子府	279円	10,430円
佐呂間	223円	35,848円
常呂	336円	38,953円
滝上	146円	22,487円
雄武	112円	28,439円
早来追分	371円	11,319円
平取	137円	50,428円
厚賀	215円	27,712円
あいの里	504円	147,242円
弟子屈	236円	39,380円
茶志内	144円	77,372円
日高町	159円	35,084円
稚内豊富	390円	23,682円
留辺蘂	252円	22,906円
朝里	481円	38,374円

石狩高岡	57円	25,061円
江差	176円	33,617円
旭岡	282円	53,574円
銭亀	82円	57,108円
羽幌	143円	24,760円
厚岸	143円	32,481円
北海道松前	806円	27,090円
鶴川	141円	23,441円
十勝清水	127円	22,400円
歌志内	44円	60,945円
花畔	206円	27,056円
松前福島	119円	25,249円
上の国	278円	46,187円
北檜山	189円	54,319円
古平	113円	50,013円
上砂川	113円	59,659円
上川	69円	21,851円
中富良野	222円	32,646円
増毛	120円	39,365円
早来	143円	25,445円
新冠	386円	23,689円
庶路	91円	26,825円
稀府	194円	25,157円
茂辺地	277円	32,458円
上士幌	478円	22,828円
定山溪	210円	20,100円
ニセコ	253円	37,544円
音別	141円	36,268円
空知太	208円	28,352円
喜茂別	108円	62,398円
京極	303円	40,594円
比布	262円	34,125円
伊達豊浦	378円	28,791円
絵鞆	329円	27,947円
登別	277円	30,823円
遠矢	203円	42,890円
女満別	281円	34,302円
熊石	194円	17,543円
瀬棚	204円	31,967円
中湧別	151円	16,864円
興部	(略)	31,730円
えりも	361円	22,035円
西神楽	223円	63,917円
山部	(略)	40,180円
大沼	250円	39,996円
江差乙部	321円	55,162円
久遠	148円	24,886円
仁木	390円	32,022円
妹背牛	280円	45,154円
深川沼田	282円	40,455円
幾寅	150円	41,149円
遠別	235円	32,202円
津別	282円	41,473円
小清水	270円	31,510円
訓子府	230円	43,495円
佐呂間	194円	33,903円
常呂	273円	25,445円
滝上	130円	20,683円
雄武	108円	26,813円
早来追分	304円	43,661円
平取	145円	47,401円
厚賀	211円	26,006円
あいの里	432円	144,805円
弟子屈	217円	37,289円
茶志内	123円	68,290円
日高町	150円	32,882円
稚内豊富	367円	22,682円
留辺蘂	221円	21,781円
朝里	389円	37,172円

銭函	271円	43,250円
オタモイ	218円	37,410円
若見沢三笠	90円	20,865円
江部乙	67円	23,151円
音江	111円	26,938円
鷺別	289円	36,994円
登別東	243円	29,180円
七飯	298円	53,614円
南茅部	232円	14,011円
由仁	233円	66,464円
栗山長沼	167円	22,919円
新十津川	156円	56,657円
当麻	326円	29,402円
美深	59円	27,249円
北見枝幸	228円	30,037円
端野	610円	32,663円
虎杖浜	187円	47,435円
芽室	361円	43,752円
札内	437円	20,416円
阿寒	328円	27,570円
岩内前田	246円	88,840円
卯原内	164円	86,461円
生田原	156円	69,079円
登別温泉	241円	36,035円
夕張	324円	18,734円
花咲	161円	69,609円
有珠	160円	25,773円
栗沢	188円	18,356円
風連	162円	28,928円
広尾	122円	23,110円
霧多布	440円	48,067円
青森		
松森	780円	24,381円
沖館	735円	28,713円
青森荒川	534円	22,569円
野内	429円	28,626円
青森新城	222円	28,465円
四ツ石	345円	28,408円
東野内	310円	43,042円
弘前	450円	23,573円
弘前南	821円	16,112円
弘前城東	455円	35,903円
青森八戸	1,067円	39,074円
八戸高館	865円	16,230円
八戸港	440円	20,516円
是川	311円	18,873円
新尻内	750円	31,880円
八戸NW3棟	848円	38,301円
黒石	490円	19,337円
五所川原	553円	24,781円
十和田	420円	27,481円
八戸三沢	428円	18,589円
むつ	173円	23,443円
青森大湊	44円	14,399円
青森小湊	252円	38,906円
釧田	129円	26,280円
鱒ヶ沢	497円	26,133円
浪岡	156円	18,510円
野辺地	289円	19,509円
七戸	149円	29,646円
六ヶ所	338円	87,654円
三戸	288円	14,896円
八戸階上	151円	29,852円
八戸大館	1,812円	34,200円
百石	327円	41,059円
八戸下田	174円	41,623円

銭函	540円	40,597円
オタモイ	198円	35,450円
若見沢三笠	80円	20,839円
江部乙	66円	54,079円
音江	94円	25,282円
鷺別	306円	35,760円
登別東	234円	26,934円
七飯	320円	47,172円
南茅部	209円	13,184円
由仁	187円	62,976円
栗山長沼	166円	20,100円
新十津川	175円	54,247円
当麻	272円	30,936円
美深	50円	25,781円
北見枝幸	256円	28,533円
端野	564円	22,146円
虎杖浜	172円	72,142円
芽室	283円	41,544円
札内	331円	47,053円
阿寒	307円	25,685円
岩内前田	225円	85,244円
卯原内	152円	82,805円
生田原	95円	66,161円
登別温泉	199円	43,088円
夕張	249円	15,419円
花咲	126円	62,602円
有珠	139円	62,489円
栗沢	142円	56,011円
風連	134円	24,390円
広尾	79円	19,443円
霧多布	298円	64,423円
蘭島	146円	41,742円
月形	267円	54,846円
斜里	212円	25,360円
別海	285円	28,215円
青森		
松森	673円	24,210円
沖館	561円	28,131円
青森荒川	507円	21,505円
野内	369円	27,284円
青森新城	203円	27,218円
四ツ石	286円	27,270円
東野内	303円	41,353円
弘前	364円	25,568円
弘前南	692円	15,141円
弘前城東	431円	34,491円
青森八戸	1,021円	43,631円
八戸高館	744円	15,255円
八戸港	465円	25,652円
是川	348円	19,247円
新尻内	674円	34,510円
八戸NW3棟	791円	35,067円
黒石	466円	17,946円
五所川原	343円	24,061円
十和田	347円	26,349円
八戸三沢	386円	28,668円
むつ	149円	23,402円
青森大湊	37円	13,379円
青森小湊	229円	37,468円
釧田	118円	25,076円
鱒ヶ沢	467円	25,303円
浪岡	148円	17,510円
野辺地	271円	21,036円
七戸	142円	29,190円
六ヶ所	312円	85,507円
三戸	283円	14,585円
八戸階上	146円	28,737円
八戸大館	1,625円	32,634円
百石	296円	40,148円
八戸下田	159円	40,381円

青森大畑	172円	51,000円
木造	170円	19,252円
大浦	270円	32,313円
弘前藤崎	279円	29,167円
大鰐	205円	18,016円
板柳	248円	27,190円
金木	662円	25,678円
六戸	339円	24,868円
上北	179円	28,849円
五戸	177円	20,832円
今別	703円	32,610円
陸奥常盤	354円	31,054円
上市川	65円	26,007円
陸奥横浜	375円	34,724円
深浦	609円	41,746円
弘前森田	154円	24,868円
田舎館	178円	33,763円
乙供	205円	46,388円
天間林	106円	42,303円
田子	832円	36,273円
福地	463円	27,278円
北金ヶ沢	635円	58,173円
弘前新和	157円	39,891円
高杉	116円	48,662円
奥内	167円	19,034円
新平賀	449円	106,845円
八戸南郷	470円	21,517円
長橋	143円	39,751円
四和	147円	44,947円
陸奥蓬田	397円	60,758円
弘前柏	348円	49,238円
車力	256円	47,469円
小阿弥	133円	59,423円
弘前中里	276円	41,638円
市浦	192円	45,035円
青森白糠	303円	59,381円
上名久井	394円	40,462円
諏訪平	564円	34,988円
倉石	226円	36,775円
青森新郷	241円	35,883円
尾上	400円	52,969円
小泊	447円	49,828円
青森大間	403円	39,713円
近川駅前	118円	42,893円
千歳平	115円	46,158円
弘前石川	572円	30,271円
弘前鶴田	372円	35,492円
弘前梅沢	104円	35,664円
稲垣	251円	69,698円
名川	331円	37,590円
青森	626円	46,466円
浅虫	418円	34,097円
湍湯	152円	32,511円
浜三沢	109円	16,750円
織笠	119円	45,339円
国吉	436円	49,239円
弘前相馬	598円	43,632円
目屋	226円	44,470円
盛岡2	750円	41,807円
盛岡仙北	491円	19,736円
盛岡上田	652円	31,516円
青山第二	842円	49,398円
盛岡飯岡	869円	20,861円
宮古2	492円	23,644円
大船渡	533円	38,263円
岩手水沢	626円	30,349円
花巻	718円	29,611円
新宮野目	747円	29,329円
北上	433円	28,590円

岩手

青森大畑	170円	49,322円
木造	160円	20,136円
大浦	237円	88,881円
弘前藤崎	251円	24,881円
大鰐	189円	16,669円
板柳	223円	25,447円
金木	659円	24,736円
六戸	307円	41,542円
上北	159円	27,584円
五戸	159円	19,799円
今別	1,155円	30,955円
陸奥常盤	321円	62,041円
上市川	58円	24,279円
陸奥横浜	356円	24,613円
深浦	568円	41,261円
弘前森田	135円	25,350円
田舎館	162円	32,300円
乙供	183円	97,687円
天間林	102円	41,377円
田子	694円	35,337円
福地	428円	24,779円
北金ヶ沢	585円	46,005円
弘前新和	138円	33,729円
高杉	103円	46,890円
奥内	156円	19,555円
新平賀	345円	102,894円
八戸南郷	409円	23,368円
長橋	68円	38,332円
四和	132円	59,684円
陸奥蓬田	351円	56,987円
弘前柏	328円	40,225円
車力	241円	40,516円
小阿弥	116円	56,752円
弘前中里	234円	40,255円
市浦	184円	37,089円
青森白糠	252円	49,632円
上名久井	365円	37,201円
諏訪平	584円	33,869円
倉石	207円	33,743円
青森新郷	216円	32,860円
尾上	366円	43,913円
小泊	341円	41,243円
青森大間	389円	38,324円
近川駅前	112円	35,152円
千歳平	99円	44,016円
弘前石川	518円	28,845円
弘前鶴田	293円	33,691円
弘前梅沢	82円	34,259円
稲垣	223円	54,428円
名川	307円	36,342円
青森	317円	51,194円
浅虫	332円	32,607円
湍湯	134円	30,713円
浜三沢	94円	18,478円
織笠	113円	42,101円
国吉	336円	43,539円
弘前相馬	455円	38,285円
目屋	173円	39,250円
盛岡2	744円	40,865円
盛岡仙北	2,166円	17,787円
盛岡上田	482円	43,197円
青山第二	604円	47,039円
盛岡飯岡	685円	18,838円
宮古2	595円	58,221円
大船渡	337円	34,308円
岩手水沢	401円	30,296円
花巻	476円	37,322円
新宮野目	644円	35,352円
北上	277円	28,398円

岩手

相去	619円	29,692円
久慈	451円	21,702円
遠野	364円	33,119円
一関	407円	29,160円
陸前高田	405円	18,812円
釜石	276円	35,899円
釜石上中島	838円	25,156円
江刺	253円	44,199円
二戸	364円	19,167円
新西根	416円	39,544円
千厩	534円	25,032円
宮古大野	370円	17,852円
盛岡太田	419円	29,878円
滝沢	322円	28,942円
藤根	263円	22,542円
赤荻	965円	24,375円
紫波	506円	67,552円
矢巾	750円	27,830円
広瀬	146円	20,089円
盛岡乙部	315円	19,824円
江釣子	234円	41,518円
雫石	256円	30,080円
岩手	620円	22,836円
石鳥谷	291円	15,338円
水沢西根	392円	30,996円
新平泉	422円	88,327円
岩泉	379円	20,589円
小鳥谷	546円	74,936円
摺沢	545円	25,772円
岩手川崎	293円	49,729円
水沢東山	239円	47,427円
津軽石	401円	32,314円
萩荘	506円	29,864円
花巻温泉	414円	24,344円
宮古山田	492円	18,937円
鶴住居	439円	32,589円
種市	647円	36,754円
釜石広田	342円	23,609円
金田一	553円	32,472円
洪民	338円	28,618円
好摩	715円	72,871円
水沢小山	365円	81,007円
胆沢	357円	17,467円
軽米	1,084円	37,114円
豊間根	536円	10,670円
住田	363円	19,203円
細浦	329円	22,454円
田老	747円	31,863円
岩手上郷	525円	8,598円
釜石平田	398円	48,782円
六原	166円	36,104円
三陸	407円	10,034円
綾里	444円	18,825円
宮古小川	260円	41,061円
普代	610円	22,220円
宮古八木	422円	31,195円
湯口	265円	90,660円
和賀	204円	47,130円
滝沢駅前	455円	42,053円
大槌	326円	34,805円
一戸	420円	10,882円
伊手	188円	84,377円
上平沢	273円	33,928円
盛岡東和	229円	21,592円
九戸	508円	17,322円
唐丹	652円	11,261円
小本	241円	11,634円
姉体	147円	36,012円
二子	227円	30,175円

相去	529円	28,327円
久慈	384円	21,551円
遠野	338円	32,293円
一関	374円	28,297円
陸前高田	280円	17,746円
釜石	277円	72,544円
釜石上中島	513円	23,726円
江刺	228円	35,531円
二戸	346円	17,990円
新西根	264円	37,612円
千厩	388円	22,001円
宮古大野	347円	18,249円
盛岡太田	334円	28,915円
滝沢	347円	47,539円
藤根	236円	21,386円
赤荻	770円	35,444円
紫波	467円	46,231円
矢巾	711円	50,861円
広瀬	132円	18,922円
盛岡乙部	237円	41,763円
江釣子	205円	35,017円
雫石	255円	28,556円
岩手	482円	21,865円
石鳥谷	218円	15,014円
水沢西根	353円	30,244円
新平泉	354円	84,662円
岩泉	458円	22,490円
小鳥谷	477円	107,165円
摺沢	403円	24,969円
岩手川崎	307円	47,982円
水沢東山	226円	47,222円
津軽石	264円	139,602円
萩荘	448円	20,283円
花巻温泉	286円	21,999円
宮古山田	358円	100,886円
鶴住居	127円	164,626円
種市	592円	56,553円
釜石広田	228円	23,111円
金田一	431円	21,852円
洪民	365円	25,318円
好摩	663円	70,392円
水沢小山	334円	75,817円
胆沢	100円	16,870円
軽米	958円	27,334円
豊間根	412円	11,638円
住田	327円	18,181円
細浦	72円	154,814円
田老	141円	174,201円
岩手上郷	363円	22,979円
釜石平田	316円	39,567円
六原	155円	33,176円
三陸	353円	196,227円
綾里	409円	19,413円
宮古小川	235円	53,965円
普代	491円	22,930円
宮古八木	387円	28,789円
湯口	233円	87,324円
和賀	181円	45,361円
滝沢駅前	381円	38,896円
大槌	331円	130,617円
一戸	324円	13,523円
伊手	174円	80,537円
上平沢	196円	39,878円
盛岡東和	217円	21,876円
九戸	430円	25,071円
唐丹	599円	8,950円
小本	195円	30,750円
姉体	108円	34,728円
二子	184円	27,089円

	水沢飯豊	151円	54 237円
	盛岡西山	150円	85 393円
	葛巻	593円	40 741円
	平館	205円	66 915円
	東八幡平	406円	41 095円
	大迫	440円	27 727円
	金ヶ崎	315円	20 370円
	前沢	391円	42 355円
	衣川	300円	17 604円
	花泉	1,182円	29 784円
	宮守	566円	55 987円
	安代	562円	91 915円
	田山	288円	54 853円
	湯田	242円	39 975円
	室根	391円	28 904円
	宮古新里	423円	30 271円
	浄法寺	794円	42 889円
	岩手大東	332円	18 316円
	水沢藤沢	524円	10 092円
	田野畑	412円	43 975円
宮城	仙台青葉通	2,348円	39 736円
	仙台長町	1,642円	47 858円
	台原	587円	28 112円
	愛子	596円	54 328円
	岩切	584円	28 996円
	仙台高砂	982円	23 145円
	鶴ヶ谷	578円	22 844円
	苦竹料金	980円	41 358円
	榴ヶ岡	792円	50 600円
	南小泉	1,082円	11 739円
	荒井	949円	32 495円
	仙台中田	700円	22 789円
	西多賀	598円	17 375円
	仙台泉	1,395円	41 429円
	野村	881円	28 270円
	泉ヶ岳	164円	54 665円
	門脇	472円	27 595円
	塩釜	292円	23 298円
	古川	360円	22 520円
	気仙沼	252円	21 367円
	仙南白石	277円	38 752円
	名取	(略)	25 057円
	岩沼桜	570円	25 327円
	仙南	280円	33 711円
	村田	310円	22 041円
	仙南船岡	845円	65 671円
	利府	578円	43 188円
	富谷	513円	39 272円
	明石交換所	561円	83 604円
	築館源光	357円	34 040円
	追	308円	27 380円
	宮城河北	175円	22 802円
	矢本	891円	49 672円
	八木山	1,885円	38 456円
	多賀城	930円	52 346円
	仙台松島	192円	17 879円
七ヶ浜	319円	24 131円	
栗駒	255円	17 353円	
折立	434円	23 354円	
三本木	318円	69 233円	
仙台中山	1,169円	20 553円	
大衡	279円	21 292円	
中新田	336円	23 207円	
亘理	380円	44 038円	
石越	255円	21 806円	
歌津	483円	70 700円	
角田	232円	34 672円	
鹿島台	380円	28 581円	
生出	261円	21 129円	

	水沢飯豊	128円	44 687円
	盛岡西山	136円	70 929円
	葛巻	490円	40 911円
	平館	198円	52 723円
	東八幡平	354円	45 635円
	大迫	387円	26 422円
	金ヶ崎	301円	19 890円
	前沢	338円	25 100円
	衣川	266円	16 845円
	花泉	765円	28 431円
	宮守	501円	64 830円
	安代	457円	57 803円
	田山	285円	45 809円
	湯田	164円	35 836円
	室根	242円	21 578円
	宮古新里	365円	24 841円
	浄法寺	651円	59 233円
	岩手大東	282円	15 452円
	水沢藤沢	387円	35 046円
	田野畑	267円	66 995円
宮城	仙台青葉通	1,835円	37 453円
	仙台長町	1,422円	44 184円
	台原	524円	27 102円
	愛子	585円	53 428円
	岩切	564円	24 340円
	仙台高砂	1,021円	22 288円
	鶴ヶ谷	536円	82 678円
	苦竹料金	916円	43 065円
	榴ヶ岡	849円	48 165円
	南小泉	1,074円	11 101円
	荒井	854円	31 053円
	仙台中田	653円	22 065円
	西多賀	568円	16 429円
	仙台泉	1,312円	50 766円
	野村	784円	28 339円
	泉ヶ岳	149円	79 834円
	門脇	223円	61 788円
	塩釜	287円	21 938円
	古川	351円	21 651円
	気仙沼	218円	22 231円
	仙南白石	249円	34 835円
	名取	(略)	24 040円
	岩沼桜	573円	24 413円
	仙南	278円	35 114円
	村田	309円	21 619円
	仙南船岡	829円	94 265円
	利府	644円	81 699円
	富谷	350円	36 609円
	明石交換所	535円	90 298円
	築館源光	331円	32 462円
	追	222円	39 388円
	宮城河北	201円	21 001円
	矢本	801円	56 027円
	八木山	1,922円	28 196円
	多賀城	929円	42 264円
	仙台松島	193円	35 464円
七ヶ浜	339円	292 529円	
栗駒	240円	15 466円	
折立	332円	35 571円	
三本木	271円	66 644円	
仙台中山	1,108円	30 183円	
大衡	257円	43 033円	
中新田	308円	22 437円	
亘理	388円	56 114円	
石越	230円	19 099円	
歌津	590円	222 867円	
角田	217円	34 360円	
鹿島台	334円	27 386円	
生出	232円	18 262円	

仙台今泉	571円	27,387円
仙南槻木	476円	38,694円
第2高館	299円	100,644円
古川中田	386円	20,915円
古川南郷	244円	30,940円
若柳	224円	23,035円
渡波	499円	48,760円
西古川	275円	43,528円
石巻階上	355円	33,674円
関上	294円	32,145円
丸森	321円	25,759円
坂元	188円	26,454円
山下	356円	33,170円
大郷	188円	15,402円
古川小野田	395円	21,534円
古川松山	447円	46,454円
岩出山	246円	22,251円
蒲谷	254円	36,986円
寛岳	216円	25,909円
田尻	669円	16,752円
小牛田	400円	26,646円
北浦駅前	138円	32,019円
寺崎	286円	19,614円
女川	247円	19,210円
志津川	562円	20,694円
本吉	687円	32,322円
唐桑	481円	22,292円
荒谷	381円	25,142円
芋沢	245円	68,672円
円田	182円	50,584円
色麻	291円	33,410円
古川鳴子	294円	26,174円
一迫	435円	19,294円
登米	256円	54,727円
古川南方	467円	32,209円
広瀬	232円	23,213円
野蒜	192円	49,789円
遠刈田	238円	25,555円
高清水	600円	16,457円
金成	187円	38,966円
仙南北郷	177円	41,692円
古川宮崎	398円	16,644円
瀬峰	634円	16,949円
鶯沢	123円	24,166円
米谷	163円	36,939円
宮城河南	414円	21,293円
鳴瀬	244円	50,848円
作並	191円	28,920円
仙南川崎	301円	17,737円
仙南大内	283円	21,987円
牡鹿	118円	9,124円
石巻津山	162円	37,963円
古川新田	260円	21,704円
古川米山	366円	16,039円
石巻雄勝	206円	24,362円
石巻大島	387円	32,808円
秋田	414円	48,918円
秋田大町	413円	36,004円
土崎	309円	22,516円
秋田仁井田	461円	31,254円
能代	220円	16,089円
東能代	288円	36,438円
横手	227円	34,668円
秋田大館	320円	21,726円
十二所	92円	30,201円
秋田本荘	296円	29,981円
男鹿	175円	21,461円
秋田湯沢	239円	24,134円
大曲	324円	39,783円

秋田

仙台今泉	532円	48,832円
仙南槻木	459円	36,799円
第2高館	296円	98,345円
古川中田	337円	18,790円
古川南郷	223円	31,452円
若柳	211円	22,093円
渡波	375円	105,594円
西古川	252円	41,955円
石巻階上	341円	33,695円
関上	164円	12,849円
丸森	299円	24,842円
坂元	120円	48,774円
山下	336円	30,875円
大郷	160円	22,309円
古川小野田	358円	20,647円
古川松山	445円	44,555円
岩出山	240円	22,319円
蒲谷	227円	35,610円
寛岳	206円	23,302円
田尻	554円	16,979円
小牛田	379円	29,999円
北浦駅前	126円	29,299円
寺崎	235円	18,538円
女川	154円	365,036円
志津川	508円	100,409円
本吉	507円	31,230円
唐桑	431円	417,982円
荒谷	358円	27,447円
芋沢	217円	66,054円
円田	169円	38,317円
色麻	277円	30,466円
古川鳴子	253円	26,423円
一迫	496円	19,819円
登米	249円	50,869円
古川南方	426円	32,433円
広瀬	224円	23,511円
野蒜	83円	48,924円
遠刈田	219円	22,749円
高清水	598円	15,778円
金成	174円	38,721円
仙南北郷	152円	38,292円
古川宮崎	368円	16,459円
瀬峰	543円	17,815円
鶯沢	107円	21,246円
米谷	150円	69,118円
宮城河南	389円	20,030円
鳴瀬	240円	49,292円
作並	168円	29,125円
仙南川崎	286円	17,044円
仙南大内	256円	20,934円
牡鹿	240円	352,165円
石巻津山	142円	36,774円
古川新田	236円	22,039円
古川米山	335円	14,245円
石巻雄勝	93円	381,589円
石巻大島	248円	30,001円
秋田	389円	50,165円
秋田大町	122円	34,278円
土崎	308円	21,901円
秋田仁井田	421円	29,973円
能代	72円	15,874円
東能代	258円	28,277円
横手	205円	31,987円
秋田大館	302円	25,084円
十二所	83円	29,106円
秋田本荘	219円	30,700円
男鹿	155円	22,147円
秋田湯沢	85円	23,317円
大曲	226円	38,148円

秋田

鹿角	223円	20,308円
大館鷹巣	208円	23,055円
五城目	309円	31,171円
秋田追分	290円	30,343円
天王	355円	30,283円
秋田大湯	390円	49,524円
仁賀保	254円	37,233円
象潟	396円	23,155円
横手神岡	152円	44,012円
角館	258円	36,716円
西馬音内	488円	24,375円
東成瀬	182円	38,658円
外旭川	419円	29,109円
釈迦内	146円	34,559円
太平	189円	38,684円
下浜	128円	35,809円
角間川	248円	48,647円
内小友	156円	72,615円
比内	342円	18,649円
合川	52円	27,148円
八郎潟	309円	34,136円
横手六郷	220円	25,601円
森岳	432円	55,196円
由利	187円	39,690円
稲川	532円	38,344円
横手雄勝	579円	39,863円
八竜	319円	21,504円
琴丘	149円	22,231円
刈和野	221円	56,745円
中仙	290円	34,817円
小坂	262円	31,728円
東由利	290円	32,314円
秋田太田	298円	50,979円
千畑	196円	39,427円
秋田井川	497円	49,863円
飯田川	244円	17,937円
若美	253円	33,528円
二ツ井	302円	33,283円
花岡	130円	30,949円
雄和	284円	39,858円
上小阿仁	261円	47,490円
八森	224円	32,546円
沢目	92円	19,660円
田沢湖	278円	37,520円
米内沢	223円	13,946円
秋田船越	257円	36,567円
秋田河辺	324円	22,307円
矢島	297円	11,669円
秋田北浦	109円	47,431円
金浦	495円	32,649円
八幡平	186円	42,756円
阿仁	243円	44,776円
横手神代	416円	75,084円
秋田脇本	81円	46,266円
由利院内	568円	52,583円
平鹿	175円	19,842円
雄物川	363円	28,145円
西目	462円	29,369円
増田	246円	42,180円
横手大森	453円	74,277円
秋田大内	350円	38,684円
秋田鳥海	229円	47,573円
西明寺	407円	44,421円
横手山内	517円	62,821円
須川	124円	49,610円
横手十文字	339円	18,146円
横手金沢	306円	48,414円
大館大湯	150円	28,147円
十和田南	198円	35,750円

鹿角	205円	19,595円
大館鷹巣	101円	21,805円
五城目	279円	30,116円
秋田追分	288円	28,764円
天王	382円	30,214円
秋田大湯	386円	47,749円
仁賀保	230円	34,729円
象潟	339円	22,818円
横手神岡	147円	40,174円
角館	237円	30,929円
西馬音内	473円	23,315円
東成瀬	156円	61,832円
外旭川	373円	31,205円
釈迦内	131円	32,881円
太平	173円	54,198円
下浜	109円	33,099円
角間川	190円	75,568円
内小友	138円	88,323円
比内	327円	18,161円
合川	47円	25,958円
八郎潟	275円	32,281円
横手六郷	197円	26,324円
森岳	502円	52,890円
由利	170円	28,349円
稲川	479円	39,452円
横手雄勝	508円	40,476円
八竜	357円	20,382円
琴丘	159円	21,257円
刈和野	219円	51,671円
中仙	269円	33,763円
小坂	238円	30,357円
東由利	237円	30,586円
秋田太田	268円	43,239円
千畑	174円	37,696円
秋田井川	469円	39,071円
飯田川	257円	16,742円
若美	239円	32,047円
二ツ井	240円	32,108円
花岡	114円	29,839円
雄和	258円	49,023円
上小阿仁	223円	45,175円
八森	227円	29,732円
沢目	100円	51,285円
田沢湖	251円	41,696円
米内沢	208円	30,647円
秋田船越	230円	33,897円
秋田河辺	309円	19,422円
矢島	218円	11,226円
秋田北浦	115円	45,696円
金浦	463円	29,652円
八幡平	178円	41,399円
阿仁	222円	42,357円
横手神代	329円	62,923円
秋田脇本	74円	44,242円
由利院内	548円	49,972円
平鹿	149円	20,432円
雄物川	328円	28,930円
西目	488円	27,055円
増田	203円	46,471円
横手大森	404円	73,363円
秋田大内	329円	31,341円
秋田鳥海	211円	46,282円
西明寺	360円	47,125円
横手山内	477円	43,501円
須川	119円	47,244円
横手十文字	308円	17,180円
横手金沢	263円	45,649円
大館大湯	139円	24,192円
十和田南	180円	34,284円

	早口	282円	28,502円
	秋田道川	302円	35,306円
	秋田協和	379円	42,407円
	横手仙北	298円	30,113円
	後三年	323円	62,546円
	五里合	155円	28,629円
	藤里	303円	43,089円
	大雄	422円	38,437円
	外小友	288円	48,867円
山形	山形	512円	33,920円
	山形金井	542円	26,074円
	山形十文字	285円	25,148円
	今塚	1,342円	59,853円
	あかねヶ丘	861円	29,489円
	米沢	400円	36,162円
	米沢窪田	253円	28,825円
	八幡原	146円	48,779円
	鶴岡	379円	20,223円
	酒田2	420円	28,148円
	酒田緑ヶ丘	411円	33,507円
	酒田高砂	258円	32,428円
	新庄	384円	23,494円
	寒河江	484円	22,395円
	山形上山	345円	18,514円
	村山	229円	29,088円
	長井	168円	20,412円
	天童	395円	21,722円
	高橋	550円	15,148円
	神町	500円	22,241円
	東根	390円	16,354円
	尾花沢	466円	35,219円
	南陽	213円	16,964円
	河北	205円	28,198円
	山形朝日	306円	21,777円
	白鷹	200円	27,821円
	余目	185円	23,066円
	藤島	242円	32,010円
	酒田三川	(略)	76,252円
	温海	292円	34,503円
	山形小国	251円	61,288円
	庄内朝日機械	206円	48,744円
	山形川西	275円	34,539円
	酒田水沢	166円	51,343円
	袖浦	175円	17,933円
	山形大江	448円	40,468円
	山辺	485円	13,833円
	山形中山	470円	25,181円
	南原	132円	36,440円
	宮内	254円	23,215円
	高畠	363円	20,025円
櫛引	164円	29,013円	
白岩	483円	30,459円	
山形西川	169円	45,583円	
糠野目	264円	48,859円	
米沢飯豊	259円	35,241円	
酒田羽黒	300円	113,742円	
本道寺	115円	138,084円	
山形平田	354円	36,987円	
酒田立川	338円	38,231円	
酒田松山	307円	43,549円	
酒田三瀬	128円	35,282円	
山形金山	180円	37,451円	
真室川	290円	39,962円	
中和田	255円	31,306円	
鼠ヶ関	210円	34,862円	
蔵王	229円	56,821円	
酒田大山	326円	21,118円	
湯野浜	419円	98,677円	
本楯	193円	45,714円	

	早口	252円	27,456円
	秋田道川	237円	32,388円
	秋田協和	330円	57,722円
	横手仙北	261円	27,673円
	後三年	291円	59,795円
	五里合	147円	42,380円
	藤里	203円	85,258円
	大雄	345円	46,059円
	外小友	228円	50,060円
山形	山形	469円	37,119円
	山形金井	508円	24,224円
	山形十文字	288円	26,330円
	今塚	1,087円	55,881円
	あかねヶ丘	788円	31,589円
	米沢	374円	33,117円
	米沢窪田	238円	27,834円
	八幡原	127円	46,602円
	鶴岡	354円	22,189円
	酒田2	393円	29,424円
	酒田緑ヶ丘	425円	32,210円
	酒田高砂	234円	30,834円
	新庄	484円	22,399円
	寒河江	450円	26,777円
	山形上山	317円	16,664円
	村山	217円	30,754円
	長井	160円	22,830円
	天童	383円	19,906円
	高橋	514円	17,038円
	神町	476円	24,909円
	東根	347円	18,069円
	尾花沢	377円	33,831円
	南陽	199円	17,715円
	河北	197円	28,292円
	山形朝日	285円	22,332円
	白鷹	212円	24,937円
	余目	151円	22,597円
	藤島	229円	65,654円
	酒田三川	(略)	74,125円
	温海	541円	43,149円
	山形小国	247円	59,606円
	庄内朝日機械	190円	62,877円
	山形川西	270円	36,710円
	酒田水沢	153円	49,365円
	袖浦	160円	15,966円
	山形大江	421円	49,661円
	山辺	463円	15,451円
	山形中山	449円	27,340円
	南原	125円	34,993円
	宮内	242円	25,125円
	高畠	345円	35,666円
櫛引	167円	42,506円	
白岩	425円	23,385円	
山形西川	141円	46,642円	
糠野目	257円	47,488円	
米沢飯豊	248円	33,814円	
酒田羽黒	281円	96,489円	
本道寺	101円	131,025円	
山形平田	314円	33,190円	
酒田立川	298円	36,651円	
酒田松山	282円	42,237円	
酒田三瀬	119円	34,428円	
山形金山	44円	39,631円	
真室川	257円	41,181円	
中和田	251円	21,127円	
鼠ヶ関	193円	23,304円	
蔵王	201円	56,814円	
酒田大山	315円	19,837円	
湯野浜	382円	103,028円	
本楯	177円	44,124円	

	泉田	153円	47,238円
	村山大久保	367円	46,989円
	山形白鳥	373円	55,948円
	山形東郷	217円	58,726円
	福原	209円	56,784円
	大石田	201円	62,432円
	鮭川	(略)	47,360円
	古口	219円	53,772円
	遊佐	320円	28,008円
	吹浦	98円	50,539円
	酒田八幡	199円	44,258円
	舟形	305円	41,491円
	須田板	319円	51,221円
	山形玉野	171円	45,033円
	清水	191円	51,844円
福島	福島	425円	54,655円
	福島清水	816円	32,758円
	福島佐倉	449円	24,011円
	瀬上	526円	17,640円
	福島大森	545円	25,583円
	蓬萊	483円	30,003円
	飯坂	307円	33,152円
	福島花園	828円	38,902円
	会津若松	527円	29,227円
	東栄町分局	984円	24,897円
	福島郡山	1,464円	30,719円
	郡山芳賀	616円	34,975円
	笹川	831円	30,659円
	日和田	185円	48,894円
	喜久田	252円	42,886円
	大槻	788円	24,344円
	郡山守山	95円	61,333円
	磐梯熱海	180円	76,271円
	いわき	448円	39,318円
	小名浜	420円	38,870円
	勿来	265円	53,889円
	内郷	627円	17,938円
	好間	628円	19,153円
	草野	350円	16,824円
	いわき常磐	304円	32,179円
	四倉	484円	45,167円
	いわき若葉台	1,644円	28,849円
	いわき泉	592円	27,027円
	いわき玉川	360円	23,966円
	いわき窪田	496円	32,576円
	白河	289円	26,275円
	福島原町	587円	30,363円
	郡山須賀川	456円	45,900円
	喜多方	478円	16,362円
	福島相馬	684円	20,799円
	二本松	361円	23,493円
	福島藤田	371円	35,743円
	二本松本宮	302円	20,163円
	田島	406円	31,610円
	猪苗代	337円	34,441円
	会津若松坂下	391円	43,221円
郡山西郷	390円	36,809円	
郡山石川	523円	34,700円	
三春	(略)	19,445円	
磐城富岡	560円	22,811円	
浪江	499円	30,428円	
会津山口	505円	29,541円	
会津若松広田	248円	26,762円	
福島梁川	441円	42,358円	
保原	494円	25,350円	
江名	344円	38,630円	
福島川俣	329円	28,090円	
塙	575円	32,297円	
新地	454円	53,874円	

	泉田	136円	48,066円
	村山大久保	321円	48,654円
	山形白鳥	337円	57,502円
	山形東郷	205円	85,004円
	福原	157円	57,677円
	大石田	200円	55,628円
	鮭川	(略)	43,158円
	古口	193円	54,355円
	遊佐	296円	26,559円
	吹浦	89円	49,041円
	酒田八幡	35円	42,730円
	舟形	259円	38,482円
	須田板	239円	48,269円
	山形玉野	133円	49,523円
	清水	151円	58,704円
福島	福島	371円	57,904円
	福島清水	606円	31,480円
	福島佐倉	395円	23,321円
	瀬上	425円	21,927円
	福島大森	425円	29,475円
	蓬萊	365円	30,798円
	飯坂	273円	31,816円
	福島花園	750円	39,623円
	会津若松	501円	27,099円
	東栄町分局	876円	23,708円
	福島郡山	1,291円	30,309円
	郡山芳賀	566円	36,338円
	笹川	633円	29,282円
	日和田	158円	47,350円
	喜久田	237円	42,139円
	大槻	610円	23,228円
	郡山守山	75円	61,332円
	磐梯熱海	151円	74,201円
	いわき	414円	39,702円
	小名浜	373円	37,216円
	勿来	234円	52,459円
	内郷	544円	17,308円
	好間	556円	67,497円
	草野	292円	14,720円
	いわき常磐	291円	24,775円
	四倉	424円	33,276円
	いわき若葉台	1,426円	27,933円
	いわき泉	506円	23,959円
	いわき玉川	324円	25,175円
	いわき窪田	447円	31,492円
	白河	275円	43,230円
	福島原町	373円	28,862円
	郡山須賀川	401円	44,421円
	喜多方	412円	15,263円
	福島相馬	639円	21,029円
	二本松	318円	25,994円
	福島藤田	273円	34,854円
	二本松本宮	268円	17,597円
	田島	387円	29,842円
	猪苗代	341円	33,203円
	会津若松坂下	388円	42,128円
郡山西郷	353円	36,486円	
郡山石川	369円	32,864円	
三春	(略)	19,873円	
磐城富岡	536円	20,775円	
浪江	577円	29,683円	
会津山口	430円	28,255円	
会津若松広田	208円	28,914円	
福島梁川	397円	41,063円	
保原	397円	24,126円	
江名	323円	38,555円	
福島川俣	250円	28,011円	
塙	561円	30,835円	
新地	479円	47,477円	

小高	379円	42,344円	
福島伊達	503円	11,984円	
桑折	484円	27,606円	
福島松川	285円	32,997円	
鏡石	413円	17,687円	
塩川	493円	53,270円	
棚倉	401円	20,133円	
郡山浅川	247円	58,124円	
福島鹿島	346円	33,785円	
柳津	119円	28,820円	
飯野	256円	71,354円	
磐梯	245円	81,388円	
蓋山	290円	59,059円	
橋本	429円	27,889円	
泉崎	236円	33,271円	
大玉	280円	35,011円	
大林	555円	41,125円	
表郷	148円	44,763円	
郡山中島	168円	18,759円	
湖南	200円	54,633円	
白沢	207円	30,438円	
多田野	147円	37,802円	
古殿	259円	39,308円	
西会津	150円	45,353円	
北会津	169円	29,081円	
新鶴	265円	58,656円	
いわき広野	295円	23,469円	
久ノ浜	286円	50,136円	
船引	446円	18,557円	
鮫川	230円	19,241円	
福島東和	434円	47,048円	
郡山岩瀬	389円	40,580円	
川桁	142円	24,265円	
柳橋	274円	48,271円	
岩代	159円	26,379円	
郡山長沼	308円	45,353円	
会津若松下郷	395円	30,769円	
熱塩	247円	38,809円	
山都	227円	31,002円	
郡山東	133円	17,296円	
大信	278円	58,866円	
都路	193円	19,135円	
常葉	221円	24,989円	
楢葉	366円	21,647円	
庭坂	892円	24,037円	
沼之内	433円	81,667円	
いわき小川	320円	23,480円	
上遠野	498円	23,083円	
小作田	373円	23,507円	
原釜	232円	42,372円	
裏磐梯	2,112円	44,566円	
会津高田	437円	28,349円	
会津本郷	265円	24,979円	
郡山玉川	271円	21,957円	
小野新町	357円	20,156円	
大熊	353円	28,783円	
いわき双葉	274円	39,734円	
飯館	316円	27,153円	
天栄	451円	42,284円	
只見	569円	45,386円	
会津若松吾妻	142円	140,954円	
矢祭	544円	26,804円	
滝根	250円	35,835円	
大越	288円	26,555円	
郡山七郷	362円	32,546円	
移	318円	44,003円	
茨城	水戸大町	733円	39,200円
	茨城赤塚	699円	38,531円
	水戸吉田	548円	21,296円

小高	399円	41,911円	
福島伊達	408円	82,321円	
桑折	375円	26,721円	
福島松川	214円	32,446円	
鏡石	206円	17,297円	
塩川	463円	51,068円	
棚倉	346円	19,388円	
郡山浅川	235円	33,456円	
福島鹿島	394円	33,552円	
柳津	104円	27,947円	
飯野	269円	41,785円	
磐梯	233円	78,190円	
蓋山	226円	58,428円	
橋本	203円	26,857円	
泉崎	212円	30,552円	
大玉	254円	32,342円	
大林	470円	42,579円	
表郷	157円	44,799円	
郡山中島	148円	16,329円	
湖南	168円	52,303円	
白沢	171円	31,251円	
多田野	122円	34,531円	
古殿	257円	37,801円	
西会津	134円	43,220円	
北会津	153円	27,308円	
新鶴	310円	53,098円	
いわき広野	327円	23,990円	
久ノ浜	190円	60,736円	
船引	353円	18,020円	
鮫川	213円	16,428円	
福島東和	329円	43,694円	
郡山岩瀬	319円	38,599円	
川桁	129円	22,538円	
柳橋	222円	47,091円	
岩代	112円	25,942円	
郡山長沼	257円	43,485円	
会津若松下郷	362円	29,221円	
熱塩	236円	36,847円	
山都	212円	29,335円	
郡山東	124円	17,947円	
大信	214円	56,758円	
都路	155円	16,743円	
常葉	149円	24,199円	
楢葉	401円	21,874円	
庭坂	355円	23,633円	
沼之内	335円	78,837円	
いわき小川	279円	38,611円	
上遠野	442円	23,745円	
小作田	298円	23,738円	
原釜	219円	41,022円	
裏磐梯	1,681円	42,506円	
会津高田	402円	32,463円	
会津本郷	253円	23,789円	
郡山玉川	251円	22,685円	
小野新町	334円	75,452円	
大熊	348円	26,987円	
いわき双葉	278円	38,993円	
飯館	339円	26,676円	
天栄	344円	36,639円	
只見	423円	40,781円	
会津若松吾妻	121円	150,284円	
矢祭	454円	24,510円	
滝根	187円	28,675円	
大越	238円	77,646円	
郡山七郷	272円	24,107円	
移	231円	58,895円	
茨城	水戸大町	715円	50,076円
	茨城赤塚	643円	48,144円
	水戸吉田	503円	20,193円

千波	1,003円	22,879円
多賀	451円	24,474円
久慈浜	558円	21,481円
日立別館	647円	29,594円
茨城日高	543円	47,032円
土浦	318円	46,162円
荒川沖	517円	23,353円
神立	282円	20,181円
石岡国府	516円	27,241円
下館別館	509円	30,186円
下館川島	440円	15,618円
結城	414円	28,551円
結城南	387円	25,899円
竜ヶ崎	253円	41,865円
土浦佐貫	333円	28,032円
那珂湊	552円	24,704円
阿字ヶ浦	842円	30,993円
下妻	547円	34,282円
水海道管生	788円	6,962円
水海道別	914円	53,519円
茨城勝田	479円	36,484円
高萩	274円	24,167円
北茨城	456円	29,067円
取手	693円	30,423円
茨城岩井	219円	34,323円
土浦牛久	901円	31,060円
つくば	1,486円	46,149円
大穂	1,123円	26,307円
桜	364円	27,959円
つくば北	259円	32,338円
筑波山	578円	20,877円
吉沼	182円	29,387円
筑波谷田部	503円	33,499円
土浦豊里	701円	38,439円
大洗	596円	21,427円
友部	445円	62,643円
茨城東海	666円	27,552円
那珂	429円	10,018円
常陸大宮	487円	37,675円
金砂郷	212円	14,691円
十王	406円	18,624円
常陸鹿島	1,147円	25,374円
神栖	948円	29,804円
茨城萩原	475円	15,250円
潮来延方	677円	18,914円
美浦	306円	21,008円
谷和原	554円	38,902円
守谷清水	1,387円	45,772円
古河2	641円	18,115円
古河旭	1,610円	13,350円
総和2	388円	60,545円
古河南	488円	11,496円
茨城境	540円	33,661円
石岡東	608円	70,727円
石岡	1,125円	48,708円
常陸太田別館	454円	23,044円
羽鳥	369円	18,492円
千葉若松	290円	34,849円
矢田部	385円	33,592円
阿見	336円	14,900円
高場	447円	36,077円
笠間	466円	22,906円
稲戸井	741円	25,156円
茨城	369円	52,242円
茨城岩瀬	423円	33,791円
大子	491円	40,455円
鉢田	375円	28,368円
江戸崎	236円	18,672円
伊奈	557円	61,966円

千波	772円	22,522円
多賀	409円	29,478円
久慈浜	256円	20,099円
日立別館	152円	28,675円
茨城日高	489円	45,021円
土浦	295円	48,899円
荒川沖	484円	22,018円
神立	268円	19,356円
石岡国府	467円	32,486円
下館別館	489円	28,167円
下館川島	412円	15,264円
結城	400円	25,143円
結城南	308円	25,158円
竜ヶ崎	103円	42,698円
土浦佐貫	58円	29,208円
那珂湊	489円	24,938円
阿字ヶ浦	639円	25,683円
下妻	380円	54,391円
水海道管生	606円	19,405円
水海道別	850円	68,759円
茨城勝田	442円	37,027円
高萩	250円	29,283円
北茨城	351円	29,450円
取手	620円	28,270円
茨城岩井	206円	33,287円
土浦牛久	849円	29,280円
つくば	1,425円	48,020円
大穂	875円	24,549円
桜	305円	26,848円
つくば北	191円	33,437円
筑波山	529円	20,330円
吉沼	171円	27,354円
筑波谷田部	477円	32,183円
土浦豊里	551円	32,278円
大洗	583円	20,404円
友部	450円	54,682円
茨城東海	560円	27,256円
那珂	410円	9,517円
常陸大宮	424円	40,768円
金砂郷	199円	15,447円
十王	357円	23,431円
常陸鹿島	1,061円	32,244円
神栖	902円	28,416円
茨城萩原	439円	25,296円
潮来延方	406円	20,789円
美浦	274円	26,367円
谷和原	534円	71,748円
守谷清水	975円	38,889円
古河2	647円	17,548円
古河旭	1,549円	12,929円
総和2	374円	58,095円
古河南	408円	11,250円
茨城境	501円	31,263円
石岡東	550円	67,414円
石岡	1,029円	57,006円
常陸太田別館	394円	32,427円
羽鳥	336円	18,450円
千葉若松	235円	33,767円
矢田部	296円	32,131円
阿見	378円	15,258円
高場	424円	30,756円
笠間	450円	21,285円
稲戸井	657円	24,862円
茨城	330円	48,795円
茨城岩瀬	323円	32,706円
大子	437円	38,874円
鉢田	346円	27,198円
江戸崎	218円	17,051円
伊奈	511円	60,048円

藤代蔵前	663円	38,800円
奥野	202円	8,188円
牛堀	679円	23,617円
阿見南	170円	5,088円
茨城東	92円	15,704円
総和	388円	34,082円
岡田	316円	7,383円
関城	154円	30,464円
茨城協和	705円	10,060円
利根	204円	7,087円
いばらき旭	152円	25,675円
常澄	334円	20,223円
内原	1,058円	13,460円
石岡大野	245円	21,388円
菱崎	342円	26,632円
新利根	170円	9,293円
若間	398円	26,661円
八郷	180円	17,472円
茨城鳥栖	183円	55,397円
湊沼	261円	13,522円
瓜連	627円	22,950円
茨城北浦	114円	16,175円
茨城玉造	170円	28,584円
常北	467円	20,120円
岡郷	227円	12,695円
五霞	271円	16,046円
茨城八千代	397円	23,603円
大洋	145円	11,724円
茨城土浦	262円	37,965円
波崎	300円	82,835円
茨城出島	189円	43,034円
沖宿	195円	19,904円
潮来	338円	35,799円
明野	228円	24,218円
真壁	268円	24,819円
茨城千代田	388円	28,395円
茨城大津	427円	21,554円
茨城稲田	254円	12,716円
七郷	283円	9,027円
桂	38円	7,311円
土浦河内	188円	14,956円
美野里	234円	19,878円
新治	253円	27,332円
茨城麻生	324円	27,692円
飯富	281円	24,497円
国田	299円	20,126円
菅原	319円	105,434円
行方	195円	18,798円
蔵川	206円	20,800円
出島東	(略)	7,005円
小幡	142円	24,316円
雨引	283円	13,637円
八俣	132円	16,734円
猿島	153円	49,267円
御前山	254円	11,334円
茨城三和	1,013円	18,678円
香掛	233円	15,824円
いばらき小川	308円	43,015円
山方	399円	17,071円
水府	205円	7,389円
茨城桜川	119円	21,576円
石下	269円	26,801円
茨城美和	511円	92,325円
宇都宮	824円	48,437円
宇都宮平出	368円	31,812円
道場宿	395円	11,954円
瑞穂野	287円	16,746円
徳次郎	672円	11,721円
砥上	763円	20,158円

栃木

藤代蔵前	624円	41,641円
奥野	198円	23,144円
牛堀	636円	29,636円
阿見南	159円	5,238円
茨城東	84円	16,108円
総和	374円	32,813円
岡田	302円	20,098円
関城	153円	29,575円
茨城協和	410円	10,053円
利根	187円	5,598円
いばらき旭	140円	31,681円
常澄	313円	21,623円
内原	963円	25,975円
石岡大野	230円	20,427円
菱崎	186円	25,869円
新利根	144円	10,178円
若間	371円	26,090円
八郷	143円	17,043円
茨城鳥栖	152円	52,167円
湊沼	241円	11,926円
瓜連	600円	23,760円
茨城北浦	90円	24,133円
茨城玉造	159円	26,522円
常北	422円	20,328円
岡郷	218円	12,906円
五霞	249円	16,634円
茨城八千代	295円	51,914円
大洋	126円	13,253円
茨城土浦	243円	36,193円
波崎	281円	50,307円
茨城出島	178円	43,410円
沖宿	169円	16,866円
潮来	309円	35,061円
明野	165円	34,398円
真壁	243円	23,831円
茨城千代田	362円	52,306円
茨城大津	366円	21,388円
茨城稲田	218円	40,288円
七郷	290円	22,955円
桂	32円	43,170円
土浦河内	149円	26,663円
美野里	212円	19,261円
新治	237円	25,168円
茨城麻生	243円	27,835円
飯富	258円	23,900円
国田	262円	17,051円
菅原	303円	102,414円
行方	163円	16,498円
蔵川	172円	39,958円
出島東	(略)	22,282円
小幡	133円	22,627円
雨引	269円	41,879円
八俣	148円	16,360円
猿島	183円	46,870円
御前山	238円	23,408円
茨城三和	866円	15,979円
香掛	220円	16,373円
いばらき小川	284円	41,694円
山方	384円	15,218円
水府	191円	8,377円
茨城桜川	104円	21,085円
石下	253円	25,521円
茨城美和	416円	107,045円
宇都宮	782円	52,631円
宇都宮平出	344円	32,720円
道場宿	376円	11,303円
瑞穂野	273円	16,043円
徳次郎	627円	20,068円
砥上	745円	19,238円

栃木

江曾島	922円	18,107円
雀宮	996円	17,356円
足利	459円	37,006円
足利相生	647円	21,724円
足利西	424円	17,314円
足利南	645円	21,181円
栃木	618円	38,808円
栃木北	340円	32,051円
佐野	445円	30,819円
鹿沼	458円	31,501円
北犬飼	399円	17,282円
日光	542円	18,063円
今市	318円	27,375円
栃木小山	1,007円	43,536円
雨ヶ谷	575円	13,837円
延島	181円	17,535円
真岡	333円	22,598円
大田原2	315円	23,205円
矢板	1,027円	26,513円
黒磯	534円	23,941円
上三川	661円	25,636円
栃木河内	670円	17,960円
栃木芳賀	455円	13,891円
栃木壬生2	2,016円	20,619円
石橋	939円	37,197円
栃木小金井	833円	42,545円
新野木	692円	72,137円
栃木大平	501円	33,574円
岩舟	345円	29,433円
鬼怒川川治	268円	28,285円
宝積寺	770円	13,452円
栃木烏山	364円	9,081円
西那須野2	494円	16,415円
田沼	409円	16,928円
益子	492円	35,751円
間々田	451円	69,883円
栃木城山	560円	24,358円
南犬飼	477円	29,130円
氏家別	638円	25,844円
葛生2	302円	32,225円
赤見	289円	15,969円
薬師寺	283円	16,647円
小山西	200円	9,620円
卒島	371円	12,764円
栃木富田	432円	39,001円
栃木藤岡2	353円	24,429円
栃木田原	259円	13,519円
栃木西方	236円	13,645円
上河内	(略)	13,134円
野崎	344円	21,694円
佐久山	187円	15,184円
片岡	335円	21,481円
東那須野	434円	12,358円
栃木梅沢	244円	22,895円
楡木	270円	15,314円
栃木大沢	309円	18,874円
伊王野2	249円	33,817円
喜連川	280円	17,191円
馬頭	298円	14,481円
黒羽	83円	23,838円
黒田原	297円	37,583円
栃木二宮	340円	34,700円
市貝	378円	13,966円
南那須	302円	17,889円
文挟	221円	23,847円
栃木粟野	416円	20,603円
玉生	344円	14,631円
熟田	164円	15,648円
栃木小川	(略)	19,224円

江曾島	886円	17,402円
雀宮	949円	16,576円
足利	412円	35,207円
足利相生	592円	20,871円
足利西	394円	16,492円
足利南	604円	20,233円
栃木	558円	36,928円
栃木北	315円	30,675円
佐野	417円	32,213円
鹿沼	425円	29,774円
北犬飼	357円	17,357円
日光	493円	17,482円
今市	285円	31,058円
栃木小山	964円	52,394円
雨ヶ谷	560円	13,107円
延島	175円	16,324円
真岡	296円	23,180円
大田原2	295円	22,143円
矢板	865円	27,032円
黒磯	493円	47,032円
上三川	590円	24,628円
栃木河内	645円	17,639円
栃木芳賀	419円	20,570円
栃木壬生2	1,931円	19,676円
石橋	880円	35,887円
栃木小金井	800円	41,374円
新野木	764円	69,600円
栃木大平	469円	26,832円
岩舟	317円	27,985円
鬼怒川川治	246円	26,876円
宝積寺	588円	21,718円
栃木烏山	326円	8,039円
西那須野2	490円	15,608円
田沼	388円	15,817円
益子	457円	28,449円
間々田	431円	68,182円
栃木城山	461円	17,876円
南犬飼	579円	22,630円
氏家別	520円	36,830円
葛生2	280円	22,573円
赤見	265円	15,689円
薬師寺	229円	17,073円
小山西	191円	8,814円
卒島	345円	13,123円
栃木富田	408円	32,035円
栃木藤岡2	358円	18,274円
栃木田原	256円	13,294円
栃木西方	174円	14,237円
上河内	(略)	13,446円
野崎	329円	21,657円
佐久山	171円	15,359円
片岡	339円	21,522円
東那須野	357円	12,857円
栃木梅沢	222円	22,519円
楡木	250円	14,659円
栃木大沢	285円	27,280円
伊王野2	230円	40,253円
喜連川	267円	15,680円
馬頭	283円	12,769円
黒羽	99円	18,010円
黒田原	282円	36,264円
栃木二宮	325円	25,284円
市貝	353円	13,968円
南那須	245円	18,361円
文挟	205円	22,970円
栃木粟野	387円	21,158円
玉生	324円	15,166円
熟田	173円	13,486円
栃木小川	(略)	18,612円

	塩原2	331円	13,179円
	関谷	249円	16,078円
	栃木茂木	379円	21,677円
	湯津上	342円	14,855円
	足尾交換局2	395円	12,288円
	栃木水橋	188円	21,470円
	船生	177円	15,817円
	栃木大宮	213円	39,921円
	川治	218円	31,577円
	栃木2	618円	26,684円
	那須横沢	186円	16,966円
	那須	116円	13,138円
	那須大沢	110円	19,033円
	南摩	539円	17,795円
群馬	前橋	713円	50,257円
	野中別	1,233円	33,947円
	前橋元総社	858円	16,415円
	佐烏	535円	33,657円
	前橋芳賀	345円	23,698円
	国領	604円	27,564円
	群馬高崎	483円	49,369円
	高崎支店別1	483円	31,931円
	高崎問屋町	697円	27,018円
	倉賀野	819円	18,009円
	大類	1,303円	23,518円
	群馬長野	1,118円	24,688円
	桐生錦町	382円	17,042円
	桐生相生	782円	23,542円
	伊勢崎	563円	45,427円
	豊受	417円	43,783円
	群馬太田	932円	46,886円
	太田九合	910円	19,697円
	宝泉	531円	26,440円
	群馬沼田	1,578円	29,896円
	館林支別1	363円	17,344円
	群馬渋川	491円	24,569円
	群馬藤岡	530円	24,167円
	群馬富岡	337円	27,297円
	群馬安中	763円	27,232円
	新群馬町	752円	33,912円
	群馬新町	688円	14,303円
	群馬長野原	696円	34,827円
	草津温泉	388円	57,812円
	玉村	549円	56,217円
	笠懸	238円	10,093円
	大間々	928円	21,283円
	群馬大泉	295円	25,122円
	中之条	250円	43,905円
	高林	520円	16,170円
	毛里田	328円	21,268円
	群馬川内	454円	16,429円
	赤城	186円	25,575円
	群馬富士見	418円	23,643円
	群馬原町	146円	54,157円
	北軽井沢	54円	35,671円
	栗女	412円	29,708円
	敷塚本町	(略)	21,875円
	群馬板倉	981円	33,872円
	群馬川俣	474円	55,043円
	赤岩	374円	31,723円
	吉井	366円	19,270円
	大胡	508円	22,474円
	粕川	441円	30,543円
	榛名	854円	23,727円
	箕郷	541円	25,291円
	鬼石	242円	41,772円
	下仁田交換七	214円	26,812円
	甘楽	262円	22,538円
	松井田	627円	23,693円

	塩原2	301円	12,617円
	関谷	240円	14,417円
	栃木茂木	354円	21,755円
	湯津上	336円	14,386円
	足尾交換局2	384円	28,318円
	栃木水橋	185円	20,784円
	船生	170円	16,462円
	栃木大宮	219円	61,004円
	川治	156円	43,518円
	栃木2	558円	25,483円
	那須横沢	172円	17,905円
	那須	110円	12,122円
	那須大沢	97円	16,730円
	南摩	470円	14,419円
群馬	前橋	673円	48,065円
	野中別	1,011円	32,343円
	前橋元総社	586円	16,934円
	佐烏	489円	32,626円
	前橋芳賀	290円	22,538円
	国領	612円	45,035円
	群馬高崎	447円	59,549円
	高崎支店別1	447円	31,236円
	高崎問屋町	645円	32,185円
	倉賀野	792円	19,243円
	大類	1,218円	22,940円
	群馬長野	1,027円	27,392円
	桐生錦町	338円	26,424円
	桐生相生	721円	21,806円
	伊勢崎	521円	46,002円
	豊受	409円	41,826円
	群馬太田	890円	49,716円
	太田九合	877円	19,379円
	宝泉	499円	27,563円
	群馬沼田	1,033円	28,464円
	館林支別1	334円	16,237円
	群馬渋川	452円	22,933円
	群馬藤岡	484円	23,094円
	群馬富岡	315円	26,191円
	群馬安中	593円	24,188円
	新群馬町	585円	34,450円
	群馬新町	640円	13,699円
	群馬長野原	654円	47,698円
	草津温泉	366円	56,497円
	玉村	524円	54,448円
	笠懸	205円	9,853円
	大間々	848円	22,571円
	群馬大泉	262円	24,284円
	中之条	235円	41,195円
	高林	490円	16,659円
	毛里田	283円	20,517円
	群馬川内	417円	16,000円
	赤城	168円	34,396円
	群馬富士見	405円	35,273円
	群馬原町	139円	37,298円
	北軽井沢	48円	34,463円
	栗女	371円	54,418円
	敷塚本町	(略)	21,247円
	群馬板倉	985円	32,139円
	群馬川俣	451円	34,838円
	赤岩	366円	24,578円
	吉井	372円	18,874円
	大胡	456円	24,337円
	粕川	401円	30,440円
	榛名	721円	23,023円
	箕郷	499円	24,294円
	鬼石	233円	29,282円
	下仁田交換七	200円	27,013円
	甘楽	248円	20,479円
	松井田	586円	18,044円

	月夜野	449円	22,846円
	群馬水上	194円	20,095円
	群馬布施	665円	52,100円
	原市	390円	26,630円
	浅間高原	243円	40,653円
	子持	264円	44,907円
	群馬吉岡	474円	15,369円
	邑楽	319円	18,486円
	群馬城南	431円	33,223円
	駒形	861円	16,397円
	梅田	330円	40,191円
	群馬新里	133円	61,378円
	新国定	860円	56,291円
	群馬境交換七	456円	18,714円
	尾島	450円	27,725円
	群馬新田	290円	19,165円
	新田金井	363円	29,601円
	新南蛇井	894円	59,971円
	北橋	257円	49,609円
	渋川伊香保	494円	41,065円
	群馬岩崎	189円	34,119円
	館林東	291円	35,438円
	倉淵	603円	30,693円
	磐戸	461円	35,167円
	嬭恋	933円	48,979円
	追貝	583円	60,486円
	片品	577円	39,135円
	伊勢崎支別1	563円	39,684円
埼玉	川越	1,530円	41,688円
	川越新宿	3,285円	48,001円
	南古谷	1,936円	43,957円
	川越露ヶ関	3,281円	41,109円
	熊谷末広	629円	48,742円
	三ヶ尻	1,101円	42,787円
	埼玉川口	4,812円	33,061円
	川口青木	3,606円	30,891円
	川口芝	2,022円	35,462円
	安行	3,032円	27,686円
	浦和東	2,422円	39,507円
	浦和白幡	3,345円	28,180円
	浦和常盤	1,999円	37,482円
	中尾	2,133円	26,377円
	浦和美園	1,576円	79,608円
	埼玉大宮	3,755円	43,257円
	大宮東大成	1,789円	42,662円
	大宮大和田	1,455円	17,860円
	大宮指扇	1,494円	24,586円
	行田別館	690円	22,823円
	秩父	814円	31,400円
	所沢	2,988円	34,776円
	所沢元町	2,707円	32,501円
	所沢北野	(略)	33,955円
	所沢東	1,987円	35,313円
	所沢下富	1,579円	27,574円
	飯能緑町	1,986円	29,151円
	原市場	883円	32,103円
	吾野	982円	39,302円
	加須	527円	39,477円
	加須花崎	652円	27,217円
	埼玉本庄	717円	23,705円
	東松山2	1,481円	25,670円
	岩槻	1,221円	38,890円
	和土	1,002円	18,426円
	春日部武里	1,616円	29,280円
春日部八木崎	1,373円	29,109円	
狭山2	1,618円	17,761円	
狭山入曽	5,670円	26,448円	
埼玉羽生	602円	21,362円	
鴻巣	990円	36,970円	

	月夜野	430円	41,899円
	群馬水上	178円	69,314円
	群馬布施	678円	32,763円
	原市	356円	25,599円
	浅間高原	222円	39,072円
	子持	250円	57,718円
	群馬吉岡	444円	16,320円
	邑楽	344円	18,312円
	群馬城南	391円	32,083円
	駒形	747円	16,113円
	梅田	295円	36,830円
	群馬新里	121円	58,335円
	新国定	874円	65,162円
	群馬境交換七	442円	18,057円
	尾島	417円	27,091円
	群馬新田	277円	18,435円
	新田金井	354円	46,877円
	新南蛇井	836円	58,089円
	北橋	244円	49,224円
	渋川伊香保	466円	38,114円
	群馬岩崎	176円	31,327円
	館林東	287円	35,830円
	倉淵	572円	31,531円
	磐戸	427円	45,421円
	嬭恋	877円	41,936円
	追貝	551円	53,933円
	片品	547円	32,470円
	伊勢崎支別1	521円	37,425円
埼玉	川越	1,516円	40,296円
	川越新宿	3,186円	45,652円
	南古谷	1,933円	42,125円
	川越露ヶ関	3,024円	39,603円
	熊谷末広	634円	44,912円
	三ヶ尻	1,104円	41,199円
	埼玉川口	4,858円	51,888円
	川口青木	3,731円	28,303円
	川口芝	2,083円	33,974円
	安行	3,022円	40,078円
	浦和東	2,502円	30,447円
	浦和白幡	3,454円	26,922円
	浦和常盤	2,035円	38,461円
	中尾	2,140円	34,832円
	浦和美園	1,571円	77,174円
	埼玉大宮	4,127円	39,204円
	大宮東大成	1,790円	40,210円
	大宮大和田	1,434円	32,236円
	大宮指扇	1,495円	37,131円
	行田別館	671円	22,301円
	秩父	786円	30,071円
	所沢	3,034円	49,028円
	所沢元町	2,895円	35,162円
	所沢北野	(略)	24,146円
	所沢東	2,039円	32,177円
	所沢下富	1,525円	25,802円
	飯能緑町	1,918円	31,110円
	原市場	796円	44,306円
	吾野	923円	66,016円
	加須	770円	32,174円
	加須花崎	610円	30,190円
	埼玉本庄	690円	33,593円
	東松山2	1,424円	24,583円
	岩槻	1,240円	38,910円
	和土	975円	17,629円
	春日部武里	1,602円	29,188円
春日部八木崎	1,353円	27,805円	
狭山2	1,696円	16,946円	
狭山入曽	4,383円	35,130円	
埼玉羽生	581円	18,837円	
鴻巣	980円	30,081円	

埼玉深谷 2	489円	27,828円
上尾	1,502円	28,247円
新平方	1,877円	29,760円
浦和与野	2,761円	21,390円
草加局舎 1	1,255円	29,521円
草加弁天	1,292円	24,913円
草加清門	1,965円	26,181円
越谷	2,028円	38,817円
越谷大里	1,972円	42,007円
越谷蒲生	2,528円	54,476円
蕨戸田	2,713円	30,339円
西戸田	2,426円	60,586円
入間	3,691円	22,952円
入間西武	1,148円	42,281円
入間宮寺	543円	21,991円
入間金子	1,037円	37,565円
鳩ヶ谷	2,185円	23,860円
朝霞	2,052円	37,853円
志木	3,127円	38,049円
新座	2,219円	27,254円
埼玉加納	364円	28,725円
桶川	1,469円	27,575円
久喜 2	(略)	44,136円
鴻巣北本	2,911円	29,386円
草加八潮	1,811円	25,080円
埼玉富士見	1,911円	25,574円
埼玉三郷	1,936円	33,671円
三郷鷹野	1,410円	22,797円
三郷小谷堀	1,376円	37,281円
蓮田	913円	55,829円
坂戸本町	1,205円	35,186円
幸手	502円	27,953円
鶴ヶ島	1,098円	30,991円
武蔵日高電 2	2,330円	33,960円
埼玉吉川	1,594円	43,053円
上尾伊奈	870円	30,957円
埼玉吹上 2	1,093円	33,702円
大井	2,999円	22,946円
川越三芳	993円	41,381円
毛呂山 2	645円	32,814円
嵐山	637円	25,787円
埼玉小川別	444円	38,992円
川越川島	451円	25,546円
埼玉吉見	462円	21,205円
皆野	497円	21,540円
熊谷吉田	406円	13,872円
埼玉江南	487円	25,775円
妻沼	437円	22,240円
埼玉岡部	565円	34,875円
寄居	560円	25,704円
川里	308円	50,468円
大利根	447円	27,387円
白岡	1,499円	30,790円
葛蒲	500円	49,131円
埼玉栗橋	661円	35,902円
鷲宮	793円	34,831円
杉戸別館	1,156円	33,148円
第二松伏	1,496円	35,637円
新庄和	2,487円	92,771円
箕田	743円	20,839円
埼玉滑川	624円	30,387円
児玉	361円	18,285円
慈恩寺	406円	22,577円
神川	324円	59,321円
上里	602円	36,107円
熊谷豊里	216円	57,770円
北川辺	310円	18,722円
行田北河原	255円	40,987円
行田埼玉	433円	25,159円

埼玉深谷 2	492円	26,696円
上尾	1,529円	26,873円
新平方	1,946円	32,900円
浦和与野	2,846円	34,001円
草加局舎 1	1,260円	27,957円
草加弁天	1,252円	22,937円
草加清門	1,926円	36,727円
越谷	2,011円	38,654円
越谷大里	1,514円	37,770円
越谷蒲生	2,472円	50,150円
蕨戸田	2,798円	29,386円
西戸田	2,474円	56,147円
入間	3,677円	27,121円
入間西武	1,126円	41,120円
入間宮寺	535円	21,105円
入間金子	1,002円	36,455円
鳩ヶ谷	2,223円	24,501円
朝霞	1,876円	35,747円
志木	3,110円	34,598円
新座	2,205円	26,253円
埼玉加納	321円	27,793円
桶川	1,442円	33,382円
久喜 2	(略)	39,189円
鴻巣北本	2,854円	28,079円
草加八潮	1,764円	25,356円
埼玉富士見	1,922円	23,797円
埼玉三郷	1,830円	35,904円
三郷鷹野	1,359円	23,318円
三郷小谷堀	1,333円	41,793円
蓮田	909円	56,362円
坂戸本町	1,194円	33,198円
幸手	495円	37,047円
鶴ヶ島	1,093円	36,971円
武蔵日高電 2	2,258円	30,930円
埼玉吉川	1,565円	41,243円
上尾伊奈	677円	45,893円
埼玉吹上 2	1,056円	30,911円
大井	3,011円	25,151円
川越三芳	971円	39,953円
毛呂山 2	605円	30,515円
嵐山	616円	24,622円
埼玉小川別	431円	49,639円
川越川島	375円	24,927円
埼玉吉見	437円	20,661円
皆野	441円	20,855円
熊谷吉田	457円	36,391円
埼玉江南	446円	31,518円
妻沼	425円	21,454円
埼玉岡部	555円	28,577円
寄居	542円	23,052円
川里	295円	46,415円
大利根	426円	23,709円
白岡	1,487円	31,420円
葛蒲	483円	44,445円
埼玉栗橋	656円	35,333円
鷲宮	723円	33,714円
杉戸別館	1,120円	35,881円
第二松伏	1,423円	34,677円
新庄和	2,367円	73,391円
箕田	704円	26,447円
埼玉滑川	605円	29,787円
児玉	355円	17,588円
慈恩寺	397円	39,456円
神川	310円	55,176円
上里	582円	34,747円
熊谷豊里	192円	38,493円
北川辺	268円	17,973円
行田北河原	225円	34,178円
行田埼玉	376円	31,234円

	加須樋遣川	223円	28,063円
	高坂	1,551円	28,967円
	青山	477円	23,046円
	川通	617円	11,925円
	みろく	163円	37,233円
	埼玉平野	676円	118,764円
	幸手八代	576円	30,347円
	越生	462円	20,515円
	埼玉玉川	465円	26,874円
	長瀬	720円	24,279円
	上吉田	400円	23,284円
	小鹿野	319円	27,474円
	両神	455円	22,820円
	埼玉荒川	495円	(略)
	埼玉美里	274円	31,062円
	埼玉川本	306円	22,791円
	寄居男衾	325円	42,177円
	騎西	504円	23,454円
	高麗	1,130円	21,803円
	鳩山	389円	34,460円
	埼玉花園	345円	23,334円
	杉戸椿	848円	48,994円
	内間木	1,273円	19,455円
	名栗	172円	38,184円
	東秩父	536円	29,868円
	宝珠花	655円	27,107円
	さいたま新都	6,221円	226,495円
	久喜	(略)	58,887円
千葉	千葉	1,139円	42,492円
	千葉南	1,338円	60,923円
	幕張	2,100円	60,864円
	慣橋	666円	22,395円
	千葉轟	1,771円	30,719円
	桜木	2,311円	26,333円
	菅田	892円	26,901円
	新土気	1,344円	57,636円
	高洲	2,637円	33,769円
	稲毛	1,748円	27,117円
	銚子	596円	41,105円
	市川	2,972円	35,886円
	鬼高	2,773円	32,168円
	浦安行徳	4,438円	41,572円
	市川中山	3,046円	30,196円
	市川曾谷	3,394円	22,313円
	市川原木	2,004円	21,332円
	市川大野	1,738円	31,959円
	船橋	1,892円	43,909円
	薬園台	1,990円	27,766円
	船橋本町	3,775円	54,054円
	千葉上山	1,497円	26,333円
	千葉豊富	1,077円	89,277円
	二和	2,186円	58,389円
	館山	987円	34,268円
	木更津富士見	277円	24,069円
	下烏田	616円	19,291円
	矢那	463円	29,474円
	松戸	2,807円	28,077円
	五香	1,201円	13,296円
	松戸小金	1,601円	17,577円
	松戸高塚	2,750円	26,198円
	上花輪	852円	18,370円
	川間交換セン	791円	39,175円
	佐原	1,079円	25,791円
	茂原別館	661円	39,330円
	成田	951円	31,672円
	成田赤坂	664円	23,207円
	千葉佐倉	662円	16,261円
	志津	779円	12,347円
馬渡	580円	21,774円	

	加須樋遣川	217円	39,791円
	高坂	1,490円	28,301円
	青山	430円	38,637円
	川通	502円	26,048円
	みろく	159円	30,793円
	埼玉平野	643円	88,105円
	幸手八代	548円	27,490円
	越生	454円	18,862円
	埼玉玉川	438円	40,473円
	長瀬	650円	24,781円
	上吉田	376円	23,927円
	小鹿野	305円	26,966円
	両神	426円	23,345円
	埼玉荒川	473円	(略)
	埼玉美里	267円	24,928円
	埼玉川本	295円	19,600円
	寄居男衾	302円	38,474円
	騎西	529円	20,781円
	高麗	1,019円	17,023円
	鳩山	366円	33,375円
	埼玉花園	309円	19,282円
	杉戸椿	741円	44,207円
	内間木	1,145円	34,546円
	名栗	160円	37,737円
	東秩父	488円	28,852円
	宝珠花	600円	42,017円
	さいたま新都	4,225円	210,694円
	久喜	(略)	54,517円
千葉	千葉	1,154円	40,512円
	千葉南	1,336円	46,495円
	幕張	1,526円	59,918円
	慣橋	658円	21,498円
	千葉轟	1,825円	39,744円
	桜木	2,239円	26,263円
	菅田	876円	23,871円
	新土気	1,321円	57,075円
	高洲	2,345円	31,307円
	稲毛	1,732円	25,039円
	銚子	576円	39,798円
	市川	3,349円	36,328円
	鬼高	2,652円	32,791円
	浦安行徳	4,602円	38,874円
	市川中山	3,040円	42,646円
	市川曾谷	3,433円	21,661円
	市川原木	1,952円	41,914円
	市川大野	1,658円	30,589円
	船橋	1,932円	53,634円
	薬園台	2,023円	26,026円
	船橋本町	3,941円	50,104円
	千葉上山	1,470円	21,595円
	千葉豊富	1,062円	84,511円
	二和	1,792円	56,789円
	館山	945円	40,435円
	木更津富士見	305円	23,780円
	下烏田	582円	18,079円
	矢那	447円	29,736円
	松戸	2,813円	26,909円
	五香	1,273円	42,334円
	松戸小金	1,562円	17,277円
	松戸高塚	2,574円	23,785円
	上花輪	855円	18,740円
	川間交換セン	712円	37,725円
	佐原	1,025円	30,308円
	茂原別館	653円	37,031円
	成田	936円	31,746円
	成田赤坂	605円	21,868円
	千葉佐倉	657円	24,216円
	志津	719円	11,843円
馬渡	515円	21,156円	

東金別館	695円	25,919円
八日市場	533円	52,854円
千葉旭	501円	61,213円
智志野	2,067円	26,414円
津田沼	3,070円	32,888円
千葉柏	3,243円	35,541円
逆井	2,233円	49,283円
田中	1,201円	23,478円
豊四季	2,502円	27,864円
市原	1,022円	27,794円
千葉八幡	785円	15,036円
辰巳	763円	42,750円
瀬又	702円	14,960円
流山	1,230円	52,154円
南流山	2,306円	14,380円
千葉八千代	1,142円	43,106円
吉橋	1,161円	23,549円
米本	1,143円	42,079円
我孫子	1,354円	22,353円
鴨川	1,057円	12,527円
鎌ヶ谷	1,377円	38,431円
君津	675円	19,821円
千葉富津	391円	14,457円
浦安	3,192円	30,886円
四街道	1,124円	16,767円
袖ヶ浦	630円	18,996円
八街	370円	18,392円
千葉船穂	1,371円	26,878円
関宿	570円	57,777円
沼南	699円	16,798円
白井	1,073円	38,855円
千葉大網	1,381円	51,026円
九十九里	181円	39,769円
成東	270円	27,843円
睦沢	349円	60,549円
長生	366円	16,667円
長柄	329円	28,584円
千葉御宿	735円	17,008円
坂月	1,993円	26,326円
大更津	681円	32,554円
茂原	1,105円	80,102円
勝浦	285円	52,096円
姉崎	(略)	22,602円
富里	2,732円	37,671円
千葉大原	414円	40,103円
野呂	1,540円	32,365円
千葉清川	538円	19,912円
三ツ堀	430円	61,380円
成毛	234円	16,161円
千葉三和	715円	19,692円
湖北	747円	60,943円
小名木	1,867円	26,180円
東高野	253円	34,797円
酒々井	1,141円	60,025円
小見川	360円	26,920円
十倉	259円	51,216円
千葉野尻	223円	26,052円
四木	208円	19,091円
下総	213円	13,361円
印旛	313円	24,016円
本埜	238円	23,584円
千葉山田	51円	32,521円
東庄	216円	17,189円
横芝	(略)	24,954円
野栄	69円	14,243円
多古	222円	19,059円
芝山	156円	30,897円
船形	336円	19,495円
千葉一宮	453円	18,621円

東金別館	674円	24,895円
八日市場	515円	50,425円
千葉旭	499円	60,502円
智志野	2,100円	22,971円
津田沼	3,037円	31,583円
千葉柏	3,264円	33,289円
逆井	2,136円	47,271円
田中	1,226円	22,593円
豊四季	2,411円	26,291円
市原	1,026円	48,351円
千葉八幡	809円	13,847円
辰巳	766円	30,781円
瀬又	675円	13,787円
流山	954円	30,067円
南流山	2,315円	14,042円
千葉八千代	1,183円	29,891円
吉橋	1,078円	23,155円
米本	1,052円	40,617円
我孫子	1,344円	21,429円
鴨川	1,026円	37,055円
鎌ヶ谷	1,444円	40,239円
君津	662円	21,793円
千葉富津	388円	13,645円
浦安	3,500円	31,635円
四街道	1,122円	15,457円
袖ヶ浦	654円	17,682円
八街	360円	22,721円
千葉船穂	1,337円	25,861円
関宿	513円	55,203円
沼南	696円	54,496円
白井	1,032円	37,357円
千葉大網	1,398円	49,259円
九十九里	178円	38,681円
成東	273円	26,804円
睦沢	326円	34,912円
長生	341円	16,397円
長柄	306円	29,095円
千葉御宿	720円	17,300円
坂月	2,050円	24,869円
大更津	674円	48,442円
茂原	1,060円	77,132円
勝浦	284円	50,060円
姉崎	(略)	21,410円
富里	2,599円	36,876円
千葉大原	394円	37,047円
野呂	1,502円	31,286円
千葉清川	519円	19,983円
三ツ堀	423円	36,098円
成毛	226円	15,766円
千葉三和	728円	18,953円
湖北	712円	59,361円
小名木	1,709円	25,312円
東高野	229円	33,115円
酒々井	1,096円	56,497円
小見川	346円	24,552円
十倉	258円	35,238円
千葉野尻	205円	25,430円
四木	193円	18,894円
下総	202円	12,946円
印旛	304円	23,281円
本埜	229円	22,428円
千葉山田	45円	59,667円
東庄	210円	16,855円
横芝	(略)	28,060円
野栄	65円	12,783円
多古	219円	32,963円
芝山	131円	29,216円
船形	328円	19,364円
千葉一宮	423円	18,214円

本納	318円	40,219円
千葉白子	199円	22,155円
長南	120円	40,650円
夷隅	263円	23,926円
大多喜	330円	17,102円
白里	188円	41,411円
山武北	170円	79,845円
第二成東	166円	28,153円
有秋	768円	21,366円
千倉	242円	29,781円
三里塚	362円	37,048円
千葉岩根	(略)	32,714円
塚原	(略)	39,575円
天羽	798円	31,168円
大佐和	230円	23,096円
安食	288円	27,063円
千葉飯岡	229円	16,786円
岬	154円	14,723円
鋸南	177円	18,443円
扇島	202円	33,158円
香取	466円	14,609円
千葉末吉	424円	14,377円
久留里	703円	28,002円
千葉清和	336円	23,958円
広岡	414円	69,664円
千葉平川	205円	23,880円
千漣	291円	26,843円
蓮沼	192円	39,102円
給田	167円	63,112円
印西	591円	29,419円
丸山	53円	32,072円
若戸	322円	38,213円
千葉茅野	352円	24,495円
千葉岩井	80円	45,514円
千葉光	193円	23,544円
千葉和田	855円	17,053円
天津小湊	343円	30,983円
八日市場北	352円	27,068円
富浦	637円	27,120円
北多古	169円	14,650円
木更津佐貫	630円	31,038円
木更津三芳	680円	24,127円
千葉白浜	464円	27,487円
千葉七浦	345円	51,619円
犬石	195円	47,530円
西岬	182円	39,404円
千葉龜山	301円	35,932円
千葉興津	473円	16,738円
布佐	446円	36,869円
千葉牛久	330円	22,232円
千葉戸田	513円	7,738円
江見	352円	16,450円
千葉金谷	970円	39,314円
峰上	385円	11,295円
海上	493円	31,627円
北光	141円	22,697円
大原山田	707円	76,192円
千葉小湊	352円	76,451円
鶴舞	413円	71,366円
高滝	374円	8,176円
月崎	279円	71,202円
九美上	197円	13,130円
殿廻	259円	151,085円
平三	414円	64,188円
大菜	158円	16,319円
栗源	351円	11,703円
千葉松尾	368円	20,860円
北芝山	200円	28,884円
南羽鳥	203円	18,111円

本納	298円	71,616円
千葉白子	191円	21,008円
長南	253円	40,328円
夷隅	296円	43,587円
大多喜	324円	17,214円
白里	184円	40,187円
山武北	172円	47,727円
第二成東	156円	27,079円
有秋	744円	20,021円
千倉	230円	28,419円
三里塚	331円	34,998円
千葉岩根	(略)	31,406円
塚原	(略)	25,694円
天羽	735円	30,766円
大佐和	207円	17,747円
安食	272円	25,703円
千葉飯岡	151円	17,000円
岬	151円	14,363円
鋸南	126円	17,790円
扇島	159円	41,039円
香取	432円	13,537円
千葉末吉	390円	14,224円
久留里	653円	27,189円
千葉清和	313円	23,601円
広岡	395円	40,704円
千葉平川	201円	35,725円
千漣	236円	25,978円
蓮沼	181円	35,722円
給田	165円	35,360円
印西	551円	29,557円
丸山	61円	31,473円
若戸	309円	22,695円
千葉茅野	342円	23,910円
千葉岩井	103円	44,244円
千葉光	181円	23,490円
千葉和田	788円	30,377円
天津小湊	337円	29,985円
八日市場北	329円	24,845円
富浦	584円	26,366円
北多古	160円	12,693円
木更津佐貫	588円	30,450円
木更津三芳	461円	24,105円
千葉白浜	431円	25,327円
千葉七浦	311円	48,861円
犬石	177円	45,657円
西岬	177円	38,395円
千葉龜山	285円	25,862円
千葉興津	458円	16,374円
布佐	429円	39,809円
千葉牛久	332円	21,560円
千葉戸田	509円	7,930円
江見	329円	15,582円
千葉金谷	836円	25,819円
峰上	354円	12,478円
海上	475円	30,041円
北光	128円	23,154円
大原山田	661円	45,667円
千葉小湊	251円	47,478円
鶴舞	405円	41,524円
高滝	343円	9,613円
月崎	261円	43,628円
九美上	184円	11,340円
殿廻	241円	148,475円
平三	382円	37,839円
大菜	130円	15,859円
栗源	328円	11,416円
千葉松尾	364円	20,310円
北芝山	187円	28,571円
南羽鳥	192円	17,106円

	鴨川仲	343円	33,282円
	古畑	324円	43,077円
	山武南	274円	34,668円
東京	大手町F S	34,656円	140,743円
	霞ヶ関	28,777円	39,194円
	神田	9,119円	23,823円
	駿河台	5,920円	19,883円
	九段	6,129円	19,333円
	丸の内	18,421円	33,043円
	京橋	5,562円	39,664円
	銀座	18,414円	36,909円
	東銀座	16,905円	21,689円
	東京築地	4,505円	43,813円
	茅場兜	4,574円	25,536円
	晴海	4,260円	24,787円
	東京浜町	3,250円	23,109円
	芝	15,421円	32,204円
	東京赤坂	11,605円	39,721円
	東京青山	14,043円	38,091円
	白金	12,509円	28,725円
	東京三田	6,940円	31,379円
	新宿	11,527円	32,756円
	東京大久保	8,387円	47,165円
	四谷	5,547円	38,993円
	牛込	4,419円	24,579円
	西新宿	15,814円	55,803円
	小石川	6,089円	33,394円
	東京大塚	5,460円	32,586円
	駒込第2	4,843円	23,330円
	東京上野	12,347円	25,690円
	浅草	2,399円	32,102円
	吉原	2,117円	33,300円
	墨田	2,538円	41,255円
	本所	3,005円	30,474円
	向島	3,495円	28,320円
	江東	3,757円	26,479円
	東京深川	3,783円	27,439円
	東京城東	3,206円	47,688円
	江東辰巳	2,629円	16,660円
	東京新有明	5,925円	44,468円
	東京大崎	11,749円	39,946円
	荏原	5,108円	27,911円
	品川	5,663円	27,708円
	大田支店埠頭	2,688円	42,686円
	自由ヶ丘	7,022円	31,634円
	目黒本館	4,840円	42,805円
	蒲田	5,316円	37,242円
	東京大森	4,769円	54,764円
	馬込	4,839円	29,821円
	池上	5,154円	36,042円
	羽田	4,334円	31,705円
	田園調布	15,175円	54,661円
	雪ヶ谷	4,792円	35,695円
	矢口	3,973円	28,573円
	世田谷	5,024円	54,628円
	成城	7,602円	28,419円
	砧	6,058円	33,129円
	弦巻	6,091円	36,047円
	東京烏山	5,432円	22,316円
	東京玉川	12,379円	26,704円
	東京瀬田	4,298円	27,069円
	上北沢	5,634円	23,681円
	松沢ビル2	3,901円	26,842円
	東渋谷	15,198円	35,439円
	代々木	7,739円	24,697円
	渋谷	18,043円	38,495円
	東京野方	5,458円	72,930円

	鴨川仲	294円	30,844円
	古畑	288円	69,268円
	山武南	240円	31,488円
	神崎	475円	9,627円
	庄司	207円	48,383円
東京	大手町F S	37,396円	141,235円
	霞ヶ関	35,571円	42,739円
	神田	8,514円	29,358円
	駿河台	7,409円	18,821円
	九段	6,844円	18,072円
	丸の内	20,713円	28,129円
	京橋	6,714円	46,713円
	銀座	16,091円	36,267円
	東銀座	20,455円	20,418円
	東京築地	5,223円	44,638円
	茅場兜	5,126円	24,409円
	晴海	3,735円	23,117円
	東京浜町	3,254円	21,934円
	芝	17,698円	30,832円
	東京赤坂	6,676円	37,970円
	東京青山	11,560円	35,552円
	白金	14,575円	28,852円
	東京三田	3,837円	37,435円
	新宿	13,027円	34,767円
	東京大久保	7,247円	50,249円
	四谷	5,071円	36,849円
	牛込	4,909円	23,276円
	西新宿	17,562円	54,180円
	小石川	6,169円	31,904円
	東京大塚	5,310円	48,530円
	駒込第2	5,439円	30,839円
	東京上野	11,744円	34,097円
	浅草	2,575円	32,222円
	吉原	2,184円	32,275円
	墨田	2,782円	42,594円
	本所	3,376円	29,189円
	向島	3,611円	31,005円
	江東	3,917円	25,322円
	東京深川	3,852円	26,198円
	東京城東	3,508円	46,285円
	江東辰巳	2,729円	15,683円
	東京新有明	5,906円	41,963円
	東京大崎	8,197円	38,670円
	荏原	5,556円	26,529円
	品川	6,205円	26,213円
	大田支店埠頭	2,940円	41,208円
	自由ヶ丘	7,383円	30,201円
	目黒本館	5,531円	41,666円
	蒲田	5,576円	35,724円
	東京大森	5,094円	52,531円
	馬込	5,158円	28,483円
	池上	5,698円	34,875円
	羽田	4,403円	30,761円
	田園調布	15,038円	52,915円
	雪ヶ谷	5,026円	34,162円
	矢口	3,996円	29,145円
	世田谷	4,338円	51,761円
	成城	8,179円	27,038円
	砧	6,489円	39,739円
	弦巻	6,561円	35,259円
	東京烏山	6,031円	21,368円
	東京玉川	13,322円	33,837円
	東京瀬田	4,625円	26,333円
	上北沢	6,053円	22,696円
	松沢ビル2	4,143円	26,034円
	東渋谷	6,989円	34,406円
	代々木	8,515円	23,133円
	渋谷	18,967円	37,308円
	東京野方	6,288円	70,579円

東京中野	7,758円	35,723円
高円寺	5,681円	33,278円
杉並	4,417円	35,999円
井草	9,986円	28,489円
荻窪	3,299円	27,539円
久我山	5,816円	39,073円
池袋	3,616円	82,571円
巣鴨	2,999円	36,379円
落合別館	5,488円	27,602円
十条	4,902円	33,641円
王子	2,290円	41,211円
田端尾久	3,872円	30,620円
赤羽営業別館	4,074円	27,385円
東京荒川	1,838円	38,026円
板橋	3,465円	45,566円
成増	3,991円	31,570円
志村	3,659円	35,071円
南板橋別館	4,983円	19,132円
北町	3,259円	34,185円
練馬	5,909円	50,562円
東京大泉	4,299円	35,004円
関町	4,329円	29,228円
西練馬	4,454円	24,807円
石神井	3,924円	44,624円
梅島	2,842円	43,223円
千住	3,268円	32,369円
西新井	2,829円	29,236円
竹の塚	2,938円	28,911円
東京綾瀬	2,193円	51,932円
葛飾	3,784円	34,871円
亀有	3,540円	26,122円
金町	4,166円	31,834円
江戸川別館	3,022円	33,143円
小岩	3,459円	32,370円
葛西	2,638円	35,490円
東江戸川	2,653円	53,908円
八王子元横山	2,992円	29,007円
八王子浅川	1,799円	39,816円
八王子明神	2,317円	22,651円
八王子由木	2,339円	26,160円
八王子片倉	4,241円	44,399円
八王子滝山	1,939円	19,709円
八王子新明神	3,461円	36,926円
立川砂川	2,502円	23,888円
新立川	4,710円	25,047円
武蔵野	12,500円	26,246円
吉祥寺	6,366円	46,290円
武蔵境	4,168円	23,361円
三鷹	4,159円	30,574円
青梅	1,026円	16,746円
青梅東	1,114円	29,511円
武蔵府中	4,019円	25,581円
昭島	4,652円	33,772円
調布	3,137円	39,093円
町田	3,660円	29,498円
鶴川	3,307円	38,951円
町田忠生	1,673円	26,674円
町田北忠生	3,972円	43,354円
町田鶴間	2,117円	26,466円
小金井	8,156円	28,361円
東京小平	2,887円	25,429円
東京日野	4,688円	23,626円
日野高幡	3,424円	21,373円
東村山	2,428円	33,928円
東京国分寺	4,337円	35,929円
国立	3,625円	35,098円
田無	3,298円	30,629円
保谷	3,679円	27,691円
福生	2,131円	28,048円

東京中野	8,149円	35,090円
高円寺	5,968円	32,999円
杉並	4,695円	54,468円
井草	10,713円	27,445円
荻窪	2,087円	25,195円
久我山	6,587円	37,347円
池袋	3,844円	74,908円
巣鴨	1,689円	34,410円
落合別館	5,444円	26,385円
十条	5,026円	32,274円
王子	1,490円	39,803円
田端尾久	3,850円	28,901円
赤羽営業別館	4,147円	26,460円
東京荒川	1,871円	36,959円
板橋	3,429円	60,708円
成増	4,239円	32,217円
志村	3,789円	33,314円
南板橋別館	5,272円	18,275円
北町	3,189円	33,334円
練馬	5,861円	67,315円
東京大泉	4,342円	32,494円
関町	4,799円	27,597円
西練馬	4,656円	32,966円
石神井	4,073円	46,626円
梅島	3,044円	42,316円
千住	3,435円	31,341円
西新井	2,758円	28,259円
竹の塚	3,046円	30,944円
東京綾瀬	2,271円	62,751円
葛飾	3,862円	33,259円
亀有	3,488円	25,077円
金町	3,604円	30,287円
江戸川別館	3,159円	32,113円
小岩	3,513円	36,060円
葛西	2,785円	32,987円
東江戸川	2,791円	51,764円
八王子元横山	3,280円	25,029円
八王子浅川	1,850円	39,128円
八王子明神	2,462円	21,776円
八王子由木	2,311円	34,648円
八王子片倉	4,100円	42,830円
八王子滝山	2,005円	17,823円
八王子新明神	3,437円	34,951円
立川砂川	2,956円	22,740円
新立川	4,974円	23,883円
武蔵野	13,265円	25,002円
吉祥寺	7,279円	44,660円
武蔵境	4,296円	22,199円
三鷹	4,454円	29,565円
青梅	1,040円	16,253円
青梅東	809円	28,412円
武蔵府中	4,037円	24,381円
昭島	5,012円	32,941円
調布	3,696円	38,084円
町田	3,576円	28,290円
鶴川	3,445円	38,398円
町田忠生	1,783円	25,246円
町田北忠生	4,014円	41,629円
町田鶴間	2,155円	25,523円
小金井	9,215円	38,774円
東京小平	2,779円	24,021円
東京日野	5,109円	22,565円
日野高幡	3,684円	21,308円
東村山	2,426円	39,478円
東京国分寺	4,517円	34,807円
国立	2,862円	34,031円
田無	3,416円	30,533円
保谷	3,915円	21,150円
福生	2,174円	26,732円

	狛江	3,354円	29,239円
	村山大和	2,401円	29,355円
	清瀬	2,557円	17,937円
	東久留米	2,572円	41,817円
	武蔵村山	4,448円	22,248円
	多摩	2,436円	32,042円
	稲城長沼	3,860円	15,140円
	稲城坂浜	6,436円	19,953円
	福生秋川	2,573円	39,028円
	福生羽村	4,748円	19,283円
	福生瑞穂	1,800円	26,989円
	福生日の出	1,674円	45,447円
	八王子恩方	2,969円	19,318円
	伊豆大島	315円	51,168円
	三宅島	193円	46,962円
	八丈島	460円	43,895円
	九段別棟	6,129円	147,847円
	五日市	1,784円	26,131円
	東京大崎2	11,749円	54,062円
	蔵前	2,778円	104,354円
	八王子下川口	1,528円	41,526円
	青梅吉野	2,406円	56,668円
	八王子本館	1,232円	33,612円
	中ノ郷	270円	222,961円
	青梅小曾木	715円	18,007円
	青梅沢井	1,253円	144,258円
	福生松原	912円	27,985円
	青梅奥多摩	1,395円	16,738円
	青梅古里	1,516円	46,389円
	東江戸川別館	2,653円	37,940円
	津久井青野原	1,236円	20,313円
	新島	147円	89,221円
神奈川	相模原	1,296円	34,373円
	相模大野	2,686円	26,152円
	神奈川橋本	3,045円	31,759円
	相模原田名	1,307円	13,538円
	相模原麻溝	1,589円	17,484円
	新相模原	3,333円	39,920円
	津久井城山	1,469円	32,970円
	津久井	885円	13,179円
	鶴見営業所2	3,283円	35,535円
	東寺尾	5,928円	12,570円
	松見	3,350円	37,821円
	横浜北	5,533円	53,064円
	神奈川新町	2,112円	36,885円
	横浜中	2,112円	57,993円
	本牧	4,102円	12,538円
	横浜長者町	1,783円	28,061円
	横浜港	2,112円	25,108円
	横浜南	1,860円	34,403円
	保土ヶ谷	1,688円	46,029円
	希望が丘西谷	3,244円	29,101円
	横浜今井	2,789円	28,016円
	磯子	1,868円	28,171円
	杉田	9,691円	24,804円
	横浜金沢	1,517円	47,511円
	港北NT	3,822円	49,949円
	綱島	3,292円	49,486円
	日吉	9,925円	52,627円
	小机	4,723円	32,798円
	東山田	5,042円	28,409円
	戸塚	2,574円	52,863円
	神奈川平戸	2,990円	38,952円
	小雀	2,553円	19,055円
	港南	3,085円	28,322円
	港洋	6,272円	25,809円
	希望が丘	2,478円	42,844円
	神奈川若葉台	3,919円	35,492円
都岡	2,155円	18,678円	

	狛江	3,643円	28,456円
	村山大和	2,434円	28,747円
	清瀬	2,503円	17,081円
	東久留米	2,737円	40,749円
	武蔵村山	4,327円	20,794円
	多摩	2,356円	30,648円
	稲城長沼	3,973円	13,998円
	稲城坂浜	6,617円	19,989円
	福生秋川	3,024円	38,096円
	福生羽村	4,845円	18,588円
	福生瑞穂	1,910円	18,978円
	福生日の出	1,724円	39,275円
	八王子恩方	3,102円	17,950円
	伊豆大島	230円	44,169円
	三宅島	181円	42,876円
	八丈島	414円	40,844円
	九段別棟	6,844円	150,478円
	五日市	1,853円	22,444円
	東京大崎2	8,197円	51,647円
	蔵前	2,396円	136,545円
	八王子下川口	1,582円	29,677円
	青梅吉野	2,411円	59,233円
	八王子本館	1,039円	32,355円
	中ノ郷	247円	210,731円
	青梅小曾木	569円	24,685円
	青梅沢井	465円	101,627円
	福生松原	746円	26,690円
	青梅奥多摩	1,153円	21,661円
	青梅古里	1,287円	33,931円
	東江戸川別館	2,791円	36,208円
	津久井青野原	1,015円	16,254円
	新島	141円	83,443円
神奈川	相模原	1,306円	44,461円
	相模大野	2,719円	25,024円
	神奈川橋本	3,071円	30,067円
	相模原田名	1,288円	26,278円
	相模原麻溝	1,582円	25,104円
	新相模原	3,223円	38,746円
	津久井城山	1,522円	33,184円
	津久井	898円	11,201円
	鶴見営業所2	3,327円	38,498円
	東寺尾	6,095円	11,434円
	松見	3,427円	36,156円
	横浜北	5,731円	48,097円
	神奈川新町	2,133円	34,540円
	横浜中	2,242円	69,263円
	本牧	4,195円	52,895円
	横浜長者町	1,826円	62,039円
	横浜港	2,242円	24,077円
	横浜南	1,917円	36,813円
	保土ヶ谷	1,743円	48,613円
	希望が丘西谷	3,261円	26,121円
	横浜今井	2,822円	26,598円
	磯子	1,911円	26,830円
	杉田	9,637円	23,641円
	横浜金沢	1,527円	45,084円
	港北NT	3,872円	47,347円
	綱島	3,394円	47,300円
	日吉	11,513円	47,567円
	小机	4,825円	31,392円
	東山田	4,984円	26,533円
	戸塚	2,558円	50,333円
	神奈川平戸	3,104円	40,499円
	小雀	2,610円	59,596円
	港南	3,144円	28,170円
	港洋	6,344円	23,691円
	希望が丘	2,538円	40,932円
	神奈川若葉台	3,809円	33,799円
都岡	2,164円	43,950円	

神奈川中山	4,010円	47,269円
美しが丘	3,689円	29,240円
長津田	3,366円	30,117円
谷本	6,088円	30,595円
荇田	6,413円	19,329円
すみよし台	7,685円	24,698円
瀬谷	2,269円	30,323円
戸塚本郷	2,057円	25,522円
神奈川泉	5,153円	33,930円
岡津	2,388円	68,535円
渡田	2,982円	23,028円
川崎臨港	3,029円	18,477円
川崎別館	2,586円	32,543円
幸	3,914円	30,240円
幸加瀬	3,262円	24,097円
川崎北	5,575円	31,548円
川崎北木月	4,502円	19,780円
溝ノ口	4,196円	47,385円
神奈川大塚	3,223円	39,118円
川崎北子母口	3,681円	20,568円
登戸	7,095円	28,301円
菅	2,982円	20,192円
川崎北菅生	2,332円	25,337円
登戸百合ヶ丘	3,147円	34,385円
柿生	4,543円	37,052円
横須賀南	2,085円	28,099円
衣笠	2,033円	24,975円
横須賀別館	1,825円	31,228円
追浜	2,024円	18,797円
南久里浜	1,679円	32,049円
武山	1,238円	19,172円
野比	1,928円	30,515円
平塚	3,098円	37,344円
平塚中里	2,276円	33,195円
田村	1,928円	34,908円
新金目	1,664円	28,590円
神奈川鎌倉	3,700円	33,507円
大船	3,503円	64,979円
鎌倉腰越	2,633円	57,745円
神奈川藤沢	2,030円	53,336円
藤沢支別棟C	2,030円	36,215円
長後宮別棟	1,666円	24,737円
藤沢新辻堂	6,697円	49,717円
善行	2,357円	23,671円
御所見	664円	27,322円
大庭	2,552円	25,221円
小田原	1,108円	44,955円
国府津	2,203円	52,606円
小田原谷津	2,026円	21,704円
小田原橋	1,184円	36,489円
富水	797円	19,283円
茅ヶ崎	3,087円	37,627円
茅ヶ崎松林	2,800円	24,069円
逗子	3,397円	19,057円
神奈川三浦	1,048円	52,244円
南下浦3	1,152円	32,199円
秦野	1,051円	19,478円
西秦野(略)		60,145円
鶴巻	3,542円	32,606円
北秦野	1,364円	29,093円
厚木支別棟	1,959円	37,359円
厚木岡田	2,017円	30,461円
荻野	1,315円	33,892円
依知	1,216円	28,148円
愛名	937円	26,300円
神奈川大和	1,397円	24,724円
大和下鶴間	2,074円	30,509円
桜ヶ丘	2,077円	28,209円
伊勢原	2,007円	46,733円

神奈川中山	4,078円	46,039円
美しが丘	3,815円	27,478円
長津田	3,520円	28,213円
谷本	6,235円	29,249円
荇田	6,598円	18,234円
すみよし台	7,681円	23,383円
瀬谷	2,304円	28,604円
戸塚本郷	2,067円	24,282円
神奈川泉	5,227円	32,589円
岡津	2,405円	46,148円
渡田	3,049円	22,081円
川崎臨港	3,089円	17,468円
川崎別館	2,661円	46,821円
幸	3,963円	31,895円
幸加瀬	3,298円	22,160円
川崎北	6,590円	29,826円
川崎北木月	4,689円	27,345円
溝ノ口	4,303円	46,059円
神奈川大塚	3,275円	39,357円
川崎北子母口	3,748円	18,637円
登戸	7,454円	28,033円
菅	3,010円	18,838円
川崎北菅生	2,363円	23,958円
登戸百合ヶ丘	3,196円	32,469円
柿生	4,562円	35,189円
横須賀南	2,067円	25,768円
衣笠	2,027円	22,827円
横須賀別館	1,776円	28,541円
追浜	1,971円	17,430円
南久里浜	1,634円	30,225円
武山	1,225円	17,117円
野比	1,912円	28,049円
平塚	3,042円	35,798円
平塚中里	2,252円	34,486円
田村	1,900円	33,344円
新金目	1,581円	26,583円
神奈川鎌倉	3,638円	32,114円
大船	3,571円	62,268円
鎌倉腰越	2,614円	56,181円
神奈川藤沢	2,068円	50,908円
藤沢支別棟C	2,068円	33,548円
長後宮別棟	1,676円	30,061円
藤沢新辻堂	6,791円	48,431円
善行	2,368円	23,219円
御所見	626円	43,703円
大庭	2,501円	33,405円
小田原	1,107円	43,553円
国府津	2,207円	37,920円
小田原谷津	2,053円	27,288円
小田原橋	1,142円	35,406円
富水	776円	18,192円
茅ヶ崎	3,120円	36,175円
茅ヶ崎松林	2,765円	22,300円
逗子	3,398円	17,525円
神奈川三浦	1,016円	62,885円
南下浦3	1,112円	30,023円
秦野	690円	19,705円
西秦野(略)		58,365円
鶴巻	3,503円	29,251円
北秦野	1,347円	105,027円
厚木支別棟	1,949円	35,882円
厚木岡田	1,983円	29,009円
荻野	1,310円	32,244円
依知	1,208円	27,461円
愛名	917円	24,919円
神奈川大和	1,418円	23,028円
大和下鶴間	1,966円	28,578円
桜ヶ丘	2,076円	26,242円
伊勢原	2,084円	44,575円

	海老名	2,334円	25,753円
	中河内	2,071円	26,676円
	座間	1,949円	74,791円
	南足柄別館	1,534円	31,566円
	神奈川綾瀬	1,612円	21,087円
	神奈川葉山	2,086円	54,131円
	東葉山	1,704円	16,308円
	寒川	1,561円	22,597円
	大磯	2,463円	60,795円
	二宮	2,806円	23,415円
	神奈川中井	495円	34,736円
	松田	1,278円	27,237円
	神奈川山北	782円	41,368円
	箱根	801円	56,999円
	湯河原別館	1,191円	51,958円
	神奈川中津	968円	27,551円
	神奈川田浦	1,023円	67,891円
	愛川	623円	63,507円
	下曾我	1,447円	35,071円
	箱根町	1,050円	79,744円
	湯本	1,099円	21,703円
	真鶴	1,013円	37,866円
	八王子内郷	566円	33,541円
	八王子藤野	823円	42,541円
	松輪	1,311円	42,021円
	日吉営業所B	8,271円	37,823円
	仙石原	935円	76,480円
新潟	関屋	1,027円	24,827円
	坂井輪	1,248円	22,963円
	新潟東	427円	46,521円
	小金	671円	23,250円
	山二ツ	1,192円	25,540円
	新潟	737円	34,273円
	長岡	509円	33,325円
	関原	323円	26,659円
	南長岡	502円	26,373円
	西長岡	802円	33,907円
	北長岡	525円	24,902円
	三条	804円	24,687円
	祐崎別	595円	28,863円
	新発田	451円	31,921円
	新津	550円	17,737円
	小千谷	511円	26,146円
	越後加茂	454円	35,119円
	十日町	588円	23,135円
	見附	378円	21,108円
	村上	644円	26,079円
	廿六木	599円	22,325円
	糸魚川別	750円	18,367円
	新井	426円	19,282円
	五泉西	639円	26,162円
	越後白根	619円	30,834円
	上越	662円	31,855円
	高田	501円	24,193円
	聖籠	240円	34,832円
	越後亀田	519円	21,772円
	越後吉田	293円	9,476円
	巻	392円	25,457円
	南三条	251円	31,423円
	越後湯沢	398円	20,326円
	塩沢	435円	26,768円
	六日町	1,249円	48,006円
	越後大崎	304円	66,922円
	安塚	(略)	43,528円
	佐和田南	829円	44,368円
	両津	448円	16,127円
	小出	478円	31,960円
	内野交換所2	935円	65,186円
	南新潟	250円	8,835円

	海老名	2,355円	25,405円
	中河内	2,028円	24,759円
	座間	1,918円	57,378円
	南足柄別館	1,510円	29,379円
	神奈川綾瀬	1,597円	19,590円
	神奈川葉山	2,107円	52,696円
	東葉山	1,686円	25,012円
	寒川	1,534円	18,926円
	大磯	2,466円	58,483円
	二宮	2,805円	25,493円
	神奈川中井	479円	32,894円
	松田	1,249円	25,639円
	神奈川山北	756円	41,177円
	箱根	767円	60,767円
	湯河原別館	1,144円	48,377円
	神奈川中津	971円	25,907円
	神奈川田浦	1,020円	85,839円
	愛川	619円	93,435円
	下曾我	1,391円	33,122円
	箱根町	1,030円	76,233円
	湯本	1,039円	20,079円
	真鶴	1,001円	35,734円
	八王子内郷	499円	42,838円
	八王子藤野	812円	24,679円
	松輪	1,256円	98,071円
	日吉営業所B	9,593円	36,238円
	仙石原	891円	339,464円
新潟	関屋	1,016円	28,203円
	坂井輪	1,205円	23,734円
	新潟東	422円	45,325円
	小金	650円	35,741円
	山二ツ	1,156円	24,503円
	新潟	700円	32,350円
	長岡	483円	33,162円
	関原	318円	25,466円
	南長岡	470円	46,611円
	西長岡	762円	33,605円
	北長岡	480円	22,366円
	三条	737円	32,156円
	祐崎別	566円	27,613円
	新発田	422円	30,745円
	新津	522円	17,088円
	小千谷	509円	25,454円
	越後加茂	356円	34,412円
	十日町	576円	24,256円
	見附	362円	20,387円
	村上	565円	25,808円
	廿六木	276円	15,355円
	糸魚川別	685円	17,948円
	新井	372円	20,227円
	五泉西	607円	25,927円
	越後白根	632円	49,995円
	上越	616円	31,073円
	高田	484円	23,613円
	聖籠	101円	35,556円
	越後亀田	470円	22,812円
	越後吉田	301円	25,932円
	巻	563円	24,607円
	南三条	297円	29,779円
	越後湯沢	368円	58,986円
	塩沢	405円	33,875円
	六日町	1,083円	48,992円
	越後大崎	286円	71,533円
	安塚	(略)	49,924円
	佐和田南	763円	44,515円
	両津	350円	15,658円
	小出	461円	37,600円
	内野交換所2	948円	60,937円
	南新潟	238円	7,237円

与板	261円	12,333円
和島	100円	18,957円
第二三条	519円	22,167円
川東	75円	15,894円
紫雲寺	131円	29,862円
中条	448円	16,538円
大野町	553円	28,107円
松浜東	418円	16,508円
越後豊栄	527円	14,636円
石山東	1,148円	39,855円
下田第一	713円	46,153円
今町	490円	23,396円
水原	435円	41,322円
横越	384円	42,132円
分水	383円	28,529円
田上	340円	20,971円
寺泊	187円	20,776円
堀之内	367円	33,388円
村松	332円	20,859円
越後安田	357円	24,930円
小須戸	425円	19,194円
弥彦	382円	13,381円
岩室	176円	21,753円
越後荒川	420円	47,991円
津川	365円	28,333円
月岡	295円	27,320円
刈羽	365円	31,602円
千手	195円	23,762円
栃尾	733円	24,205円
越後曾根	309円	25,480円
月潟	119円	17,229円
越後三川	207円	31,758円
出雲崎	282円	24,881円
石打	340円	34,099円
津南	485円	54,548円
越後板倉	73円	23,807円
関川	370円	36,078円
新潟朝日	51円	25,881円
岩船	275円	22,361円
土市	230円	28,108円
京ヶ瀬	280円	16,369円
脇野町	214円	51,561円
越後川口	304円	31,097円
広神	195円	57,132円
土樽	303円	31,497円
越後大和	256円	24,387円
越後大潟	383円	32,847円
頸城	193円	27,229円
神林	99円	21,739円
菅谷	295円	23,356円
鱒石	253円	24,178円
太郎代	192円	15,795円
越路	431円	23,612円
能生	434円	21,065円
青海	260円	16,339円
妙高高原	308円	54,656円
越後三和	172円	63,910円
越後小国	425円	46,374円
楡島	228円	30,734円
越後三国	159円	54,957円
越後松代	273円	25,584円
松之山	177円	35,409円
越後山北	990円	48,717円
越後片貝	333円	35,265円
乙	125円	44,971円
越後黒川	475円	18,980円
守門	159円	57,313円
城内	162円	38,462円
五日町	190円	31,270円

与板	272円	11,612円
和島	104円	17,317円
第二三条	465円	28,231円
川東	69円	17,377円
紫雲寺	101円	24,549円
中条	427円	16,024円
大野町	513円	27,746円
松浜東	396円	38,839円
越後豊栄	493円	13,791円
石山東	1,069円	56,910円
下田第一	674円	41,790円
今町	463円	24,172円
水原	417円	63,154円
横越	364円	36,848円
分水	366円	26,925円
田上	314円	19,533円
寺泊	176円	19,588円
堀之内	350円	42,620円
村松	299円	19,860円
越後安田	343円	40,967円
小須戸	399円	17,330円
弥彦	363円	12,940円
岩室	163円	20,395円
越後荒川	301円	32,139円
津川	295円	27,267円
月岡	188円	26,297円
刈羽	547円	41,826円
千手	197円	55,018円
栃尾	681円	21,423円
越後曾根	227円	24,182円
月潟	102円	15,498円
越後三川	187円	58,823円
出雲崎	259円	23,171円
石打	299円	32,510円
津南	452円	50,169円
越後板倉	79円	22,357円
関川	311円	31,918円
新潟朝日	44円	49,590円
岩船	264円	21,150円
土市	217円	26,802円
京ヶ瀬	215円	14,016円
脇野町	247円	48,963円
越後川口	140円	51,026円
広神	189円	72,687円
土樽	274円	30,115円
越後大和	195円	29,802円
越後大潟	389円	31,039円
頸城	181円	25,458円
神林	100円	22,152円
菅谷	267円	50,316円
鱒石	241円	52,021円
太郎代	184円	16,117円
越路	422円	22,259円
能生	420円	19,709円
青海	292円	15,461円
妙高高原	292円	53,294円
越後三和	157円	60,698円
越後小国	402円	43,566円
楡島	204円	29,106円
越後三国	146円	52,199円
越後松代	230円	40,842円
松之山	167円	49,367円
越後山北	873円	39,964円
越後片貝	323円	33,816円
乙	114円	45,211円
越後黒川	444円	17,875円
守門	148円	41,203円
城内	166円	36,277円
五日町	182円	79,314円

高柳	147円	33,806円
越後西山	169円	59,883円
越後中郷	105円	23,925円
妙高	296円	33,797円
梶屋敷	249円	53,170円
佐渡小木	494円	27,974円
佐渡相川	530円	15,327円
赤泊	226円	29,362円
佐渡金井	130円	15,891円
真野	224円	40,194円
名柄	180円	131,392円
栃尾南	94円	25,304円
越後野田	153円	17,940円
高士	235円	39,702円
越後築地	210円	28,455円
潟東	262円	23,423円
牧村	111円	25,782円
柿崎	215円	18,460円
越後吉川	213円	28,670円
赤倉	1,895円	22,289円
山梨		
甲府	368円	35,706円
甲府北	1,254円	36,955円
甲府南	823円	71,729円
山梨吉田	821円	30,710円
都留	622円	55,311円
東山梨	527円	30,413円
大月局舎2	828円	14,746円
韮崎	809円	21,955円
勝沼	596円	50,348円
石和	826円	24,847円
諏沢青柳	387円	18,562円
身延	478円	29,616円
新童王	863円	85,477円
山梨昭和	514円	24,342円
田富	583円	33,340円
小笠原	645円	31,293円
忍野	463円	9,806円
山中湖	491円	19,955円
上野原局舎	581円	29,069円
敷島	640円	42,766円
塩山	505円	30,356円
春日居	443円	31,007円
市川大門	477円	29,161円
山梨白根	315円	23,200円
山梨双葉	582円	27,045円
山梨高根	271円	55,193円
長坂	169円	19,546円
山梨大泉	490円	45,358円
山梨曾根	420円	49,579円
小淵沢	160円	29,932円
河口湖	600円	21,575円
山梨八代	423円	10,093円
甲斐明野	490円	8,745円
山梨一宮	342円	31,789円
中富	385円	15,229円
南部	1,210円	30,158円
須玉	510円	18,588円
白州	436円	16,073円
下部	485円	14,926円
大月東	862円	7,221円
山梨六郷	454円	55,444円
山梨清里	566円	35,211円
鳴沢	128円	35,058円
大目	706円	11,153円
小沼	529円	(略)
田富局舎2	583円	59,632円
牧丘	359円	58,166円
山梨平野	315円	12,792円

高柳	150円	32,276円
越後西山	163円	60,591円
越後中郷	103円	46,413円
妙高	281円	32,444円
梶屋敷	241円	38,540円
佐渡小木	600円	26,406円
佐渡相川	468円	14,526円
赤泊	151円	26,519円
佐渡金井	160円	20,518円
真野	217円	38,694円
名柄	174円	170,550円
栃尾南	91円	66,350円
越後野田	145円	16,785円
高士	219円	37,690円
越後築地	201円	27,270円
潟東	311円	24,425円
牧村	105円	23,557円
柿崎	209円	17,793円
越後吉川	194円	43,055円
赤倉	1,221円	21,337円
岩沢	447円	37,537円
甲府	344円	35,130円
甲府北	1,154円	36,046円
甲府南	796円	69,653円
山梨吉田	767円	30,128円
都留	580円	42,978円
東山梨	495円	29,227円
大月局舎2	797円	14,092円
韮崎	772円	20,792円
勝沼	563円	45,615円
石和	3,628円	26,332円
諏沢青柳	378円	18,458円
身延	456円	29,742円
新童王	817円	83,745円
山梨昭和	497円	22,889円
田富	563円	32,405円
小笠原	606円	30,947円
忍野	450円	8,122円
山中湖	470円	19,021円
上野原局舎	542円	27,809円
敷島	631円	36,119円
塩山	479円	28,845円
春日居	416円	29,857円
市川大門	453円	28,241円
山梨白根	296円	26,594円
山梨双葉	552円	26,880円
山梨高根	347円	45,922円
長坂	171円	17,739円
山梨大泉	483円	43,337円
山梨曾根	399円	45,941円
小淵沢	172円	22,738円
河口湖	567円	20,590円
山梨八代	403円	10,125円
甲斐明野	482円	9,703円
山梨一宮	309円	30,559円
中富	407円	24,732円
南部	1,014円	28,959円
須玉	511円	19,484円
白州	417円	13,857円
下部	471円	12,775円
大月東	829円	7,882円
山梨六郷	449円	53,678円
山梨清里	458円	32,567円
鳴沢	127円	34,161円
大目	724円	8,866円
小沼	515円	(略)
田富局舎2	563円	59,692円
牧丘	421円	55,061円
山梨平野	395円	13,704円

長野	早川	274円	17,600円
	信濃吉田	888円	27,995円
	後町	675円	41,123円
	南長野	637円	14,750円
	信濃古里	531円	27,122円
	大豆島	658円	23,603円
	村井	964円	24,903円
	西松本	321円	17,120円
	南松本	1,305円	29,096円
	信濃上田	597円	25,484円
	信濃大屋	828円	12,475円
	信濃塩田	689円	25,998円
	岡谷	442円	40,075円
	飯田	617円	30,393円
	信濃山本	520円	11,126円
	諏訪	690円	16,511円
	須坂	587円	25,687円
	小諸	336円	28,006円
	伊那	361円	19,210円
	駒ヶ根	694円	26,177円
	信濃中野	521円	30,440円
	信濃大町	299円	30,164円
	信濃茅野	468円	24,999円
	塩尻	705円	17,103円
	東埴	571円	12,372円
	信濃佐久	548円	17,875円
	若村田	423円	39,063円
	軽井沢	1,613円	14,022円
	中軽井沢	370円	12,293円
	丸子	187円	20,580円
	東部	477円	22,147円
	下諏訪	586円	22,167円
	辰野	557円	26,053円
	箕輪	417円	31,524円
	豊科	584円	31,849円
	穂高	645円	16,931円
	白馬	261円	19,751円
	坂城	335円	35,345円
	戸倉上山田	644円	17,043円
	野沢温泉	210円	7,555円
	松本東館	1,079円	20,882円
	浅間	1,859円	18,470円
	信濃飯山	375円	14,321円
	御代田	276円	37,852円
	信濃富士見	741円	25,751円
	信濃原	425円	28,371円
	信濃阿南	213円	24,138円
	木曾	454円	29,244円
	明科	517円	25,441円
	生坂	190円	4,220円
	波田	711円	20,729円
	信濃三郷	621円	14,480円
	信濃池田	249円	29,776円
	神城	340円	22,200円
	小布施	483円	39,804円
	湯田中	438円	27,678円
	信濃豊野	821円	44,830円
	飯綱	770円	26,916円
	平岡	278円	32,997円
	上松	347円	25,486円
	木曾檜川	428円	7,556円
	四賀	422円	26,692円
	梓川	333円	16,349円
	小谷話交換	463円	24,823円
	七二会	62円	6,701円
	若穂	288円	49,674円
	信濃松代	370円	25,452円
	浦里	169円	24,723円
	信濃常盤	93円	44,028円

長野	早川	231円	10,905円
	信濃吉田	809円	28,063円
	後町	669円	39,691円
	南長野	598円	13,953円
	信濃古里	480円	26,462円
	大豆島	604円	32,656円
	村井	924円	24,065円
	西松本	297円	16,308円
	南松本	1,224円	28,037円
	信濃上田	504円	24,471円
	信濃大屋	516円	19,248円
	信濃塩田	666円	25,221円
	岡谷	352円	39,027円
	飯田	585円	29,920円
	信濃山本	492円	38,837円
	諏訪	644円	20,707円
	須坂	577円	25,210円
	小諸	321円	32,284円
	伊那	324円	18,333円
	駒ヶ根	655円	25,166円
	信濃中野	462円	29,553円
	信濃大町	285円	28,569円
	信濃茅野	441円	24,214円
	塩尻	695円	24,905円
	東埴	515円	11,516円
	信濃佐久	520円	15,757円
	若村田	383円	38,447円
	軽井沢	1,735円	13,372円
	中軽井沢	295円	14,933円
	丸子	140円	21,364円
	東部	473円	22,873円
	下諏訪	556円	20,624円
	辰野	432円	25,273円
	箕輪	379円	28,202円
	豊科	538円	31,099円
	穂高	609円	17,212円
	白馬	247円	19,916円
	坂城	333円	34,371円
	戸倉上山田	498円	17,908円
	野沢温泉	181円	34,780円
	松本東館	833円	20,545円
	浅間	1,711円	17,820円
	信濃飯山	335円	13,273円
	御代田	256円	23,004円
	信濃富士見	647円	24,191円
	信濃原	380円	26,661円
	信濃阿南	202円	39,212円
	木曾	410円	28,232円
	明科	415円	24,133円
	生坂	181円	3,683円
	波田	638円	18,922円
	信濃三郷	587円	12,691円
	信濃池田	240円	30,604円
	神城	285円	20,702円
	小布施	447円	38,502円
	湯田中	423円	28,806円
	信濃豊野	558円	44,454円
	飯綱	702円	25,250円
	平岡	265円	19,277円
	上松	323円	24,554円
	木曾檜川	404円	6,923円
	四賀	379円	26,982円
	梓川	284円	46,248円
	小谷話交換	425円	23,297円
	七二会	56円	4,751円
	若穂	261円	49,176円
	信濃松代	339円	22,795円
	浦里	146円	24,833円
	信濃常盤	87円	41,833円

臼田	290円	34,895円
高野町	149円	45,780円
野辺山	78円	41,230円
南軽井沢	268円	31,929円
望月	213円	12,136円
信濃芦田	97円	24,315円
信濃長門	130円	13,623円
真田	116円	27,875円
武石	136円	38,274円
青木	134円	23,553円
高遠	350円	23,438円
信濃小野	88円	39,393円
飯島	336円	30,831円
信濃宮田	310円	47,804円
信濃松川	401円	11,685円
市田	375円	21,118円
阿智	166円	23,902円
麻績	175円	25,427円
信濃山形	144円	20,461円
信濃朝日	127円	14,749円
信濃有明	389円	18,822円
木島平	57円	44,156円
信濃町	282円	30,230円
信濃牟礼	187円	36,638円
信濃栄	46円	37,377円
狐島	796円	26,541円
蓼科	745円	21,100円
竜丘	792円	20,345円
榑池高原	359円	31,543円
南蓼科	1,138円	47,024円
浅科	480円	22,595円
三岳	378円	9,975円
遠山	240円	22,833円
鹿無里	362円	24,912円
喬木	667円	11,391円
戸隠	231円	48,091円
高府	150円	6,803円
信州新町	795円	30,396円
信濃下条	252円	24,872円
信濃西条	558円	5,187円
信濃大条	248円	35,532円
信濃中川	125円	31,704円
信濃豊田	510円	23,663円
信濃和田	348円	6,943円
菅平	409円	14,456円
南木曾	414円	22,446円
八千穂	399円	30,034円
北御牧	467円	25,312円
野尻湖	988円	39,320円
数原	410円	5,253円

臼田	270円	33,855円
高野町	180円	44,975円
野辺山	67円	38,777円
南軽井沢	225円	22,748円
望月	174円	11,961円
信濃芦田	91円	24,643円
信濃長門	120円	14,679円
真田	111円	27,170円
武石	82円	34,657円
青木	125円	14,882円
高遠	335円	21,294円
信濃小野	81円	49,113円
飯島	312円	29,946円
信濃宮田	289円	45,191円
信濃松川	368円	39,133円
市田	344円	20,498円
阿智	151円	24,885円
麻績	158円	24,492円
信濃山形	124円	20,906円
信濃朝日	116円	31,878円
信濃有明	370円	12,822円
木島平	55円	41,735円
信濃町	253円	28,739円
信濃牟礼	161円	34,893円
信濃栄	40円	36,126円
狐島	751円	28,403円
蓼科	670円	19,006円
竜丘	775円	21,335円
榑池高原	333円	29,982円
南蓼科	1,022円	44,843円
浅科	425円	19,679円
三岳	298円	8,038円
遠山	230円	20,043円
鹿無里	331円	23,546円
喬木	629円	12,426円
戸隠	218円	45,543円
高府	144円	7,832円
信州新町	695円	27,996円
信濃下条	246円	24,531円
信濃西条	502円	26,822円
信濃大条	239円	33,539円
信濃中川	118円	58,959円
信濃豊田	565円	41,104円
信濃和田	323円	5,519円
菅平	268円	13,429円
南木曾	384円	21,625円
八千穂	377円	29,089円
北御牧	468円	25,712円
野尻湖	878円	37,350円
数原	386円	6,783円

第2 とう道又は管路に係る負担額
(略)

- 1 (略)
- 2 とう道又は管路に係る料金額
 - 2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	27,322 円
青森県	20,399 円
岩手県	53,451 円
宮城県	43,217 円
秋田県	21,577 円
山形県	36,035 円
福島県	32,101 円
茨城県	31,415 円
栃木県	41,510 円
群馬県	36,225 円
埼玉県	48,540 円
千葉県	40,949 円
東京都	52,634 円
神奈川県	62,460 円
新潟県	32,144 円
山梨県	20,774 円
長野県	31,186 円

第2 とう道又は管路に係る負担額
(略)

- 1 (略)
- 2 とう道又は管路に係る料金額
 - 2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	36,368 円
青森県	24,282 円
岩手県	66,078 円
宮城県	49,207 円
秋田県	31,387 円
山形県	51,224 円
福島県	37,401 円
茨城県	35,484 円
栃木県	42,883 円
群馬県	34,310 円
埼玉県	42,008 円
千葉県	39,210 円
東京都	63,577 円
神奈川県	69,310 円
新潟県	32,976 円
山梨県	26,066 円
長野県	32,219 円

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	120 円
青森県	117 円
岩手県	119 円
宮城県	207 円
秋田県	126 円
山形県	114 円
福島県	159 円
茨城県	165 円
栃木県	201 円
群馬県	221 円
埼玉県	249 円
千葉県	201 円
東京都	345 円
神奈川県	305 円
新潟県	166 円
山梨県	195 円
長野県	161 円

第3 電柱に係る料金額

電柱に係る料金額は、1使用箇所ごとに年額926円とします。

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	158 円
青森県	147 円
岩手県	159 円
宮城県	218 円
秋田県	169 円
山形県	151 円
福島県	194 円
茨城県	194 円
栃木県	217 円
群馬県	223 円
埼玉県	248 円
千葉県	211 円
東京都	430 円
神奈川県	333 円
新潟県	187 円
山梨県	258 円
長野県	179 円

第3 電柱に係る料金額

電柱に係る料金額は、1使用箇所ごとに年額883円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

1 (略)

2 負担額

区分		単位	負担額	備考	
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	226 円	—
	(4) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	233 円	
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	226 円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	54 円	—	

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

1 (略)

2 負担額

区分		単位	負担額	備考	
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	209 円	—
	(4) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	215 円	
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	209 円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	55 円	—	

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (19,934 円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)

ア 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率は、次の算出式により算定します。

耐用年数残存期間比率 = 光信号引込等設備の耐用年数経過までの日数 / (光信号引込等設備の耐用年数 (15 年) × 365 (閏年にあつては 366 とします。))

イ (略)

(2) 光信号引込等設備の撤去に要する費用は、以下のとおりとします。

1 光信号引込等設備ごとに

区分	内容
ア 光信号引込等設備を撤去する場合	7,650 円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	213 円

別表1～別表2 (略)

別表3 様式

様式第1～様式第15 (略)

様式第15-1 (第24条第1項第3号関係)

相互接続用電気通信設備建設申込書 (IP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置又はLAN型通信網間接続装置と接続する事業者用)

(略)

注1～2 (略)

3 IP通信網終端装置と接続する場合には、別紙として、様式第8別紙3 (IP通信網終端装置の設定項目及び確認事項) を記載した資料を添付すること。

4～5 (略)

別表4 (略)

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区分	単位	精算額	備考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	6,821 円	

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (19,021 円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)

ア 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率は、次の算出式により算定します。

耐用年数残存期間比率 = 光信号引込等設備の耐用年数経過までの日数 / (光信号引込等設備の耐用年数 (15 年) × 365 (閏年にあつては 366 とします。))

イ (略)

(2) 光信号引込等設備の撤去に要する費用は、以下のとおりとします。

1 光信号引込等設備ごとに

区分	内容
ア 光信号引込等設備を撤去する場合	7,168 円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	206 円

別表1～別表2 (略)

別表3 様式

様式第1～様式第15 (略)

様式第15-1 (第24条第1項第3号関係)

相互接続用電気通信設備建設申込書 (IP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置又はLAN型通信網間接続装置と接続する事業者用)

(略)

注1～2 (略)

3 PPPoE方式においてIP通信網終端装置と接続する場合には、別紙として、様式第8別紙3 (IP通信網終端装置の設定項目及び確認事項) を記載した資料を添付すること。IPoE方式においてIP通信網終端装置と接続する場合には、別に指定する資料を提出すること。

4～5 (略)

別表4 (略)

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区分	単位	精算額	備考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	6,184 円	

附 則（平成11年7月1日東相制第99-2号）

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

第18条（略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能（一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）	48kHzの周波数帯域を用いて伝送するもの	37,089円	28,794円	—
		上記以外のもの	7,281円	6,592円	

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	48kHzの周波数帯域を用いて伝送するもの	1,020円	11,880円	—
		上記以外のもの	80円	990円	

附 則（平成11年7月1日東相制第99-2号）

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

第18条（略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能（一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）	48kHzの周波数帯域を用いて伝送するもの	35,222円	25,214円	—
		上記以外のもの	7,057円	6,220円	

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	48kHzの周波数帯域を用いて伝送するもの	1,140円	9,845円	—
		上記以外のもの	100円	820円	

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	48kHzの周波数帯域を用いて伝送するもの 25,754 円	—
		上記以外のもの 6,339 円	

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	48kHzの周波数帯域を用いて伝送するもの 22,238 円	—
		上記以外のもの 5,972 円	

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

- 1（略）
（経過措置）
2（略）

（1）-1～（1）-2（略）

（2）-1 通信路設定伝送機能（基本料）

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考			
			右欄以外の 場合	通信路設定伝 送機能を利用 する区間が同 一の単位料金 区域に終始す る場合				
通信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回 線ノ一 ド装 置、中 継伝送 路設備 及び端 末回線 を收容 する伝 送装置 により 通信路 の設定 並びに 伝送を 行う機 能	高速 ディ ジ タ ル 伝 送 に 係 る もの	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	200,289円	194,169円	—		
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	172,685円	166,565円			
			149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	デュアルクラスのもの	グレードが下記以外のもの		276,094円	266,764円
					デュアルクラスのもの		248,490円	239,160円
			599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	デュアルクラスのもの	グレードが下記以外のもの		657,605円	632,140円
					デュアルクラスのもの		630,001円	604,536円

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

- 1（略）
（経過措置）
2（略）

（1）-1～（1）-2（略）

（2）-1 通信路設定伝送機能（基本料）

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考			
			右欄以外の 場合	通信路設定伝 送機能を利用 する区間が同 一の単位料金 区域に終始す る場合				
通信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回 線ノ一 ド装 置、中 継伝送 路設備 及び端 末回線 を收容 する伝 送装置 により 通信路 の設定 並びに 伝送を 行う機 能	高速 ディ ジ タ ル 伝 送 に 係 る もの	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	210,972円	206,222円	—		
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	184,089円	179,339円			
			149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	デュアルクラスのもの	グレードが下記以外のもの		287,343円	280,283円
					デュアルクラスのもの		260,460円	253,400円
			599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	デュアルクラスのもの	グレードが下記以外のもの		694,424円	675,049円
					デュアルクラスのもの		667,541円	648,166円

(2)-2 通信路設定伝送機能 (加算料)

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考		
			通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継路設備及び端末回線を収容する装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	高速デジタル伝送に係るもの	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの		—		
			12,240円	55,209円			
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの				
			12,240円	27,605円			
			149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの		18,660円	55,209円
				デュアルクラスのもの		18,660円	27,605円
599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	50,930円	55,209円				
	デュアルクラスのもの	50,930円	27,605円				

(2)-2 通信路設定伝送機能 (加算料)

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考		
			通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継路設備及び端末回線を収容する装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	高速デジタル伝送に係るもの	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの		—		
			9,500円	53,767円			
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの				
			9,500円	26,884円			
			149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの		14,120円	53,767円
				デュアルクラスのもの		14,120円	26,884円
599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	38,750円	53,767円				
	デュアルクラスのもの	38,750円	26,884円				

附 則（平成23年 3月31日東相制第10-7088号）

（実施時期）

1 （略）

（経過措置）

2 （略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外 の場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合	
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	60,374円	58,303円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	7,281円	6,592円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外 の場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合	
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	250円	2,970円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	80円	990円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

附 則（平成23年 3月31日東相制第10-7088号）

（実施時期）

1 （略）

（経過措置）

2 （略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外 の場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合	
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	148,716円	146,211円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	7,057円	6,220円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外 の場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合	
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	290円	2,461円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	100円	820円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

(2) 分岐回線の部分の基本額

区分			1回線ごとに月額	
			料金額	備考
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	57,543円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	6,339円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの		
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの		

附 則（平成24年3月29日東相制第11-0143号）

1～2（略）

3 第74条の2（手数料の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成22年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分	単 位	料金額	備 考
みなし契約者に関する宛名情報提供手数料	1件ごとに	10.98円	
優先接続受付手数料	1変更ごとに	92円	
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7) 基本額 1番号ごと	0.39円
		(イ) 加 ① の1成功検	0.12円
		算額 ② 索ごとに	0.30円
光配線区域情報調査費	1通信用建物ごとに	10,058円	
ルーティング番号登録工事等受付手数料	ア欄	1件ごとに	66円
	イ欄	1件ごとに	159円
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに	659円
	イ欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに	303円

(2) 分岐回線の部分の基本額

区分			1回線ごとに月額	
			料金額	備考
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	145,467円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	5,972円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの		
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの		

附 則（平成24年3月29日東相制第11-0143号）

1～2（略）

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。ただし、この改正規定のうち、第3条（用語の定義）第98-3欄、第5条（標準的な接続箇所）、料金表（第75条（工事費及び手続費等の遡及適用）に規定する工事費、手続費及び負担額（第4表（光信号引込等設備に係る負担額）第2（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）第1号に規定する光信号引込等設備の未償却残高の算定にあたっては、改正後の第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2-3（年額料金の算定に係る比率）に規定する貸倒率によることとします。）を除きます。）、技術的条件集、附則第18条、附則（平成22年7月30日東相制第10-56号）及び附則（平成23年3月31日東相制第10-7088号）に係るものについては、平成25年4月1日から適用します。

(接続料金等の実績に基づく精算用単金)

2 第74条の2（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成23年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位		料金額	備考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費		1件ごとに		14.55円	
優先接続受付手続費		1変更ごとに		191円	
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7) 基本額	1番号ごとの1	2.34円	
		(イ) 加算額	① 成功検索ごとに	0.32円	
			②	0.62円	
光配線区域情報調査費	ア欄	1通信用建物ごとに		6,464円	
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア欄	1件ごとに		32円	
	イ欄	1件ごとに		98円	
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに		661円	
	イ欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに		241円	

(テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費の遡及適用)

3 料金表第2表(工事費及び手続費)第2(手続費)2(手続費の額)2-1(手続費)第33欄イ欄及びウ欄に規定する手続費については、以下に定める期間について、それぞれの料金額を適用します。

	区 分	単 位	料金額	備考
テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	2,001円	平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に限り適用します。
	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	2,013円	平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に限り適用します。
		1区間ごとに	2,001円	平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に限り適用します。

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>技術的条件集</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 形態別技術的条件</p> <p>第1節 形態1-1 ~ 第29節 形態17 (略)</p> <p>第30節 形態18</p> <p><u>第125条 網構成</u></p> <p><u>第126条 インタフェース仕様</u></p> <p><u>第127条 その他接続に必要な事項</u></p> <p>第31節 形態19 (略)</p> <p>技術的条件集別表</p> <p>1~27.3 (略)</p> <p>27.4 <u>IP通信網収容局ルータ接続インタフェース仕様</u> (IPv6 機能部-100BASE-FX、1000BASE-LX及び10GBASE-LRインタフェース)</p> <p>27.5~36 (略)</p> <p>37 <u>IP通信網特別中継局ルータ接続インタフェース仕様</u> (IPv6 機能部-1000BASE-LX ネットワーク接続インタフェース)</p> <p>38 (略)</p>	<p>技術的条件集</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 形態別技術的条件</p> <p>第1節 形態1-1 ~ 第29節 形態17 (略)</p> <p>第30節 形態18 <u>削除</u></p> <p>第31節 形態19 (略)</p> <p>技術的条件集別表</p> <p>1~27.3 (略)</p> <p>27.4 <u>削除</u></p> <p>27.5~36 (略)</p> <p>37 <u>削除</u></p> <p>38 (略)</p>

第1章 通則
 (用語の定義)
 第1条 (略)
 (略)

用語	意味
(略)	(略)
(63) 第2種パケット交換サービス	特定中継事業者の契約約款に定める第2種パケット交換サービス
(略)	(略)
(68) テレゴング接続機能	特定中継事業者の契約約款に定める呼数集計機能に接続する機能
(略)	(略)
(101) IP通信網特別中継局ルータ 接続インタフェース	協定事業者が特別中継局ルータと接続する時に適用するインタフェース種別
(略)	(略)

(標準的な接続箇所と技術的条件)

第2条 本則に規定する標準的な接続箇所とそれらにおける接続に必要な技術的条件との関係は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	技術的条件
(略)	(略)
(7)-3 特別中継局ルータ	技術的条件集第2章第30節に規定するところによります。
(略)	(略)

(略)

第3条 (略)

第1章 通則
 (用語の定義)
 第1条 (略)
 (略)

用語	意味
(略)	(略)
(63) 削除	削除
(略)	(略)
(68) 削除	削除
(略)	(略)
(101) 削除	削除
(略)	(略)

(標準的な接続箇所と技術的条件)

第2条 本則に規定する標準的な接続箇所とそれらにおける接続に必要な技術的条件との関係は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	技術的条件
(略)	(略)
(7)-3 削除	削除
(略)	(略)

(略)

第3条 (略)

第8節 形態3-3

(網構成)

第31条 (略)

(接続方式)

第32条 (略)

2 (略)

3 第2種パケット交換サービスへの接続方式は第32条第1項の規定を準用します。

(輻輳制御方式)

第33条 (略)

第8節 形態3-3

(網構成)

第31条 (略)

(接続方式)

第32条 (略)

2 (略)

3 削除

(輻輳制御方式)

第33条 (略)

第14節 形態4-6

(網構成)

第66条 (略)

(接続方式)

第67条 (略)

2～4 (略)

5 第2種パケット交換サービスへの接続方式は第32条(接続方式)第1項の規定を準
用します。

6 (略)

第68条 (略)

第14節 形態4-6

(網構成)

第66条 (略)

(接続方式)

第67条 (略)

2～4 (略)

5 削除

6 (略)

第68条 (略)

第18節 形態6-2

(網構成)

第84条 (略)

(接続方式)

第85条 (略)

2 テレロング接続機能及びテレドーム接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1)～(3) (略)

(4) 当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。

ア～エ (略)

オ ネットワーク仕様は、技術的条件集別表16に示すとおりとします。当社網と直接協定事業者網間の転送情報(各信号に設定されるパラメータを記述します。)は次のとおりとします。

信号の方向：当社網→NSP (PRIS)

情報名	適用
発番号	●
着番号	○
順方向呼表示	○
発ユーザ種別	○
機能レベル表示	○
付加ユーザ種別	○
第2網機能種別	○
試験呼情報	○

信号の方向：NSP→当社網 (SDIF)

情報名	適用
制御対象	●
ARE情報	●
制御形式	○

信号の方向：NSP→当社網 (CNET)

情報名	適用
着番号	●
順方向呼表示	○
網機能種別	○
NSP設定情報	○
第2網機能種別	○

信号の方向：NSP→当社網 (RLSE)

情報名	適用
理由表示	●
ARE情報	○
局内トランク種別	○

信号の方向：当社網→NSP (RPEV)

第18節 形態6-2

(網構成)

第84条 (略)

(接続方式)

第85条 (略)

2 テレドーム接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1)～(3) (略)

(4) 当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。

ア～エ (略)

オ ネットワーク仕様は、技術的条件集別表16に示すとおりとします。当社網と直接協定事業者網間の転送情報(各信号に設定されるパラメータを記述します。)は次のとおりとします。

削除

情報名	適用
呼状態	●
理由表示	●
通信時間	○
通信開始時刻	○
通信終了時刻	○
信号局番号	○

信号の方向：NSP→当社網（SVEV）

情報名	適用
イベント報告表示	●

信号の方向：NSP→当社網（QCHG）

情報名	適用
課金形態	●
課金情報	●

信号の方向：NSP→当社網（RVIF）

情報名	適用
情報受信法表示	●

信号の方向：当社網→NSP（RVIFの成功応答）

情報名	適用
受信情報	●

信号の方向：NSP→当社網（PLRS）

情報名	適用
発トランザクションID	●
着トランザクションID	●

信号の方向：当社網→NSP（RPRS）

情報名	適用
着トランザクションID	●
リソース状態	●

信号の方向：当社網→NSP（QRST）

情報名	適用
初期設定表示	●
シーケンス	○
着トランザクションID	○

信号の方向：NSP→当社網（RRST）

情報名	適用
シーケンス	○

信号の方向：NSP→当社網（DCRT、DSET、DGET、DDEL、DCMP）

情報名	適用
サービスクラス	●
アプリケーション転送	●

信号の方向：当社網→NSP（DCRT、DSET、DGET、DDEL、DCMPの不成功応答）

情報名	適用
アプリケーション転送	●

（凡例） ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます

カ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、テレゴング接続機能に関わる接続で規定する接続シーケンス例はPT-O2及びPT-O3、テレドーム接続機能に関わる接続で規定する接続シーケンス例はPT-O2のとおりとします。

（略）

第86条（略）

信号の方向：NSP→当社網（DCRT、DSET、DGET、DDEL、DCMP）

情報名	適用
サービスクラス	●
アプリケーション転送	●

信号の方向：当社網→NSP（DCRT、DSET、DGET、DDEL、DCMPの不成功応答）

情報名	適用
アプリケーション転送	●

（凡例） ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます

カ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、テレドーム接続機能に関わる接続で規定する接続シーケンス例はPT-O2のとおりとします。

（略）

第86条（略）

第 27 節 形態 1 5

(網構成)

(略)

(インタフェース仕様)

第 114 条 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は技術的条件集別表 27. 1、27. 2、27. 3 又は 27. 4 のいずれか 1 つのとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

(略)

第 27 節 形態 1 5

(網構成)

(略)

(インタフェース仕様)

第 114 条 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は技術的条件集別表 27. 1、27. 2 又は 27. 3 のいずれか 1 つのとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

(略)

<p>第 30 節 形態 1 8 <u>(網構成)</u> 第 125 条 <u>当社の特別中継局ルータにおける I P 通信網間接続装置と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。</u> <u>(インタフェース仕様)</u> 第 126 条 <u>当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は技術的条件集別表 37 のとおりとします。</u> <u>(その他接続に必要な事項)</u> 第 127 条 <u>その他接続に必要な事項については第 7 条（その他接続に必要な事項）の規定を準用します。</u></p>	<p>第 30 節 形態 1 8 <u>削除</u> 第 125 条 <u>削除</u> 第 126 条 <u>削除</u> 第 127 条 <u>削除</u></p>
---	---

旧

技術的条件集別表 1 相互接続箇所毎の接続番号
1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号
(略)

(6/6)

接続番号	インタフェース種別	収容局ルータ接続インタフェース	中継局セルリレー接続インタフェース	IP 通信網一般中継局ルータ接続インタフェース	IP 通信網特別中継局ルータ接続インタフェース	中継局イーサネットスイッチ接続インタフェース
		形態 15 (IP 通信網収容局ルータ接続インタフェース)	形態 16	形態 17	形態 18	形態 19
分類 1 (00XY~) 設置中継系番号	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	—	(分類によらない)	(分類によらない)
分類 2 (00XY~) 国際系番号				—		
分類 3 (0A~J) 端末系番号				出入		
分類 4 (0A0-CDE~) 携帯・自動車電話系番号				—		
分類 5 (0A0-CDE~) 接続型 PHS 系番号				—		
分類 6 (0A0-CDE~) 活用型 PHS 系番号				—		
分類 7 (0A0-CDE~) 無線呼出し系番号				—		
分類 8 (0091~) 非設置中継系番号				—		
分類 9 (050C~K) IP 電話番号				—		

凡例 — : 未規定
(略)

2. サービス番号への接続条件
サービス番号への接続条件は、次のとおりとする。
(1) 1XY 系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。
ア～シ (略)

ス 第 2 種パケット交換サービスへの接続は、形態 3-3 及び形態 4-6 での接続番号が 163、164 及び 169 の当社出接続において提供する。

新

技術的条件集別表 1 相互接続箇所毎の接続番号
1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号
(略)

(6/6)

接続番号	インタフェース種別	収容局ルータ接続インタフェース	中継局セルリレー接続インタフェース	IP 通信網一般中継局ルータ接続インタフェース	中継局イーサネットスイッチ接続インタフェース
		形態 15 (IP 通信網収容局ルータ接続インタフェース)	形態 16	形態 17	形態 19
分類 1 (00XY~) 設置中継系番号	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	—	(分類によらない)
分類 2 (00XY~) 国際系番号				—	
分類 3 (0A~J) 端末系番号				出入	
分類 4 (0A0-CDE~) 携帯・自動車電話系番号				—	
分類 5 (0A0-CDE~) 接続型 PHS 系番号				—	
分類 6 (0A0-CDE~) 活用型 PHS 系番号				—	
分類 7 (0A0-CDE~) 無線呼出し系番号				—	
分類 8 (0091~) 非設置中継系番号				—	
分類 9 (050C~K) IP 電話番号				—	

凡例 — : 未規定
(略)

2. サービス番号への接続条件
サービス番号への接続条件は、次のとおりとする。
(1) 1XY 系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。
ア～シ (略)

ス 削除

- セ〜ソ (略)
(2) (略)
(3) O A B O系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。
ア (略)

イ テレドーム及びテレゴン接続機能は、形態6-2での接続番号が0180+DEFGHJの当社出接続において提供する。

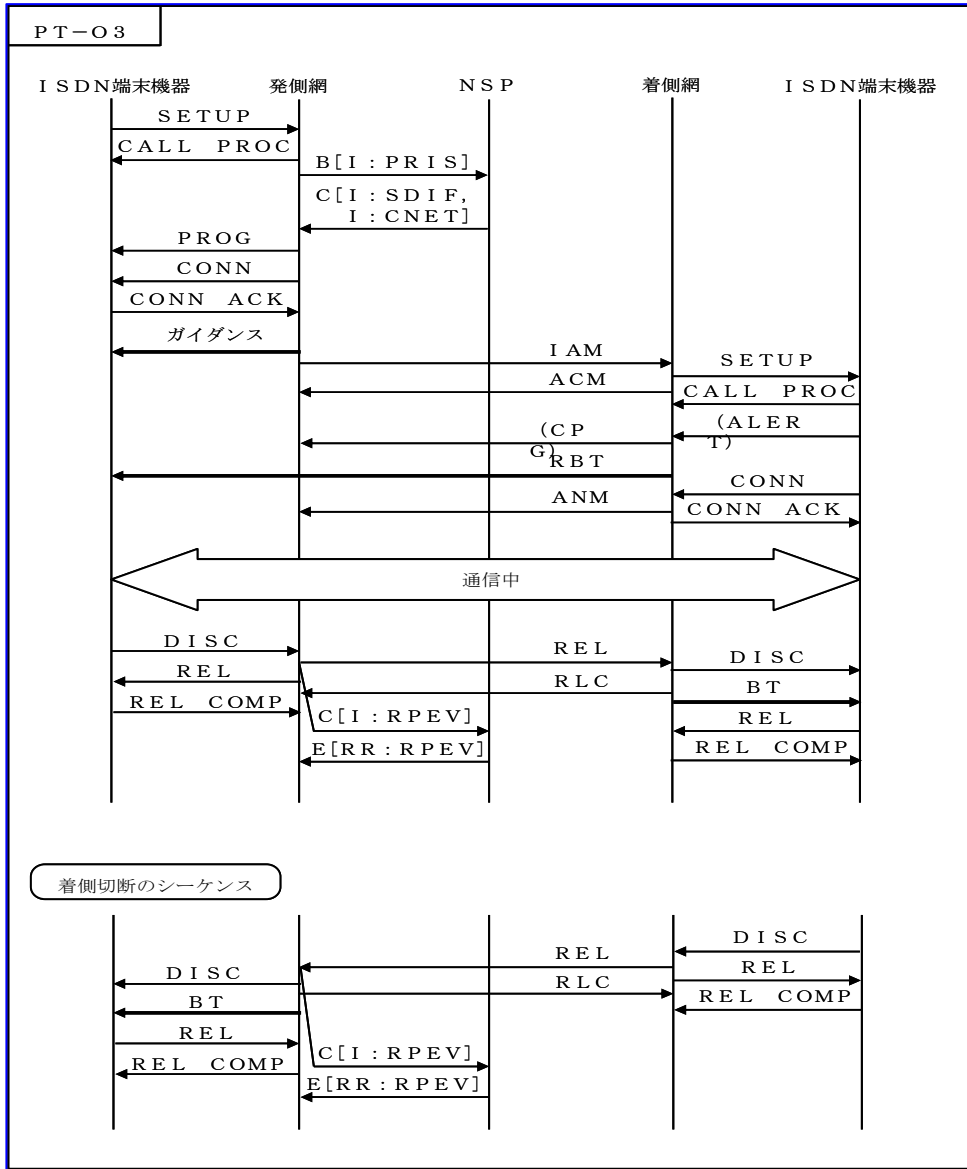
- ウ〜ク (略)
(略)

- セ〜ソ (略)
(2) (略)
(3) O A B O系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。
ア (略)

イ テレドーム接続機能は、形態6-2での接続番号が0180+DEFGHJの当社出接続において提供する。

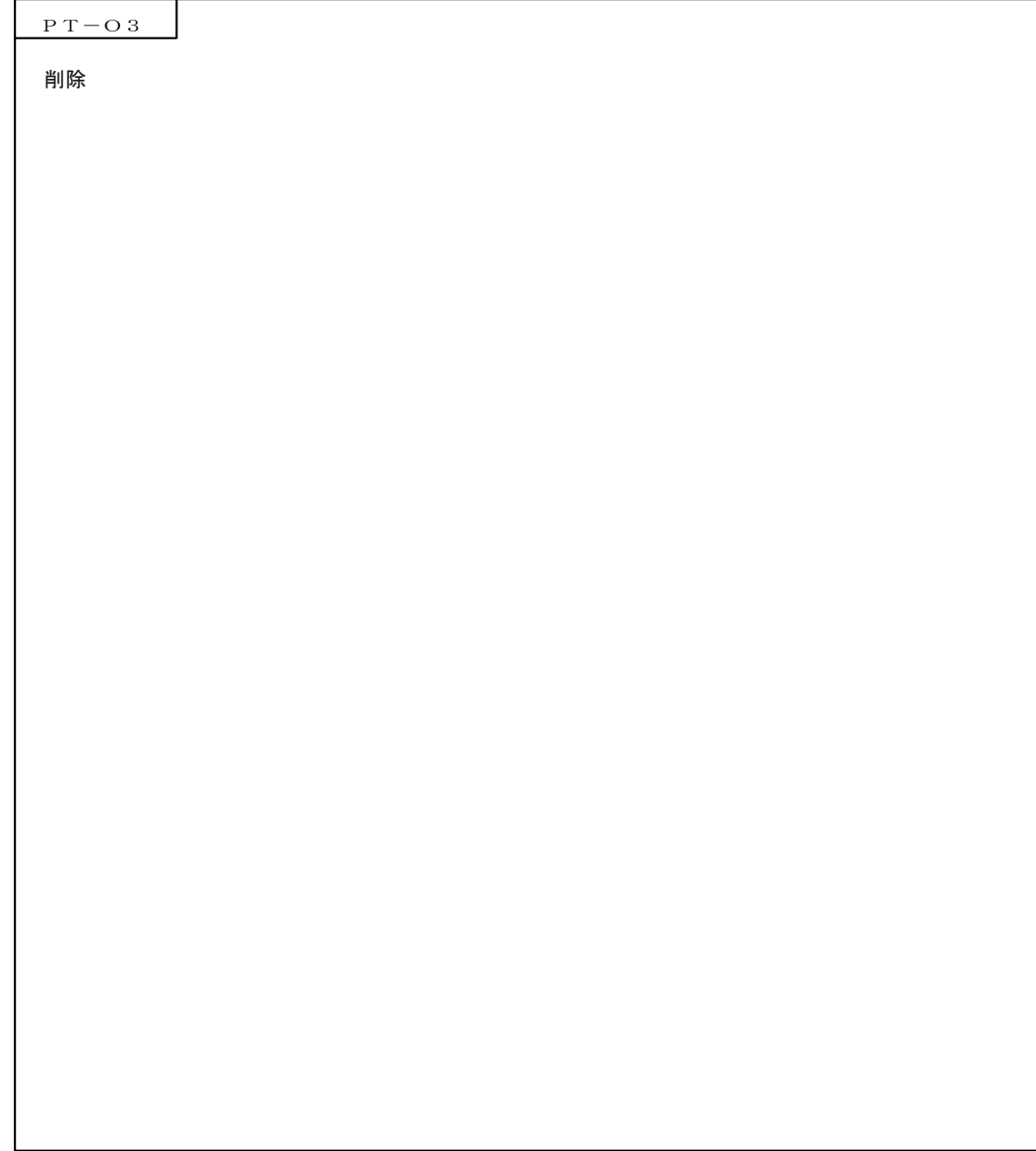
- ウ〜ク (略)
(略)

技術的条件集別表 5 接続シーケンス
シーケンスパターン一覧 (略)



(略)

技術的条件集別表 5 接続シーケンス
シーケンスパターン一覧 (略)



(略)

技術的条件集別表 12. 1 SCCP仕様 網内信号部
(略)

NTT-Q713-1 SCCPフォーマットとコード

1~3.4.22 (略)

3.4.2.2 サブシステム番号

サブシステム番号 (SSN) は SCCP のユーザ機能を示し、使用される場合次のような 1 オクテットにコード化される。

	ビット	
ITU-T 固有情報	8 7 6 5 4 3 2 1	0 0 0 0 0 0 0 0 SSN 不明/未使用
		(略)
TTC 固有情報		0 0 0 1 1 1 1 1 予備
		0 0 1 0 0 0 0 0 予備
網特有領域		(略)
		1 0 1 1 1 1 1 1 国内用 INAP
		1 1 0 0 0 0 0 0 予備
		(略)
		1 1 1 1 0 1 0 0 サービス情報管理
	1 1 1 1 0 1 0 1 <u>電話投票</u>	
	1 1 1 1 0 1 1 0 TCユーザ管理	
	(略)	

(略)

技術的条件集別表 12. 1 SCCP仕様 網内信号部
(略)

NTT-Q713-1 SCCPフォーマットとコード

1~3.4.22 (略)

3.4.2.2 サブシステム番号

サブシステム番号 (SSN) は SCCP のユーザ機能を示し、使用される場合次のような 1 オクテットにコード化される。

	ビット	
ITU-T 固有情報	8 7 6 5 4 3 2 1	0 0 0 0 0 0 0 0 SSN 不明/未使用
		(略)
TTC 固有情報		0 0 0 1 1 1 1 1 予備
		0 0 1 0 0 0 0 0 予備
網特有領域		(略)
		1 0 1 1 1 1 1 1 国内用 INAP
		1 1 0 0 0 0 0 0 予備
		(略)
		1 1 1 1 0 1 0 0 サービス情報管理
	1 1 1 1 0 1 0 1 予備	
	1 1 1 1 0 1 1 0 TCユーザ管理	
	(略)	

(略)

技術的条件集別表 15.1 相互接続用共通インタフェース仕様 (網内信号部)
(略)

1～2 (略)

3. 番号方式

3. 1 発ユーザ・ダイヤル番号の基本構成

(1)～(8)

▼(9) 第2種パケット交換サービス接続呼のダイヤル番号

1XY + 接続番号

163 : 網ID利用 [一般接続呼ダイヤル番号]

164 : 網ID利用 [付加サービス接続呼ダイヤル番号]

169 : 端末ID利用 [一般接続呼、付加サービス接続呼ダイヤル番号]

接続番号 : センタ番号等 ▲

【技別15では▼▲を規定していない】

(略)

技術的条件集別表 15.1 相互接続用共通インタフェース仕様 (網内信号部)
(略)

1～2 (略)

3. 番号方式

3. 1 発ユーザ・ダイヤル番号の基本構成

(1)～(8)

(9) 削除

(略)

技術的条件集別表 16 網特有ASE仕様

I. 網特有ASE 共通部

1～3 (略)

4. パラメータ

4. 1 (略)

4. 2 パラメータのコーディング

4. 2. 1～4. 2. 47 (略)

4. 2. 48 サービスクラス

(略)

次のコードがサービスクラスパラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a) サービスクラス表示

(略)

00000001 : 予備

00000010 : 電話投票

00000011 : 大量情報提供

(略)

(注) サービスクラスの付与条件

データを管理している側のサービス認識によって設定すること。

(略)

付録 1-2 サービス情報管理系オペレーションの使用法

1～2 (略)

3. サービス情報管理系オペレーションに使用するパラメータ

3. 1 「サービスクラス」パラメータ (必須)

(略)

a) サービスクラス表示

ビット87654321

(略)

00000001 : 予備

00000010 : 電話投票

00000011 : 大量情報提供

(略)

(略)

技術的条件集別表 16 網特有ASE仕様

I. 網特有ASE 共通部

1～3 (略)

4. パラメータ

4. 1 (略)

4. 2 パラメータのコーディング

4. 2. 1～4. 2. 47 (略)

4. 2. 48 サービスクラス

(略)

次のコードがサービスクラスパラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a) サービスクラス表示

(略)

00000001 : 予備

00000010 : 予備

00000011 : 大量情報提供

(略)

(注) サービスクラスの付与条件

データを管理している側のサービス認識によって設定すること。

(略)

付録 1-2 サービス情報管理系オペレーションの使用法

1～2 (略)

3. サービス情報管理系オペレーションに使用するパラメータ

3. 1 「サービスクラス」パラメータ (必須)

(略)

a) サービスクラス表示

ビット87654321

(略)

00000001 : 予備

00000010 : 予備

00000011 : 大量情報提供

(略)

(略)

技術的条件集別表 2 7. 1

I P 通信網収容局ルータ接続インタフェース仕様
(100BASE-TX/1000BASE-SX インタフェース)

[参照規格一覧]

ISO/IEC 8877 (Information technology - Telecommunications and information exchange between systems - Interface connector and contact assignments for ISDN basic access interface located at reference points S and T Second edition 1992)

ISO/IEC 11801 (Information technology - Generic Cabling for Customer Premises First edition 1995.5.31)

IETF RFC791 (Internet Protocol 1981.9)

IETF RFC826 (An Ethernet Address Resolution Protocol:Or Converting Network Protocol Addresses to 48. bit Ethernet Address for Transmission on Ethernet Hardware 1982.11)

IETF RFC894 (A Standard for the Transmission of IP Datagrams over Ethernet Networks 1984.4)

IETF RFC1332 (The PPP Internet Protocol Control Protocol (IPCP) 1992.5)

IETF RFC1334 (PPP Authentication Protocols 1992.10)

IETF RFC1661 (The Point-to-Point Protocol (PPP) 1994.7)

IETF RFC1994 (PPP Challenge Handshake Authentication Protocol (CHAP) 1996.8)

IETF RFC2516 (A Method for Transmitting PPP Over Ethernet (PPPoE) 1999.1)

IEEE 802.1Q (IEEE Standards for Local and Metropolitan Area Networks: Virtual Bridged Local Area Networks 1998)

IEEE Std 802.3 (Information technology-Telecommunications and information exchange between systems-Local and metropolitan area networks-Specific requirements-Part3:Carrier sense multiple access with collision detection(CSMA/CD) access method and physical layer specifications 1998 Edition)

1. 物理層 (レイヤ 1) 仕様

1. 1 100BASE-TX インタフェース接続時

IEEE Std 802.3 Clause24 および 25 準拠

コネクタ仕様 ISO/IEC 8877 準拠

ケーブル仕様 ISO/IEC 11801、EIA/TIA-568A CAT5 準拠

1. 2 1000BASE-SX インタフェース接続時

IEEE Std 802.3 Clause36 および 38 準拠

コネクタ仕様 JIS C5973 準拠

ケーブル仕様 JIS C6832 SGI-62.5/125 準拠

2. データリンク層 (レイヤ 2) 仕様

2. 1 100BASE-TX/1000BASE-SX 仕様

IEEE Std 802.3 Clause4 準拠

(略)

技術的条件集別表 2 7. 1

I P 通信網収容局ルータ接続インタフェース仕様
(1000BASE-SX インタフェース)

[参照規格一覧]

IETF RFC791 (Internet Protocol 1981.9)

IETF RFC826 (An Ethernet Address Resolution Protocol:Or Converting Network Protocol Addresses to 48. bit Ethernet Address for Transmission on Ethernet Hardware 1982.11)

IETF RFC894 (A Standard for the Transmission of IP Datagrams over Ethernet Networks 1984.4)

IETF RFC1332 (The PPP Internet Protocol Control Protocol (IPCP) 1992.5)

IETF RFC1334 (PPP Authentication Protocols 1992.10)

IETF RFC1661 (The Point-to-Point Protocol (PPP) 1994.7)

IETF RFC1994 (PPP Challenge Handshake Authentication Protocol (CHAP) 1996.8)

IETF RFC2516 (A Method for Transmitting PPP Over Ethernet (PPPoE) 1999.1)

IEEE 802.1Q (IEEE Standards for Local and Metropolitan Area Networks: Virtual Bridged Local Area Networks 1998)

IEEE Std 802.3 (Information technology-Telecommunications and information exchange between systems-Local and metropolitan area networks-Specific requirements-Part3:Carrier sense multiple access with collision detection(CSMA/CD) access method and physical layer specifications 1998 Edition)

1. 物理層 (レイヤ 1) 仕様

1. 1 削除

1. 2 1000BASE-SX インタフェース接続時

IEEE Std 802.3 Clause36 および 38 準拠

コネクタ仕様 JIS C5973 準拠

ケーブル仕様 JIS C6832 SGI-62.5/125 準拠

2. データリンク層 (レイヤ 2) 仕様

2. 1 1000BASE-SX 仕様

IEEE Std 802.3 Clause4 準拠

(略)

技術的条件集別表 27. 4

IP通信網収容局ルータ接続インタフェース仕様

(IPv6 機能部-100BASE-FX、1000BASE-LX及び10GBASE-LRインタフェース)

注：本別表については、NTT東日本のみの適用です。

[参照規格一覧]

JIS C5973 (F04 形単心光ファイバコネクタ 1998.5.20)

JIS C6832 (石英系マルチモード光ファイバ素線 1995)

JIS C6835 (石英系シングルモード光ファイバ素線 1991)

IEFT RFC2460 (Internet Protocol, Version 6 (IPv6) Specification 1998.12)

ietf RFC2461 (Neighbor Discovery for IP Version 6 (IPv6) 1998.12)

ietf RFC2463 (Internet Control Message Protocol (ICMPv6) for the Internet Protocol Version 6 (IPv6) Specification 1998.12)

ietf RFC3513 (Internet Protocol Version 6 (IPv6) Addressing Architecture 2003.4)

IEEE Std 802.3 (Information technology-Telecommunications and information exchange between systems-Local and metropolitan area networks-Specific requirements-Part3:Carrier sense multiple access with collision detection(CSMA/CD) access method and physical layer specifications 1998 Edition)

IEEE Std 802.3ae (Information technology-Telecommunications and information exchange between systems-Local and metropolitan area networks-Specific requirements-Part3:Carrier sense multiple access with collision detection(CSMA/CD) access method and physical layer specifications-Amendment : Media Access Control(MAC) Parameters, Physical Layer and Management Parameters for 10Gb/s Operation)

ietf RFC2080 (RIPng for IPv6 1997.1)

ietf RFC1771 (A Border Gateway Protocol 4 (BGP-4) 1995.3)

ietf RFC2545 (Use of BGP-4 Multiprotocol Extensions for IPv6 Inter-Domain Routing 1999.3)

ietf RFC2858 (Multiprotocol Extensions for BGP-4 2000.6)

1 物理層 (レイヤ1) 仕様

マルチモード光ファイバ (2芯) 接続時 (100BASE-FX インタフェース接続時)

IEEE Std 802.3 Clause24、26 準拠

コネクタ仕様 JIS C5973 準拠

光ケーブル仕様 JIS C6832 SGI-62.5/125 準拠

シングルモード光ファイバ (2芯) 接続時 (1000BASE-LX インタフェース接続時)

IEEE Std 802.3 Clause36、38 準拠

コネクタ仕様 JIS C5973 準拠

光ケーブル仕様 JIS C6835 SSM A-10/125 準拠

シングルモード光ファイバ (2芯) 接続時 (10GBASE-LR インタフェース接続時)

IEEE Std 802.3ae Clause49, 51, 52 準拠

コネクタ仕様 JIS C5973 準拠

光ケーブル仕様 JIS C6835 SSM A-10/125 準拠

2 データリンク層 (レイヤ2) 仕様

2. 1 100BASE-FX、1000BASE-LX 仕様

IEEE Std 802.3 Clause4 準拠

技術的条件集別表 27. 4 削除

2. 2 10GBASE-LR 仕様

IEEE Std 802.3ae Clause4 準拠

2. 3 論理的条件フレーム構成

IEEE Std 802.3 Clause3 準拠

3. ネットワーク層（レイヤ3）仕様

3. 1 IPv6

IETF RFC2460、RFC2461、RFC3513 準拠

ただし、利用するIPv6 アドレスについては、当社が指定するアドレスブロックの範囲内とする。

3. 2 ICMPv6

IETF RFC2463 準拠

3. 3 ルーティング方式

スタティックルーティング又は4に規定するダイナミックルーティング

4. 上位層（レイヤ4以上）仕様

4. 1 ダイナミックルーティングプロトコル

RIPng IETF RFC2080 準拠

BGP-4+ IETF RFC1771、RFC2545、RFC2858 準拠(10GBASE-LR インタフェース接続時)

なお、ダイナミックルーティングプロトコルの設定内容等の細目については、当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとする。

技術的条件集別表 3 7

IP通信網特別中継局ルータ接続インタフェース仕様

(IPv6 機能部-1000BASE-LX ネットワーク接続インタフェース)

[参照規格一覧]

JIS C5973 (F04 形単心光ファイバコネクタ 1998.5.20)

JIS C6835 (石英系シングルモード光ファイバ素線 1991)

IETF RFC1771 (A Border Gateway Protocol 4 (BGP-4) 1995.3)

IETF RFC2460 (Internet Protocol, Version 6 (IPv6) Specification 1998.12)

IETF RFC2461 (Neighbor Discovery for IP Version 6 (IPv6) 1998.12)

IETF RFC2463 (Internet Control Message Protocol (ICMPv6) for the Internet Protocol Version 6 (IPv6) Specification 1998.12)

IETF RFC2545 (Use of BGP-4 Multiprotocol Extensions for IPv6 Inter-Domain Routing 1999.3)

IETF RFC2858 (Multiprotocol Extensions for BGP-4 2000.6)

IEEE Std 802.3 (Information technology-Telecommunications and information exchange between systems-Local and metropolitan area networks-Specific requirements-Part3:Carrier sense multiple access with collision detection(CSMA/CD) access method and physical layer specifications 1998 Edition)

1. 物理層 (レイヤ1) 仕様

1000BASE-LX インタフェース接続

IEEE Std 802.3 Clause36 及び 38 準拠

コネクタ仕様 JIS C5973 準拠

光ケーブル仕様 JIS C6835 SSM A-10/125 準拠

2. データリンク層 (レイヤ2) 仕様

2. 1 1000BASE-LX インタフェース仕様

IEEE Std 802.3 Clause4 準拠

2. 2 論理的条件フレーム構成

IEEE Std 802.3 Clause3 準拠

3. ネットワーク層 (レイヤ3) 仕様

3. 1 IPv6

IETF RFC2460 準拠、RFC2461 準拠

3. 2 ICMPv6

IETF RFC2463 準拠

3. 3 ルーティング方式

スタティックルーティングまたは 4. 1 に規定するダイナミックルーティング

4. 上位層 (レイヤ4以上) 仕様

4. 1 ダイナミックルーティングプロトコル

BGP-4+ IETF RFC1771 準拠、IETF RFC2545 準拠、IETF RFC2858 準拠

なお、ダイナミックルーティングプロトコルの設定内容等の細目については、当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとする。

5. その他

当社と直接協定事業者間で通信されるパケットにおいて、そのパケットに含まれる IP アドレス (Source

技術的条件集別表 3 7 削除

address、Destination address) は、当社と直接協定事業者間で別途協議により決定した IP アドレスのみとする。

当社と直接協定事業者間の相互接続点における、ダイナミックルーティングプロトコルでの経路交換情報は、当社と直接協定事業者が管理するアドレス情報のみとし、その他のアドレス情報の広告は許容しないこととする。